

平成28年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	7	水	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 		
	8	木	休 会			
	9	金	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（6人） 		
	10	土	休 会			
	11	日	休 会			
	12	月	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	13	火	常任委員会			
	14	水	休 会			
	15	木	休 会			
	16	金	休 会			
	17	土	休 会			
	18	日	休 会			
	19	月	休 会		敬老の日	
	20	火	休 会			
	21	水	休 会			
	22	木	休 会		秋分の日	
	23	金	休 会			
	24	土	休 会			
	25	日	休 会			
	26	月	休 会			
	27	火	休 会			
	28	水	常任委員会，議会運営委員会，議会全員協議会			
	29	木	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	30	金	本会議（最終日）			
			・常任委員長報告			
			・議案審議			
			・請願，陳情			
			・所管事務調査報告			
			・議員派遣の件			
			・継続審査，調査			
			・閉会			

平成28年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成28年 9月 7日

閉会 平成28年 9月30日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 61	専決処分の承認を求めることについて（専決第7号） （平成28年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	28.09.07	28.09.07	承認	—
70	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
71	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
62	さつま町一般職非常勤職員等の任用，勤務条件等に関する条例の制定について	〃	28.09.30	原案可決	総務厚生
63	さつま町文化施設建設基金条例の制定について	〃	〃	原案可決	文教経済
64	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
65	さつま町企業立地促進条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
66	平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	原案可決	2委員会
67	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	原案可決	総務厚生
68	平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	文教経済
69	平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	文教経済
陳情 3	鹿児島県知事に対し，九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情	28.09.30	〃	不採択	総務厚生
6	熊本地震を教訓とし，川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情	〃	〃	不採択	総務厚生
報告 8	平成27年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	報告済	—
9	平成27年度資金不足比率の報告について	〃	〃	報告済	—
	所管事務調査報告の件	〃	〃	報告済	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
	議員派遣の件	28.09.30	28.09.30	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	

平成28年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月7日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）（平成28年度 さつま町一般会計補正予算（第4号））	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用，勤務条件等に関する条例の制定 について	7
（提案理由説明）	
議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について	7
（提案理由説明）	
議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	7
（提案理由説明）	
議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	7
（提案理由説明）	
議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
散 会	11

○9月9日（第2日）

一般質問表	1 3
会議を開催した年月日及び場所	1 5
出欠席議員氏名	1 5
出席事務局職員	1 5
出席説明員氏名	1 5
本日の会議に付した事件	1 6
開 議	1 7
一 般 質 問	1 7
上久保澄雄議員	1 7
町が策定した各種計画の進行管理とその評価と対応について	
地域活動に対する支援体制の充実について	
特別支援教育の実施状況及び発達障害児に対する取り組みについて	
川口 憲男議員	2 7
農業政策について	
新改 幸一議員	3 6
全国和牛能力共進会出品参加について	
新改 秀作議員	4 3
子どもの貧困対策について	
学校教育と土曜日の活用について	
木下 賢治議員	5 3
総務厚生常任委員会行政視察の報告に対する対応について	
学童支援事業の推進について	
岩元 涼一議員	6 0
原発対策について	
移住定住対策について	
散 会	6 6

○9月12日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所	6 7
出欠席議員氏名	6 7
出席事務局職員	6 7
出席説明員氏名	6 7
本日の会議に付した事件	6 8
議案付託表	6 9
開 議	7 0
議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定 について	7 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について	7 0
(総括質疑・委員会付託)	

議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について ……………	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算(第5号) ……………	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ……	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号) ……………	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算(第1号) ……	70
散 会 ……………	79

○9月30日(第4日)

会議を開催した年月日及び場所 ……………	81
出欠席議員氏名 ……………	81
出席事務局職員 ……………	81
出席説明員氏名 ……………	81
本日の会議に付した事件 ……………	82
開 議 ……………	83
議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用, 勤務条件等に関する条例の制定 について ……………	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について ……………	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について ……………	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算(第5号) ……………	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ……	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号) ……………	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算(第1号) ……	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について ……………	90
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について ……………	90
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	

て	9 0
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 7 5 号 平成 2 8 年度さつま町第 2 上水道事業会計決算の認定について	9 0
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 7 6 号 平成 2 8 年度さつま町第 2 上水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	9 0
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
陳情第 3 号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を 求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情	9 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 6 号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の 見直しを求める陳情	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
報告第 8 号 平成 2 7 年度健全化判断比率の報告について	9 7
(内容説明・質疑)	
報告第 9 号 平成 2 7 年度資金不足比率の報告について	9 7
(内容説明・質疑)	
所管事務調査報告の件	9 8
(委員長報告・質疑)	
議員派遣の件	1 0 3
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	1 0 3
(決定)	
閉 会	1 0 4

平成28年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

平成28年9月7日

平成28年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年9月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	町民環境課長	三腰 善行 君
介護保険課長	中村 慎一 君	企業誘致対策室長	市來 浩二 君
水道課 長	岩元 義治 君	消 防 長	鱒坂 貞司郎 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）
（平成28年度さつま町一般会計補正予算（第4号））
- 第 6 議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用，勤務条件等に関する条例の制定について
- 第 7 議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について
- 第 8 議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第10 議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第3回さつま町議会定例会を開会します。教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、米丸文武議員及び12番、新改秀作議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から9月30日までの24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から9月30日までの24日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、お手元に配付してありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については、補足して説明します。

西日本地区における各県町村議会議長会協議会が7月19日に東京都で開催されました。協議会では、（仮称）全国町村議会議長会基地関係協議会の立ち上げについて、全国町村議会議長会会長を初め、全国の在日米軍基地所在の47町村議会議長へ理解と協力をお願いする文書を送付した旨の報告がありました。

翌日の20日は全国町村議会議長会都道府県会長会が開催され、2件の報告案件と、平成29年度国の予算編成並びに施策に関する要望議案及び熊本地震からの復旧・復興に関する緊急要望議案の2件が提案され、全会一致で議決されました。また、同日、一般財団法人全国町村議員会館臨時評議員会も開催され、評議員のうち3名の辞任に伴う補欠選任がなされました。

次に、監査員から例月出納検査及び平成28年度学校備品監査結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、お配りしております議事日程に入っておりますのでございますが、この中で、7月の27日から28日の九州治水期成同盟連合会と国土交通省水管理局との意見交換会及び要望活動に関する事項。7月29日の大鶴湖周辺整備に関する要望活動並びに8月3日の薩摩西郷梅を核とした産地再生プロジェクト発表会につきまして、補足して御報告をいたします。

まず、7月27日から28日に行われました九州治水期成同盟連合会と国土交通省水管理局との意見交換会及び要望活動についてであります。

27日は、国土交通省におきまして、水管理保全国土保全局長を初め、幹部の皆様の列席のもとで意見交換会を行ったところでございます。

熊本地震の被災状況を初め、各期成会の代表がそれぞれの要望並びに意見発表をいたしました。山田水管理保全局長からは、熊本地震での河川堤防の被害に対する緊急復旧のことや二次災害防止のための緊急砂防事業の状況、ストック効果を発揮する治水関連事業を説明をされまして、これからは、やはり社会資本整備をしたあとのストック効果の高い施設、こういったところに重点投資をされるというようなことでございました。

28日におきましては、山本国土交通副大臣を初めとしまして国土交通省の幹部の方々に熊本地震の災害復旧及び各期成会の治水関連予算の確保と要望事項の早期完成を要望してまいりました。さらに、財務省、九州選出の国会議員にもそれぞれ要望を行いまして、治水関連予算の増額を強く要望を行ったところでございます。

次に、7月の29日に大鶴湖周辺整備に関する要望活動についてでございます。

伊佐市と共同いたしまして大鶴ゆうゆう館改築に伴います川内側の河川激特工事で施工されました各種の治水技術工法あるいは現在施工中の鶴田ダムの再開発工事、こういったことの特に優れた治水技術、こういったものを後世にやっぱり残していく必要があるかと思っておりますが、治水のこういった歴史の紹介展示施設への支援もしていただきたいということ。それからまた、大鶴湖のへラブナ岬公園の基盤整備、県道鶴田大口線改良整備、それから曾木の滝の周辺の整備とこういったことについて、国土交通副大臣初め、国土交通事務次官、技官、水管理国土保全局長、道路局長とそれぞれ直接面談をいたしまして、要望を行ってきたところでございます。

最後に、8月3日に行いました薩摩西郷梅を核とした産地再生プロジェクト発表会についてであります。これは、鹿児島大学農学部、農業経営経済学部の講座であります。毎年、市町村を初め、関連企業、団体から課題の提供を受けまして、その解決策を提案をするソリューションプログラムとして取り組んでいるものであります。

本年度は、鹿児島県が農山村地域の活性化のために力を注いでおります共生協働の農村づくり運動、これの一環としまして、町と協議をいたしまして、県のほうからさつま町の梅の里の再生を可能とする戦略づくりにつきまして同大学に委託をされたものでございます。

この事業におきましては、薩摩西郷梅に関しまして、梅製品の大規模な試食テストとか販売または梅の生産者を初めとしまして、自治体、関係機関団体とのインタビューこういったことの多

くの調査結果をもとにしまして、梅を核とした地域マーケティング戦略づくりに同学部の学生、約20名の方が4カ月間にわたりまして取り組んだものでございます。

その調査結果の成果と斬新なアイデアを加えましてつくり上げました梅を核とした地域マーケティング戦略の発表会が行われたところでございます。

発表会には、学部の学生、教授、薩摩西郷梅の生産組合の関係者及び生産者、JA北薩摩、それから県、町の関係者、多数参加をいたしたところであります。

その内容につきましては、インバウンド戦略とか、あるいは地域マーケティング戦略のあり方、直売所の交流機能の低下、あるいはシンボリックな商品がないことなどから主力製品としまして、かつおぶしを使った梅干しと梅ジャムの商品提案がなされたところであります。

また、入込客への販売強化についての提案もあったところでございます。平成3年のこの梅振興会発足から25年余りが経過をいたしております。生産農家の減少とともに生産量、生産額ともに減少してきている現状下におきまして、新たな方向性を示していただいたということでございますので、新商品の開発など、薩摩西郷梅のさらなるブランド確立に向けまして、関係機関が一体となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、7月31日、薩摩川内市で隔年ごとに実施をされます県消防協会の薩摩支部消防操法大会におきまして、本町の消防団から小型ポンプの部に3分団、ポンプ車の部に4分団出場をいたしたところでございますが、その結果、小型ポンプの部で船木分団が優勝をいたしましたので、8月26日、県の消防学校で行われました県の消防操法大会に出場するために緊急を要しましたので、平成28年度のさつま町一般会計補正予算について地方自治法第179条第1項に規定に基づきまして、専決処分をしたものでございます。同条第3項に規定によりこれを報告し、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第61号 専決第7号平成28年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について、先ほどありましたとおり、鹿児島県消防操法大会の小型ポンプの部で船木分団が出場することになりましたために、関係経費の補正について緊急を要したため、平成28年8月2日付で専決処分をさせていただきましたので、その内容について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○木下 賢治議員

質問をいたしますが、それぞれの予算に対しては異議はないわけですが、1点だけ。機材の点検の20万という事前報告があったわけですが、点検するだけで額的には総体の額からすれば少ないかもしれませんが、20万円ということについてちょっと中身をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

説明が不足しておりましたが、点検手数料につきましては、2万円ということで、消防用の操法用のホースを5本購入しております、こちらのほうが18万4,000円、合計で20万4,000円ということになっております。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

消防長にちょっとお伺いしますが、今回のこの予算については、どうこうということはないんですが、船木分団が優勝されたということで、大変喜ばしいこととございまして、ありがたいことなんですが、今、船木分団は、団員数とそれから、この操法大会に参加された団員の平均年齢は、どれぐらいのものなんでしょうか。

○消防長（鯉坂貞司郎君）

船木分団ですが、定員及び実員ともに15名でございます。平均年齢については、手元に資料はございませんが、出場分団の中で特に若い分団であったというふうに記憶しております。

○新改 幸一議員

平均年齢はあとでまた教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はないようです。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」は承認されました。

△日程第6「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」、日程第7「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」、日程第8「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第10「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第11「議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第12「議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第13「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」から、日程第13「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

議案第62号から議案第69号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」であります。

これは、地方自治法及び地方公務員法に基づき、一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員の報酬と勤務時間、休暇等の勤務条件の規定を整備するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」であります。

これは、文化施設の宮之城文化センターが建設以来42年を経過し、老朽化とともに冬場の暖房もきかずもろもろ支障を来している現状に鑑み、将来的に建てかえの必要性から、今の段階から計画的な財源を確保していくための準備を始める、こういったための積み立ての本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、労働基準法の適用による勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。

これは、産業振興及び雇用の増大を図ることを目的に助成措置の要件、助成限度額を見直すことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、文化センター費に要する経費及び道路維持費、農地農業用施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億165万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,183万4,000円とするものであります。

次に、「議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、償還金及び高額介護給付費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,005万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,169万5,000円とするものであります。

次に、「議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、営業外費用並びに建設改良費の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出から64万4,000円を減額し、収益的支出の総額を1億4,095万6,000円にしようとするものであります。資本的収入及び支出において資本的支出に870万円を追加し、資本的支出の総額を9,409万8,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、営業費用並びに建設改良費の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的収入に276万4,000円を追加し、収益的収入の総額を2億8,380万6,000円に、収益的支出に233万8,000円を追加し、収益的支出の総額を2億6,925万9,000円にしようとするものであります。資本的収入及び支出において資本的支出に1,225万1,000円を追加し、資本的支出の総額を2億7,311万7,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

それでは、65ページになります「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案第67号につきまして御説明申し上げたいと思います。「平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

議案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね、午前10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま、議題となっています各議案に対する総括質疑は、9月12日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第14「議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦
について」、日程第15「議案第71号 人権擁護委員
候補者の推薦について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第15「議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について」を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第70号及び議案第71号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、「議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、山元伸一氏が平成28年9月30日付をもって任期満了となることに伴

い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

次に、「議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち餅田慶子氏が平成28年12月31日付をもって任期満了となることに伴い、新たに貴島晃人氏を推薦しようとするものであります。

以上、2件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○町民環境課長（三腰 善行君）

議案集の70ページでございます。「議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

続きまして、議案集の71ページであります。「議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、順に討論、採決を行います。まず議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。「議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について」は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

次は、議案71号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

「議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月9日は午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時54分

平成28年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

平成28年9月9日

平成28年第3回定例会一般質問
平成28年9月9日(第2日)

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(14) 上久保 澄雄	<p>1 町が策定した各種計画の進行管理とその評価と対応について さつま町総合振興計画及び分野別各種計画等の政策推進上における進行管理と実施後における行政効果等の分析・評価等をどう行っているか伺う。</p> <p>2 地域活動に対する支援体制の充実について 各地域において、区・公民会・実行委員会等が主催し、単独で実施するイベントに対する支援策について伺う。</p> <p>3 特別支援教育の実施状況及び発達障害児に対する取り組みについて 本町における特別支援教育の現状、成果及び課題並びに発達障害児に対する今後の取り組み方針と福祉分野における取り組みについて伺う。</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 農業政策について 創生総合戦略の中の基本目標に「地域の幹(みき)となる産業を育む「さつま町」で働く」とある。特に農業は、さつま町にとって基幹産業であり、地域の活性化、地域コミュニケーション形成の場としても重要な役割を担っていることから、農業政策に対する町長の取り組む姿勢を伺う。</p> <p>(1) 中山間部における農業対策への考えと今後の取り組みは。</p> <p>(2) 農地中間管理機構による農地集約の現状と更なる機構の活用策は。</p> <p>(3) 新規就農者・担い手の拡充を図る観点から、町独自に新規就農者を増やす政策は。</p>
3	(8) 新改 幸一	<p>1 全国和牛能力共進会出品参加について 2022年度に本県で開催されることが決定した「全国和牛能力共進会」に向けて、さつま町としてどのような形で参加したいか、その意向と意欲について町長の見解を伺う。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
4	(12) 新改 秀作	<p>1 子どもの貧困対策について</p> <p>(1) 町内の子どもの貧困の実態の把握について伺う。</p> <p>(2) 国の「子どもの貧困対策に関する大綱」が発表されたが、これに対する町の対応について伺う。</p> <p>(3) 貧困対策について、教育・福祉の両面からの取り組みについて伺う。</p> <p>2 学校教育と土曜日の活用について</p> <p>(1) 土曜授業導入にあたって、当初の計画とその実施内容の成果と課題について伺う。</p> <p>(2) 教職員の労働時間と勤務実態について伺う。</p>
5	(9) 木下 賢治	<p>1 総務厚生常任委員会行政視察の報告に対する対応について</p> <p>(1) 昨年行った熊本県大津町の子育て支援の調査において、教育委員会に子ども支援課を設置し、保育園から中学校までの保育と学校教育の連携の効果について報告したが、これまでに検討がなされたものか伺う。</p> <p>(2) NPO法人設立による子育てサポートや学童保育支援の状況について伺う。</p> <p>2 学童支援事業の推進について</p> <p>本町の学童保育施設の設置率は、昨年の実績で28.6%となっており、離島を除く県内の市町では、下位から2番目である。学童支援事業の現状と今後の取り組みについて伺う。</p>
6	(7) 岩元 涼一	<p>1 原発対策について</p> <p>熊本地震の発生により、三反園新知事は、九州電力に対し、川内原発の一時停止と点検を求めるなど慎重な態度で臨んでいる。前知事は「再稼働についての同意は県と立地自治体だけで良い」との姿勢であったが、今後は30キロ圏内の自治体の同意も求めるよう知事に申し入れる考えはないか伺う。</p> <p>2 移住定住対策について</p> <p>通信技術が格段に進歩を遂げ、インターネットはその媒体として欠かせないものになっているが、一方で回線の高速度大容量化が進んでいない。既存の利用者の利便性向上を図りながら、町外からの移住希望者に本町をアピールする手段として、整備率100%を目指す考えはないか。町長の考えを伺う。</p>

平成28年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成28年9月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	崎野 裕二 君
企画財政課 長	押川 吉伸 君	福祉課 長	鍛冶屋 勇二 君
健康増進課 長	四位 良和 君	農政課 長	上野 俊市 君
担い手育成支援室 長	村山 茂樹 君	商工観光課 長	羽有 郁夫 君
企業誘致対策室 長	市來 浩二 君	教育総務課 長	角 茂樹 君
学校教育課 長	佐々木 好彦 君	学校教育指導監	平 千力 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただ今から平成28年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、14番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

おはようございます。3項目ほど通告いたしておりましたので、順次質問をしてみたいというふうに思います。

まず、1番目の町が策定した各種計画の進行管理とその評価と対応についてということであり

ます。町政運営に当たりましては、広範にわたる事務事業等についてその目的、効果を明らかにし、実施に当たっての指針ともなるべき構想、事業計画の策定が必要となるわけではありますが、本町におきましては、第1次総合振興計画に引き続きまして、平成28年度から新たに向こう10カ年間を計画期間とする第2次の総合振興計画が策定されまして、その初年度としての取り組みが現在なされているところであります。

また、同時に過疎地域自立促進計画についても、平成28年度から5カ年間の町が取り組むべき方向を盛り込んだ計画が策定をされております。

そのほか、町には法令に基づき策定が義務化されているもの、あるいは独自に策定されたものなど、各部門にわたる、多岐にわたる計画があるわけではありますが、大半は従前の計画期間が到来したものを更新されたものであります。

新しくは、地方創生を目的とした、さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略2060年度までを視野に入れた人口ビジョンが策定され、そのほか、福祉部門における各種の計画や教育基本計画など、これは後期ですね、などなど数多くの計画が立てられております。

これらの計画は、最終的には町総合振興計画にある基本構想達成に集約されるわけではありますが、そこでこれらの計画の進行管理は、所管するそれぞれの部署において個々になされているものとは思いますが、各計画に基づいた施策の実施後における効果等の分析、評価等はどのように行われているのかお伺いをいたします。

2点目ですが、地域活動に対する支援体制の充実についてであります。

地域活動につきましては、自治組織を中心として地域自らも改善すべきは改善し、経費、労働等の節減を図りながら組織を維持してきてはおりますが、一方においては行政機関の末端組織としての機能も有しておきまして、どちらかと言えば、ウエートの的には後者の関係のほうが大きいわけでありまして、組織内における役員等の構成にも影響を与えている一つの要因ともなっていると考えております。

そこで、現状を維持していくという観点から、区、公民会に対する財政的な支援制度について

は、高齢化率や人口比率等を加味するなど、戸数等の著しい減少にも対応可能な見直しがなされてきてはおりますが、その都度、その都度の対応ではなく、例えば、恒久的な算定方式を導入するなど、より実態に即応した考え方もあるのではと考えます。

町としては65歳以上の人口が50%を超える地区、いわゆる限界集落が28集落存在している状況もあります。公民会合併への推進を図るとしてはありますが、これまでの長い歴史の中で培われてきた伝統、歴史、そして何よりも地域のきずなというものが、合併ということのみでは簡単には解決できない部分もあるのではと思います。

そこで、話しは若干変わりますが、現体制で地域の活性を目指した区、公民会、実行委員会等が主催するイベントに対する助成措置についてお伺いいたします。

地域においては高齢化の進行と人口減少により、イベントを維持するための条件を確保することが、年を追うごとに厳しくなっておりまして、さらには一部のイベント以外、その大半が経費も自ら捻出しなけりゃならないということで、毎年大変な苦勞をされております。実施主体は地元であっても、対外的にはもはや本町を代表すると言っても過言ではないほどに定着しているイベントもあり、県内外問わず多くの方々が本町に来ていただけることから、商店街を初め観光の振興、農産物等の地場産品の販売促進などなど、本町にもたらされる経済的な効果は計り知れないものがあると考えます。

また、そのことは地域活性化へとつながるものと考えますが、単年度限りの補助制度はあるにしても、毎年交付されるものでもありませんので、特定のイベントに限定した恒久的な支援策に対する考え方をお伺いをいたします。

最後に、特別支援教育の実施状況及び発達障害児に対する取り組みについてであります。

平成18年度の学校教育法の改正によりまして、特別支援教育の理念を障害のある全ての幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという観点から、それぞれの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものと規定されたところであります。

なお、平成23年8月には発達障害者が障害者基本法の対象となることが明確化され、さらには本年5月には発達障害者支援法の一部改正がなされ、広く国民の障害者の自立、社会参加への協力に対する責務や教育上における支援体制の整備、支援計画の作成、推進、就労支援に関することなど権利、利益の擁護に至るまでの幅広い内容となっております。

これまで一般的にはなかなか理解されにくかった発達障害の人たちを幼児期における段階から教育、就業による社会参加の段階まで支援していく体制が整えられたわけでありまして。

そこで、本町における特別支援教育の具体的な実施状況についてと、その成果や課題等について、また発達障害者支援法の改正に基づく教育委員会としての方針についてお伺いいたします。

なお、平成27年3月にそれぞれ策定されました、さつま町障害者計画及び同障害者福祉計画における福祉サイドにおける発達障害に対する支援についての考え方をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。上久保澄雄議員から1つ目の質問といたしまして出されました、町が策定した各種計画の進行管理とその評価の対応についてお答えをさせていただきます。

御質問にもありましたとおり、町の最もこの上位の計画であります、この総合振興計画を推進するため、各分野におきましては、さまざまなこの計画の策定をいたしているところであります。

行政推進におきましては、その場、その場の思いつきではなくて、やはりこの計画につきましては、財源の裏づけも必要でございますので、将来展望をしっかりと立てながら計画的なこの行政を推進する必要がございます。すなわち、計画行政というのが求められておるわけでございます。

そこで、各種の計画につきましては、内部の評価委員会を設置をいたしております。評価、検証を行いながら予算編成説明会や事務事業の評価説明会等を開催をいたしまして、その次のこの予算編成へ十分、反映をしていくという姿勢でいるわけでございます。まあ、いわゆるプラン、ドゥ、チェック、アクションこういったサイクルを採用しているところでございます。

また、総合振興計画と各種計画の政策推進上におけます進行管理につきましては、総合振興計画の実施計画の中で各種計画でのこの位置づけにつきまして整理をいたし、総合振興計画の実施計画の進行管理及び評価、検証等を進めていくということにいたしております。各種計画も合わせまして、この確認、整理ができていく状況になっております。

この実施計画と個別計画のこの評価調書というのをそれぞれ一体的なものにしておりますので、この計画の策定に合わせまして様式の見直しも行っております。今回、新たに達成度とかこの成果指標とこういったこと等も推移を整理をいたすことにしております。この評価の結果がそれぞれの計画の検証につながっているというふうに認識をいたしているところでございます。

2つ目の地域活動に対する支援体制の充実についての御質問でございます。

地域におけます区、公民会、実行委員会等がこの主催をいたしますイベント等に対して、恒久的な支援策の考えはないかということでございます。町内におきましては、区の公民館、あるいは実行委員会等が主体となりまして地域の特色を生かしたイベントとしまして、ホテル舟とかひがん花まつり、竹ホテル、金吾様踊りなど県内外から多くの方々が集まる数多くのイベントが取り組まれているところでございます。これらのイベントの実施によりまして、さつま町のPRはもとより観光、地域経済の活性化の一翼を担っていただいているということにつきましては、町としましても大変ありがたく感謝を申し上げているところでございます。

一方でやはりこの近年の高齢化等の進行によりまして、イベントの運営面に大変厳しい面があるということも御意見として伺っているところでございます。このようなことから、昨年度は交流人口増大を図るため地方創生先行型の事業を導入をいたしまして、地域元気再生事業の中に新たにこの交流人口型としまして、町内外から幅広く人を呼び込む取り組みに対しましては、新たな支援策を創設をいたしました。現在、9の公民館でそれぞれ取り組んでいただいているところでございます。

総合戦略の中でも交流人口200万人を掲げております。最近におきましては、地域の若い世代のグループによりまして、多くの皆さんが訪れるイベント等の取り組みを活発にいただいております。

新たなこの支援策としまして、昨年度から交流人口型を引き継ぐ形で町外からの入れ込み増を図っていただく、交流促進型の地域元気再生事業として創設を加えたところでございます。この交流促進型につきましては、3年間で継続した助成の制度にしておりまして、できるだけ当初の段階はですね、やはり大変な経費が要するということが割合も高くいたしておりますけれども、漸減という形でとっておりまして、最終的にはやはりこの地域の自治体の自立ということが大事かと思っております。そのような制度にいたしているものでございます。

また、一方、恒久的な支援ということでは、従来の宮之城の時代からずっと取り組んでおります。このむらづくり方策をつくった段階が各公民館に50万の補助の中で特色のある取り組みをしていただいております。合併後におきまして、こういう取り組みは非常に地域からも強く要望がございましたので、現在までずっと継続をいたしております恒久的な支援になっていると

ころでございます。これも、十分な活用をいただいて、それなりの地域の活性化が図れているというふうに考えておりますので、こういったものについては、これからも継続をしていく必要があるかと思っておりますので、十分な活用をしていただければありがたいと思っております。

このように、いろんな取り組みのパターンも新たな創設をしておりますので、それに応じた取り組みをしていただきまして、地域の活性化につなげていただければありがたいと思うところでございます。

次の発達障害児に対する取り組みについてでございます。

障害者福祉計画及びその障害者福祉計画の中に療育、あるいは障害児通所支援について規定をいたしているわけでございます。平成24年度の法律改正によりまして、当時の障害者自立支援法の児童福祉サービスというのが児童福祉法に移行されたということがございます。発達障害を含めます障害のある子供の支援という位置づけをしているところでございます。

取り組みの内容にいたしましては、福祉課に新たに2名保健師も配置をいたして、乳幼児の健診を通じまして発達が気になる子供さんたちと保護者の年齢別に毎月1回親子教室へ参加を促しております、親子の遊びを通して子供の発達を確認しながら、状況によっては発達支援センターでございます、クオラバンビーノのほうにおつなぎをしているところでございます。

クオラバンビーノの利用につきましては、平成23年度の開設当初は利用者も23名程度でございましたけれども、現在では45名から50名程度に増加をいたしております。事業名は児童発達支援事業という名称でございますが、町外の施設利用もありますけれども、平成27年度利用者が年間延べ539名ということで、1カ月当たり実利用者も45名ということで増えている状況にございます。

そのほかに就学児童を対象にした放課後等のデイサービス事業ということがあります。町内では宮之城ふくし園が養護学校からお帰りになった児童を一時預かりする事業でございます。平成27年度は延べ122名の利用、1カ月当たりの実利用者が約10名でございます。

やはりこの課題としましては、保健師のスキルアップというのが年々高まっておりますけれども、運動、精神、言語、情緒、いろんな多様な判断の見きわめというのがございますので、そのへんの見きわめに苦慮しているという事実もございます。

また、乳児段階においていろんな判断をしますけれども、保護者のやはり理解ということになかなか時間を要しているということがございますので、そういったことが一つの課題と受けとめているところでございます。

平成28年度からは、この施設で療育が受けやすいようにきょうだい児を保育園で一時預かる一時保育事業の支援も取り組んでいます。これはもう町単の取り組みとして新しく始めたところでございます。発達のおくれがある子供に対しまして、社会性、協調性を養い自立していくことを目的に能力の幅を広げる取り組みがこの療育ということでございますが、この療育につきましては、やはり早期発見、早期支援ということが一番望まれておりますので、今後におきましても施設の利用促進が図れますように支援体制を充実をしてみたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

特別支援教育の関係につきましてお答えいたします。

まず、本町の現状でございますが、現在、本町では合計しますと185名の児童・生徒が御指摘の障害種及びその程度に応じまして特別支援教育を必要としております。そして、この対象児童・生徒は、年々増加する傾向にございます。その就学の方法は4つございまして、1つは特別

支援学校に就学する方法で、出水養護学校の小学部に15名、中学部に5名の合わせて20名が就学しております。

2つは、特別支援学級に在籍する方法で、町内11の小・中学校に知的障害児学級9学級、自閉症・情緒障害学級11学級、肢体不自由学級1学級の計21学級を開設しておりまして、現在65名が在籍しています。

3つは、通常学級に在籍し、担任が指導する時に児童・生徒のそばにいて、その指導の補助をする、いわゆる特別支援教育支援員の援助を受ける方法ですが、町内全13校に99名が在籍しており、18名の支援員を配置しております。なお、この支援員につきましては、町単独の予算で配置していただいております。きめ細やかな指導の取り組みに寄与しております。

4つは、他の学校の学級に週1回1時間程度通級して学習する方法ですが、これは対象者が少ない関係で県がブロック別に学級を設置しておりまして、近隣では伊佐、薩摩川内市等になりますが、本町の児童は伊佐市の小学校のこたばの教室に1名が通級をしております。

取り組みの成果としましては、全校において特別支援教育コーディネーターというのを配置してございますけれども、管理職の指導の下での活動によりまして望ましい就学指導が横との連携で図られつつあり、そして法の改正で強く言われておりますけれども、個々人の指導計画作成により児童・生徒の実態に即して、個に応じた細やかな指導が継続してなされつつあります。

また、療育施設や保育所、幼稚園との連携が進み、特別支援学級等に在籍する人数も増えてきておりまして、以前より保護者の早期対応への理解も進みつつあると考えております。

さらに、施設面におきましても障害種に応じた整備に努めておりまして、特別支援学級の改修、あるいはスロープや手すり、洋式トイレの設置などハード面のバリアフリー化も進めてきております。

次に、課題といたしましては、1つは今、町長の答弁にもございましたが、児童・生徒の実態が多様化してきており、同じ障害種の中でも幅がありまして、その見きわめがより難しくなりつつあるところでございます。

2つは、全県的に特別支援教育のニーズが高くなってきておりまして、指導者の人材確保が難しい状況にあります。とりわけ町単独で配置してもらっています特別支援教育支援員につきましては、児童・生徒の教育に携わるということから、教員の免許等を所持している者を条件と今のところはしてございまして、その確保が年々難しくなっております。

3つは、未就学児の就学指導につきまして、早期対応の観点からこれまで以上に町健康増進課や福祉課、療育施設等とのこの関連機関との連携強化を図っていく必要がございます。

最後に、発達障害者支援法に基づく町教育委員会の方針としましては、以上述べてまいりました課題を解決しつつ、専門家の指導を受けながら引き続き関連機関との連携を図り、早期発見、望ましい適切な就学、早期の対応を推進してまいりたいと考えております。そのためには、教職員の資質向上、保護者への啓発が欠かせません。教職員にありましては、各種の研修の充実を図り、全職員が共通の認識をもって組織で対応できるよう、指導力のアップに努めるとともに、いろいろな機会を通じて保護者への啓発を図ってまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○上久保澄雄議員

1点目の各種計画の進行管理のその評価の関係であります。

確かに、総合振興計画の実績につきましては、これ決算時期ですかね、個々の事務事業ごとにこれは内部の評価がなされておりました。詳細な各事業ごとの評価ということで、我々も資料をいただいております。また、部内による主要施策の成果説明書の中でも若干触れられ

ていると、成果についてですね。

そのほか、例えば監査の段階、あるいは議会のこうした場ですね、質問の場、そういう場でも実施内容に対する一定の評価等は行われてきてはおるわけではありますが、それはそれで大いに理解するところであります。目標を達成したもの、あるいは計画通り、どうもこう進んでいないというもの、計画自体が適切な内容であったのか、といったような観点、そのような観点等からより具体的な分析、評価を行うことで、課題、問題点等を明らかにすることにより、次年度以降の施策推進上における参考となることは、これは改めて言うまでもないことであります。

現在の評価制度はあくまでも内部評価であります。もちろん自分たちで策定した計画を自らの目で評価することは、これは大変重要なことであります。ただ、それだけではどうしても見えない、気づかないという面もあるのではないかというふうに思います。

そこで、現在の評価にさらに第三者の立場からの視点を加えるということで、評価の透明性、客観性の確保につながり、そのことがより効率的で質の高い行政サービスへとつながっていくものというふうに思うところです。

教育関係につきましては、既に外部評価制度は導入されておりますが、それ以外についても行政内部による評価のみではなく、住民の視点による客観性をもった外部による同様システムの検討の余地があるのではというふうに考えますけれども、この点お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

個別の事務事業の評価、検証等につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。評価、検証等によりまして、やはりこの事業推進上の課題とかいろんな問題点等を洗い出しまして、次のステップへの取り組みが重要であるということでございますので、まさにこういった必要性から事務事業評価制度を導入をいたしたところでございます。計画、実行したがこの評価改善がなされなければ意味はございませんので、引き続き事務事業の評価の取り組みを積極的に進めたいと考えております。現在は、ございましたとおり内部の評価委員会を経まして、課長の皆さん方の例えば行政改革推進本部会議というのがございますが、そこでまた検討をいたしておりますし、さらには、住民の皆様方のメンバーであります行政改革審議会のこういった委員の皆さんからも、それぞれ御意見等もいただきながら、次の事務事業に反映させていく、こういうシステムをいたしております。もちろん、最も外部評価という面からいきますと、第1義的にはこういった住民代表でございます議会の審議が最高のものと考えておりますので、そういったことも踏まえながら、いろんな多面的な面からいろんな御意見をいただき、よりよい行政サービスを高めていきたいと、こういう姿勢でいるわけでございます。

○上久保澄雄議員

今、議会のほうの最終的な審議とこれが外部評価の最終の段階と、町長の答弁もありましたけれども、それはそれとして重々理解しての質問でございます。それとは全くこれは全国的にも恐らくあると思うんですが、全く外部の人を入れる、第三者を入れて、そして町全体の事務事業を全部をやりなさいということでは、とてもじゃないけれどもできませんので、まあそれぞれの部門ごとに中心となるような核となるような施策があると思います。その施策を中心としてこれはどうかと、いいのか、悪いのか、この手法でいいのかと、そういった点を第三者で評価していく制度はいかがですかと、こういう意味でございます。

地方自治体は限られたこの財政事情の中で、年々まあ複雑多様化する町民の要求というのもございます。したがって、いかに効率的に効果的に真に必要なとされる施策を展開していくからと、これはもう一番の行政の使命であるというふうに思います。そのためには、何を町民は望んでいるのか、そこをやはり確認する必要がある。どうしても部内では、規定の路線にの

っとして、そしてその事務を推進していくと、あるいは国から来る事業もあるでしょうけども、独自の発想に基づいた新たな施策というのは、なかなか難しいですね。ですから、そのへんも含めて、こういう事業はこういった事業に変えたほうがいいんじゃないですかと、これは第三者の目しか見えない部分であろうというふうに思います。そのために外部による行政評価を行うことで、行政として町民への説明責任を果たすことにも結果的にはなるというふうに思います。

計画の確実な実施、進行管理を行うということで行政の一層の効率化につながると考えますが、行政全般を対象と、先ほども言いましたように行政全般を対象とした評価ということで、これは時間は幾らあっても足りません。また、ましてはこれは土台無理なところがあるというふうに思いますが、そこで各部門における中心となる、例えば福祉は福祉の分野ですね、そういった分野でこれが基本だと、それぞれ各分野であると思います。まあ、財政の運営についてもしかりです。そういったのを一部を対象として、第三者の評価をいただくという方法は考えられないものかと、こういった質問です。いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

いろいろな仕事をする上におきましては、当然この限られた財源というのがございますので、そういった中で多様化する町民ニーズ、これをしっかり把握をしながらそれに対応をしていくということが、やはり効果的、効率的なこの事業の実施につながっていくというふうに考えております。

かねてから計画行政を進める上で、この選択と集中ということをいつも私のほうから申し上げておりますけれども、やはり事業の効果、検証というのを、これが非常に大事でございますので、新たな取り組むべき事務事業の関係につきましては、財源をしっかりと把握をしながら行政サービスの維持向上に努めることといたしております。

また、外部によるこの行政評価についてでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、非常にこの行政の業務というのは年々時代の変遷に伴いまして多様化し多岐にわたっておりますので、そういったことについては時代の進展に伴い、新たな行政需要が非常に多数発生をいたしておりますので、行政のやはり透明性とか公平性とか、あるいはこの町民への説明責任、こういった観点から大変重要であると思っております。

御意見にありますとおり、全ての事務事業についてこれをやっていくということは、もうなかなか物理的にも大変でございますし、そういうことから中心、あるいは核となるようなこの重要な重点施策ですね、こういったことを中心にした第三者の目、いわゆるこの今後新たな外部評価ですね、そういうことをいただくための組織の検討については、十分対応してまいりたいと思っております。

これが、また、おっしゃるとおりこの今後の行政サービスをより以上高めていくことにつながると思っておりますので、いろんなこの御意見もいただき、行政に参画をする、そういう機会にはなるかと思っておりますので、それについては前向きに対応をいたしてまいります。

○上久保澄雄議員

ぜひ、そういった方向で前のほうを向いて検討いただきたいというふうに思います。

それでは、この質問については、これで終わります。

次に、地域活動に対する部分でございます。先ほどの町長の答弁の中で、やはり今いろいろな制度があるんだと、それで各公民館に毎年50万ずつの助成がなされております。それぞれ有効に使わさしていただいているところだろうと、例えば伝統芸能の伝承とかですね、そういった部分への経費として使われておるというふうに思います。ありがたいことでもあります。

そこで、私が言うのは、そのお金が使えればそれでいいんですけども、決して何百万、何千

万という金が、金を必要とするような話ではございません。ただ、現在いただいている報告されている50万の助成、これについては各区それぞれの使い道がありまして、非常に区としての活動も幅が広いですので、一つの固定したイベントのみに重点的に毎年それを当てていくと、これはもう困難であります。ですから、これは別枠としていただけない、方法としていただけんもんであるかと、制度としてですね。

まあ、イベントの種類によっては、例えば利用料金を取っての、それを原資として事業、イベントを行うと、入場料というんですかね、参加料というんですかね、そういった資源があるもの、それと町から、もう町が総体のほとんどを面倒を見ているといったイベント、そういったのがあります。そうじゃなくて全くさらの状態から立ち上げたイベントというの也有ります。そのイベントも地区民が若々ころはよかったんですけども、段々、当時の関係者も年をとりまして50代以上が主な戦力といったような状態になっております。高齢化がそうとう進んでおります。また、それに併せて年々この戸数も減少しているというようなことで、その中で維持存続をしていると、続けているということは、本当に地区民スタッフの熱意と頑張りの結果であるというふうに私は評価をいたしているところであります。

先ほど言いましたが、そんなに大きな金が必要となるもんでもございませぬ。町の財政を余計なことかもしれませぬが、町の財政面から見てみますと、一般会計の実質収支で各年度やっぱり10億からいつも繰越金が出ているといったような状況もあるし、財調も40億を超える貯金がございます。財調については、一般的には標準財政規模の10%程度が適当ではないかといったような、今の話か、昔の話か分かりませぬが、そういった考え方もあります。本町の標準財政規模というのは85億から86億円ぐらいですので、おのずとその10%っていうのはどのぐらいかと、いかに今の40億は大きいかと、これはまあ町の考え方それぞれあるかと思ひますが、その中の数十万、あるいは100万ぐらいなるのかわかりませぬが、ほかのイベント等もありますので、それを恒常的に特定のこのイベントにはこれだけ町が面倒見てあげますということで、町のほうとして考えていただきたいという狙いでありませぬ。決して町から依頼をされて始まったことでもなくて、いわゆる自助、共助の精神で地元自らが取り組んだことではありませぬが、結果としては地域の活性化、ひいては町の振興にもつながってきているという面から考えますと、やはり今度は公助という立場からの助成を実現してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

公民館、あるいは公民会上げてこの地域づくりに一生懸命取り組みをしていただいております。そのことについては、冒頭で申し上げましたとおりですね、町のまちの活性化につながってるし、まちのPRにもなっているというようなことで、大変感謝を申し上げているところでございませぬ。

区の公民館、公民会のこの組織については、行政からいきますと、そういう町民に身近なところでおつなぎをしながら、いろいろな支援をいただいております、そういうこともございませぬ。そういうことで区の運営、あるいは公民会の運営については、町のほうからも別途、運営費補助金ということで毎年それなりの助成もいたしているわけではありませぬが、最近、御意見にもありませぬとおり、高齢化が進む、あるいは戸数も段々減るというような実態にございませぬので、このへんもまた踏まえて、新たなこの運営補助金についても見直しをしてきておりますし、そしてまた、館を持つてるところについては、それなりのまた運営費も大事だというようなことでございませぬので、そのへんの支援策もまた新たに講じましたし、いろんなこの運営費の向上については、毎年そういった御意見を踏まえながら対応もしてきているわけではありませぬ。

そして、また別途このいろんな自主的な取り組みに対しましては、地域活性化のための活動に対する50万というのは、もう定例化しておりますし、これが一つはまあ恒常化しているわけで

あります。

それから、当初はこれも臨時的なまあ考え方でずっとスタートしたんですけれども、やはり地域がそれだけ元気が出て、どうしてもこういった財源が必要だということで、現在はそういうことになっておるわけでございます。

さらに、皆さんが一生懸命、本当に高齢化の中で地域の元気づくりということで、それこそ地域を上げて取り組んで頑張ってくださいいておりますので、そういうことに対しては、町の活性化にもつながっていく、入り込みが交流人口200万という標榜もいたしておりますけれども、そういうことにも大きく貢献していただいているということで、交流促進型の新たな助成策を設けたり、そういうことで取り組みをいたしているわけでございます。

したがいまして、なかなか自主財源をつくるということについては、どのイベントの中でも難しい面もあるかと思えますけれども、やはり、いろんな工面をする中で、皆さんも地域を上げてみんなが楽しんでいただく、そしてまたいろんな、よそから来ていただいた方とうまく交流をしていく、それによって地域が活性化するという事になるかと思っております。やはり、おっしゃるとおり町も財政が確かに、今、社会経済情勢の見通しというのが非常に難しくなるし、交付税もこれからどんどん減っていきますよという、そういう見通しがあったから基金を積み立てると大変な状況になると、仕事ができなくなるよということで、計画的に積み立てをいたしてきたわけでありまして。どんな不測な事態があっても、それに対応できるようにしていかないと、いわゆる行政サービスが低下をしていく、そうなってはならないということで、財調にこの積み立てをしているわけでありまして。

現在でもこの交付税がどんどん毎年減っていきます。数億単位でもう減っていきますので、もう最終的にはもう二桁の数字で減っていきますので、そういうことを将来展望をしっかりと見据えながら、この財調も持っていかないと、そしてまた少子高齢化が進んで、税収は段々下回っていく、あとは借金もそんなに頼れないという時代がもう目の前に来ているわけでありまして、そのへんは、やっぱり財政運営としては、基盤をしっかりとって行くことが大事かと思っております。

それで、行政需要というのは、多岐に先ほどから申し上げているとおり、特にこの今、少子高齢化に伴う民生費の割合というのが、もうほとんどですね、昔は教育とか土木とか、あるいは農林水産とかそういうウエートがものすごく高かったんですけど、今はそういう民生の経費というのが年々、いわゆる社会保障費というのがどんどん高まって、限りないところがございまして。

そういったことを考えますと、やっぱり行政というのは幅広い目でいろんなことを考えていく必要がありますので、その中でもめり張りをつけながら、こういう地域活性化については、いろんな独自の町単の政策を講じながら、一緒になってこれを頑張っていきたいと思いますという姿勢は変わりないわけでございます。

そういうことでございますので、今後も、町全体の財政のことも考えながら、そしてまた地域のことも十分考えながら、総合的に判断をした中でこの対応をしていく必要があるかと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○上久保澄雄議員

財政の関係については、こちらとしてもいろいろ考えないところはないんですが、財調が、先ほど40億を超える額で、それぞれこれまで努力して積み立ててこられたわけで、いかなる事態が発生するか、これはわかりませんが、緊急時へ対応、即対応ができるということで積み立ててこられたと、重々理解をいたして。

また一方、見方としては、先ほど繰越金、10億から出ると、毎年。これも必ず10億以上出ております。その半分は基金への積み立てと、これは法律で決まっておるわけです。そういった形で年々年々運用されておりますが。

私は、ちょっと話はそれるかもしれないんですが、やはり原資は町民の税金でありますので、そういった資金については、やはり現在、それぞれ生活をしている町民に可能な限りやはりお返しするというのが基本ではなかろうかというふうに思います。

これはもちろん、先ほど町長が言われたように、将来も見据える必要はございます。ぎりぎりのところ、いっぱいいっぱいでもいいから、やはりその年度その年度で必要なところには十分予算をつけてやると、そして、町民に元気を出してもらおうというのが、やはり私は預かった財源の使い道ではなかろうかというふうに思います。これはもう私の考えでありますので。

そこで、町長の地域の活性化、これはまさに地域自らが今取り組んでおる事業でありますので、もう今、寄附に頼らんじゃけんというのは、とてもじゃないですけど、できない時代に入っております。景気のいいところは寄附金に頼ってそれぞれ活動ができたんですけども、今もう、寄附をもらいに行くとな非常に辛い役をせんにゃならんという時代であります。

したがって、その寄附をもらいに行くこと、それにかわって、その部分を町のほうで何とかお手伝いくださいと、そうすりゃほかのほうで一生懸命町民としては頑張ろうと、そのことが地域の今後の活性化につながっていくんですと、こういった流れでございますので、これについては十分考えていただきたいというふうに思います。

これについてはもう、以上で終わります。

それでは、3番目の特別支援の関係でございます。

この問題は非常にデリケートな問題でありまして、余り中身に入れない部分もあろうかというふうに思います。

先ほど教育委員会としての取り組み、いろいろお聞きをいたしました。私の考えていた内容とほぼ近いというふうに思います。

障害児支援の基本的な方針は、既に町の教育の基本法、あるいは福祉の関係の障害者の計画の中にも、自閉症に関する記事というのは掲載をされて、今までもおったわけであります。ただ、今回の法の改正によりまして、さらにそれが拡大されたということでもあります。

これまで発達障害というのは、知的な障害の一部ぐらいにしか、一般的には理解をされていなかったんです。しかし、そうじゃないんです、これは。やっとな近年、これは総称して自閉症という表現で今言われているんですが、他の障害、いわゆる知的な障害とは別ですよということが徐々に認識はされつつあるのかなというふうには思っております。

一目で見て、一般的にはなかなか見分けづらいという特性があるものですから、なかなかこの広がりというのが、まだ時間がかかるのかなという気はいたしております。

したがって、支援を進めるに当たっては、それなりに全く専門的な知識、経験が必要とする分野でもありまして、また、一挙に効果が上げられるというもんでもないと。

したがって、先ほどございましたように、町長のほうからもありましたが、障害の早期発見、まず早く気がつく、そして関係機関との連携、これは福祉分野との関係、あるいはいろいろあろうと思います。

早い段階での、個々の、それぞれいろいろ症状がばらばらなものですから、その子その子のその状態に応じた適切な体制を整えるということであろうというふうに思います。

早期発見という点では二重になりますが、周辺環境など、厳しい問題を含んでおります。

まず第一には保護者の理解、なかなか納得いただけない部分もあるのではなかろうかと、そし

て、一番大事なのは、周辺の人たちの理解を求めると、理解をいただくような方策、これはもう一番大事です。周りが温かく見守ってあげるといった体制をつくるのが一番重要じゃなかろうかというふうに思います。

支援法にある、理解を深めるための広報、その他啓発活動への取り組み、最後はここに尽きるんじゃないかというふうに思いますので、そういう面でやはり町としても取り組んでいただきたいと、機会を捉えては広報で、あまり深いところまでは表現はできないでしょうけれども、なるべく町民に理解がいくような方策をとっていただくように希望しまして、私の一般質問は終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、上久保議員の一般質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました農業政策について質問をいたします。

町長は、就任当初より、農業には強い意欲を持ち、農林振興策に、元気の出る農業政策に、縦割り行政の枠を越えた横断的な振興策の検討、推進などを、基幹産業としての振興策を進められてきましたが、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況です。

認定農業者、新規農業者の確保、集落営農育成と高齢化、少子化等、農業の担い手の状況は、地域の耕作放棄地や集落の形成にも、その実態が表れてきているように感じます。

農業政策がゼロとは申しませんが、さつま町にとっては喫緊の課題であり、地方創生では、所得向上イコール生産性を上げることとしております。他の市町村と同一化した取り組みでは効果は薄い、企業化した取り組みも必要と述べられております。

そこで、創生総合戦略の中の基本目標にも、「地域の幹となる産業を育む『さつま町』で働く」とあります。さつま町にとっては基幹産業であり、地域の活性化、地域コミュニケーションの形成の場としての農業政策は重要な役割を担っていることから、農政の取り組みは、さきにも述べましたが、早急の課題であります。

町長の取り組みは、あしたのさつま町がかかっているということも過言ではないと思います。その取り組みの姿勢を伺います。

1 点目に、中山間部における農業対策への考えと、今後の取り組みについて。

2 番目に、農地中間管理機構による農地集約の現状とさらなる機構の活用策は。

3 問目に、新規就農者、担い手の拡充を図る観点から、町独自に新規就農者を増やす対策は考えられないか。

1 回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから、3項目にわたりましたの質問でございます。それぞれお答えをさせていただきます。

農林業は本町の基幹産業であるということについては、もう常に申し上げているところでございます。取り巻く情勢というのが非常に、農業従事者の高齢化の進行とか、あるいは後継者とか担い手の減少、こういった厳しい環境にもございます。

一方、現在、TPP交渉の大筋合意によります協定発効に向けた動きもありまして、今後の動

向が注目をされるところであります。

このような中、国におきましては、攻めの農林水産業へ転換を図るということで、担い手の育成強化策、あるいは国際競争力の強化といった、こういったいろんな策が進められているところでございます。

町におきましても、農業者が希望の持てる農政新時代の創造をしていくために、国県の施策等を活用し、積極的な取り組みを進めているところでございます。

本町の農業の、その現状を見てみますと、27年の農林業センサス統計では、22年の、いわゆる5年前のこの調査と比較しますと、農家数で26ポイント減ということで2,278戸、専業農家数で8.2ポイントの減、647戸、65歳以上の農業高齢化率は69.6%ということでございます。やはり町全体の2倍の高さでございます。この10年間でほぼ、率としましては、同じ割合で推移をしているところでございます。

特に農業者の経営内容につきましても、担い手農家への農地集積が進んでまいりましたけれども、さらに、人・農地プランというのを基本にしながらか推進をいたしまして、農地中間管理機構を介しての農地集積化が進んでいるところでございます。

しかし、耕作条件が整った水田はいいわけですが、やはりこういったところは、効率性とか、コスト低減、こういったことを目指した農地の集約化が進む中で、山間地のところについては、追田とか、小規模な変形農地については集約化がなかなか進まないということで、耕作利用の維持が困難になっているところもございます。

先月の下旬に、さつま町を会場として、県主催の中山間地域直接支払事業のさらなる活用促進のため、島根県の中山間地域振興センターから講師をお招きしまして、中山間地の農地活用と活性化に向けた講演をいただいたところでございますが、ここにつきましては、中山間集落協定の代表の方々ではありましたが、小規模農地の保全だけではなくて、地理的条件を生かした活動、農産物の少量多品目栽培、新たな農産加工品を生み出すということ、地形等をマイナスと捉えずに地域の持つ機能を融合することが大事というようなことを報告を受けたところでございます。

今般のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、これからの農業・農村の維持、存続に向けた取り組みを進める上で、各地域の農業の活性化策としまして、その地域に適した作物の定着、あるいは農産加工のことなどにつきまして、話し合い活動を積極的に進める必要があるというふうに考えているところでございます。

このようなことから、地域の農業を活性化していく上には、多様な担い手をいかに確保し、育成をしていく必要があるかということが最も重要であると考えております。

また、これを進めていくには、町としましても、各区の農業を考える会、こういった組織との話し合い活動が大事であるというふうに考えておりますので、積極的にこれらの活動に対しては支援を続けてまいりたいと思っております。

次に、農地中間管理機構によります農地集積の現状とさらなる機構の活用策についてということでございます。

農地中間管理機構につきましては、平成26年度から国が実施した事業でございますが、全国の都道府県に各1カ所、農地中間管理機構を設置をいたしまして、認定農家等の担い手農家への農地の集積・集約化を推進するというものでございます。

鹿児島県においては、県の地域振興公社がその業務を実施をいたしております。各市町村においては、再度委託をして実施をしているところではございます。

本町においては、町が受託をしまして、担い手育成支援室で事業を実施をしているところであ

ります。26年度の実績については、貸し手31戸、受け手であります担い手が1経営体で、57筆、12.9ヘクタールでございましたが、27年度の実績におきましては、貸し手281戸、担い手が46経営体で、824筆、110.98ヘクタールでございました。非常に伸びてきております。

なお、当事業を積極的に推進するため、国は機構集積協力を交付していただくことはもう御承知のとおりでございます。この交付金には3種類ございますが、地域に対する支援であります地域集積協力金、経営転換や農業をリタイヤする方への支援であります経営転換協力金、そして農地の集積に協力する場合の支援であります耕作者集積協力金でございます。

地域集積の協力については、地域の話し合いを進めていただきまして、26年度におきましては、虎居のツツ木地区で12.9ヘクタールの集積を行っていただきまして、361万2,000円が交付をされております。

また、27年度におきましては、地域集積協力金については、同じくツツ木を含む6地区で取り組んでいただきました。全体で110.97ヘクタールの集積を実施をいたしまして、2,282万円が交付をされております。

経営転換協力金につきましては、25戸、830万円、耕作者集積協力金につきましては、70戸、343万6,000円がそれぞれ交付をされまして、27年度だけで、本町で約3,455万6,000円が交付されたところでございます。

このように、各区の農業を考える会が中心となりまして、地域での話し合いが行われておりますので、これからも担い手の集積化が図られるように、町としましても積極的に進めてまいりたいと思っております。

やはり制度的に、交付金というのは単価が年々安くなるということでもありますので、そういう交付金を、たくさんある時期に早めに取り組みをしていただく、このことが大事かと思っておりますので、そういった方向で進めてまいりたいと思っております。

次に、新規就農者、担い手の拡充を図る観点から、町独自の新規就農を増やす政策はないかということでございます。

農業後継者の確保と育成につきましては、本町の農業を守る上で最も重要な課題だと思っております。先ほど申し上げたとおりであります。国や県におきましても、後継者確保と育成に鋭意努力をしてきております。

本町の新規就農者につきましては、平成20年度以降、年平均しますと5名程度で推移をしてきております。27年度の場合は4名の新規就農者でありました。

本町は、御承知のとおり、ほかの自治体には余り見られない担い手育成支援室というものを設置をいたしまして、JA北さつまと一緒になってワンフロアで仕事をしております。新規就農者の掘り起こしとかあるいは育成、認定農家などの担い手農家への支援といったことを中心に取り組んでいるところでございます。

担い手の拡充事業としまして、県においては、青年就農給付金等を交付をいたしております。御承知のとおりであります。経済的な支援を行っているところでありますが、経営の開始型については、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円が給付をされております。現在の給付者は15名。それと、夫婦の場合でも交付をされております。夫婦についての給付額は年間225万円であります。

町としましては、町単独で、本町に定住をして、新規に農業経営を行って、将来認定農業者となる意思のある新規就農者に対しましては、毎月5万円を支給をいたしております。これにつきましては、青年就農給付金との重複を避けておりますけれども、この町単の制度については、支

給年齢を65歳まで拡充をしているところでございます。

今後におきましては、町単事業であります新規就農者の研修とか、施設のあっせん等を行う、仮称でありますけれども、農家の里親制度を確立をしていきたいと考えているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時44分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長のほうからお答えいただきましたが、3問、町長、質問いたしましたけれども、まず、全て農業関係ですから、答弁のほうでも重複するし、私の質問も重複した点があると思うんですけど、その点は了承いただきたいと思います。

まず、1問目から質問させていただきますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、上久保議員の質問の中にもありましたように、地域が高齢化、少子化し、非常に集落形態も違ってきているという観点があります。

私は、その点で、中山間地の農業対策ということについて重点的に質問をしたいと思いますが、中心部と山間部という分け方したら怒られるかもしれませんが、合併をしまして10年、中山間を回りますと、非常に農地が、不耕作地といいますか、それとか耕作放棄地、そういうところが増えてきております。

そういうところの実態をお聞きしますと、早急に、イノシシ、鹿が出てくるということでフェンス事業を取り入れて設置してもらったんですけども、そういう不耕作者が増えてきて農地も荒れてきたと、そして、そのフェンス内にも耕作放棄地が出てきている中で、フェンスの周辺維持も難しくなってきていると、そういうことが言われております。

端的に申し上げますと、これほどことは申しませんが、集落戸数約20戸ぐらい戸数があるんですけども、その10戸はもう耕作できない状態の戸数になっていると、そして、その残りの10戸数ちょっとで集落を維持しなきゃならないし、耕作地も維持していかなきゃならないと、そういうところが非常に増えてきつつあります、現状を見ましても。

その中で、先ほど上久保議員の答弁をとれば、ちょっと悪いですけども、イベントのときにはそういうところに助成をすべきじゃないかということもありました。全くおっしゃるように、集落維持が不可能な地域が増えてきつつあるということです。

以前は、集落を維持できないところが多くて、その点をどうするかということがありました。65歳以上が増えてきて集落が維持できないと。今はそういうことではなくて、農業者がいなくなって、耕作地と言いますか、農用地が維持・確保ができないということを非常に強く叫ばれております。

そういう点に、私はもう少し、例えば2問目にもあれしますけれども、そういう中で、農地を集約するとか、あるいは、その地域に以前からありますように、各集落あるいは各地域が力を出

して、農業を考える会とかいうのがありますけれども、そういうところで、どういう農業をしたらいいのか、町長のほうでも、地域にそういうところを応援していくということを答弁されましたけれども、そういうところにもう少し目を届かす農業政策をすべきじゃないかと思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、農家数が5年で26%も減っているということですので、この減りぐあいというのは、ここ数年ずっと続いているわけでありまして、高齢化率もやはり70%内外を推移をいたしておりまして、5年先、10年先になると、本当に集落はどうなるかというのがひとつは大きな心配するところになっております。

今、農村の環境整備等々に対しまして、国のほうでも、農地・水とか、あるいは中山間とか、そういう交付金を通じて集落で取り組んでいただくということで、いろんな制度を出しております。

町としましても、そういった国の制度を積極的に導入を図りながら、そういった集落の活性化に結びつけていただきたい、環境を守っていただきたい、そういう取り組みをこれまでもやってきております。

こういった取り組みについては、各地域の皆さん方が一生懸命応えていただきまして、本当に、県内でも、そういった取り組みの状況についてはトップクラスの状況が続いておるわけでありまして、やはり現状は、年々高齢化が進むということでもありますので、おっしゃるとおりいろんな課題も生まれてきております。

本当に悩ましい課題でございます。農業に限らず、商工業面についても全く一緒でありますけれども、いろんなひずみがこれから先はまだ大きくなっていくのかなと考えておりますので、福祉の面もあわせて、これはいろんな面で取り組みをする必要があるかと思っ、今も各種の対策を講じているところでございます。

小さい集落については、やっぱり中山間のそういう集落も、国ではもう統合しなさいと、統合した中でそういった取り組みをしていただきたいという方針が出ておりますので、やはり実態的にいろんな作業的に難しいなところについては、隣の集落の中山間の組織と一緒にやっていくとか、その辺の取り組みも考えていく必要があるかなと思っておりますので。

また、いろんな制度的な助成とか、そういうものについては、先ほどの議員のところでも申し上げた、いろんな取り組みもいたしておりますし、農業については、それぞれまた別途、いろんな取り組みの支援策もやっておりますので、十分活用していただければありがたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長の答弁にありますように、本当に悩ましい課題であります。これをどうしていくか、地域の方々も、お話をしますと、何かよか策はなかととか、やはり担い手が帰ってくる、あるいは後継者が育つ農業、どれがいいのかということをお聞きされたいんですが、これといって、私も、これが正解ですよというような言葉を持ってないんですけれども、本当に、今、せっぱ詰まったお考えのようです。

先ほども申し上げましたけど、町の助成や国県等の助成を受けながらフェンスをし、有害鳥獣に対する対策はできたんですけど、今度は、内部的に、そういう後継者がいなくなったり、耕作をできないというような状況の中で、集落戸数も減っていくと、実際に集落運営も維持が難しくなっていくと、公民館長、あるいはいろんな役も回りばんこで、3年したときは、4年したときは、またせんにやいかんということも話されておりました。

町長のおっしゃるように、農業を考えてそういう合併等ができたということが理想ですけれ

ども、やっぱし農業に対しては、先ほど町長も答弁されましたけど、その土地の持ち主の方がいらっちゃって、なかなかそこあたりを集約できないところもあるかと思いますが、フェンス内においても。

やっぱしそういうところを密に足を運んで、話し合いをされる、あるいは、答弁の中にありましたその地域に即した作物、あるいはそういうところをつくっていく考え方も申し述べていくところがあるんじゃないかと思っております。

一昨年でしたか、私たちが、常任委員会研修で大分に行ったときに、有害鳥獣に対する対策を聞いたときに、農業委員会のメンバーが畦畔のところにトウガラシを植えて有害鳥獣を防ぐんだと、それがまた、近くの会社にそのトウガラシの販売をし、所得向上にもつながっているということをおっしゃっていました。

やっぱしこういうふうにして、少ない農家が残っても、そういうところで、米以外でそういうことができいくような農業政策を町として立ち上げられることが、私は大事じゃないかと思っております。

1問目に申し上げましたように、地方創生の中で、今度の新しい大臣は、所得向上が地域創生の大きな柱なんだと、所得向上なしにそれはないんだと、そしてまた、その事業を進めるには、いろんな政策、方向性があるんだけど、所得向上を図るにはどうしても生産性を上げることであり、そして、その生産物がどうであるかということももう少し内部で議論して、その地域に合った政策を進めていかなければならないということをおっしゃっていました。

市町村も企業化した取り組みをもって進めていかないことには、こういう地方創生のほうは成功しないんだということも申されておりましたけれども、これが確実にうちのまちにどうかということはおしり上げませんけれども、あるいは、先ほど申し上げました、うちのまちにとって、地域にとって、どれが一番適している農業なのか、中山間地でどれがいい作物なのか、ここあたり十分精査して、その地域との考える会、各区に考える会がありますけど、そういうところに持っていくのも政策的なことじゃないかと思うんですけど、町長の答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

農業経営に限らず、後継者がしっかりと育っていくためには、やはりそれなりの所得が確保される、夢が持てるということが一番大事かと思っております。

国のほうも、今回の攻めの農業なり、あるいは輸出的な考え方も出ておりますけども、やはり若い農業を志す人たちが将来に夢と希望を持てる、いわゆる農政新時代という言葉も出ておりますとおり、いろんな施策は講じていく必要があろうかと思っております。

実際いろんな作目がありますけども、それごとの所得を上げるための手だてというのは、町のほうでも技連会という組織も持っておりますし、専門のスタッフがそれぞれ関係機関と協議をしながら、計画を煮詰めて、農家指導も当たっていただいておりますので、そういった中で、農業を語る会、そういった組織と密接な連携をもとに進めていく必要があるかと思っておりますので、ここについては、これからも引き続き現場の中で取り組みを進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

つい先日の南日本新聞から引用しますけれども、この中に農業に関していろんな問題が出ておりましたけれども、この中にも視点として取り入れられていたのが、農地減少に歯どめをかけるべきだということをおっしゃっていました。

これは、次の2番目にも提起することなんですけれども、農業をしない農家が増えていく中で、あるいは優良農地にいけば、政策誘導せんでも大型農業化は進むんだと、しかし、今私が申し上げ

げましたように、中山間地にいけば、そこあたりは完全に放棄されてしまうんだと、そういうところが耕作放棄地が増えていく現状ではないかと、私も考えております。

先ほど町長の答弁にありましたように、政府の中でも、いろんないい政策といいますか、大きな目的を持って農業に関することをされております。農地の80%を効率的で安定的な農業経営者に集約する、こういう目標を上げていらっしゃるんですけども、現実にはさつま町でそれがどういう方向性なのか、実態を見てみると、そうでもないような気がします。

先ほども申し上げましたように、中心部じゃなくして、中山間地の地域を見ていただきまして、そういうところの実態がどうなのか、そういうところの農業はどうやるべきなのか、ぜひ現実的に、悩ましい状況ということをおっしゃいましたけれども、そういうことを踏まえて、そういうところの農業がどうなのか、集落がどうなのか、実態をつかんでいただきまして、対策を講じていただけるように、1問目では要望をしておきます。

次の2問目ですけど、先ほど、これも重複いたしますけれども、農地中間管理機構による農地の集約、さつま町での実態を種々お答えいただきました。十分集約ができていないんじゃないかなと思っております。

しかしながら、町長、中心地の優良農地の中にも、真ん中に虫が食ったように空き地があったり、あるいは、ヒエがいっぱい生えて耕作放棄地とは申しませんが、不耕作地があったりしてるところが多々見られるところがあります。

先ほど答弁にありました、管理機構による集積化ができていますと、平成27年度に、281名の中で借り手が46戸できてきたということをおっしゃいますけれども、まだまだ農地管理機構の中の農地集約、機構のやり方が、例えば農地中間管理機構、県の執行でして、担い手室が地域のあれをまとめているんでしょうけれども、やはり大型機械の導入、大型農家ということにしてしまえば、地域の方々の協力なしではできないところがたくさんあるんじゃないかと思えます。

例えば小さな畦畔を挟んで隣もまた借りなければいけないんだと、やっぱり畦畔をなくした小規模の農地整備、あるいは、そういうところに大型機械がどんどん入れるようなことをしていけば、担い手の大型農家も、そういうところもまたどんどん増えていくんじゃないかと思っております。

これに関しましては、もう少しそういう、昔の圃場整備じゃないですけども、一旦地籍が済んでおりますので、面積的なのは十分実態はできているわけですから、畦畔をなくしたり、あるいは小規模の土地改良をしたりして、大型の担い手が育っていくような状況に持っていかなければいけないかと思っております。

この点をいろいろ聞いてみますと、なかなか進んでないところが現実だと思います。先ほど申し上げました担い手を増やしていくためには、もう少し集約が必要だと思うんですけど、そのところを、ちょっと町長のほうのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

26年度から農地中間管理機構の制度が始まって、これを町でも一生懸命取り組みをすることによってございます。

やはり耕作放棄地につながらないように、機構に預けて、担い手のほうに集積をしていくということが大事かと思っておりますので、この辺については、機構に預けますと、当然担い手としては、農地の大区画化ということも事業としてできることになっておりますので、ただ、ここについては、地権者の地主さんたちが、あぜを取っ払って区画していいですかということに対しての理解を受けないとなかなか難しいというのがございます。

地籍調査も完全に終わっていますので、仮に担い手の方が地主さんにお返しするとすると、し

っかりまた復元もできることになっていきますので、その辺の理解をいかに深めていくかということが大事かと思っておりますので、この辺は、今後も十分理解が深まる努力は必要かと思っておりますのでございます。

機構のほうも、今、キャンペーンで各市町村を、とにかく機構に預けてくださいということで、運動も来てもらっております。

全国的にもなかなか目標に達しないというような状況もあるようですので、町としましては、ほかの市町村よりもちょっと進んではおりますけれども、できるだけこういった機構を通じて貸借ができる形ができれば、それなりにまた交付金もあるわけですので、貸したほうも、あるいは地域によっても、あるいは借りたほうも交付金があるというメリットはありますので、そういうことを通じて集積が広がる、そしてまた、できることなら大区画化などの中で効率的な農業経営ができるという方向が望ましいですので、そういうことでも取り組みを進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、ぜひ、畦畔除去、それから、効率化のための簡単な農地改善、そういうことが、おっしゃるように土地所有者の同意がないことにはそれができないわけですが、やっぱり今おっしゃったように、貸し手、借り手にもそういうメリットがあるということを重々説明されていけないことには、大きく伸びていかないんじゃないかと、私も考えております。

そしてまた、先ほど答弁の中にも、平成27年度に4名の新規就農者がおられたということですから、こういう新規就農者が、その土地に入っていくたい、農業をしたいという意欲が出てくるちゅうのは、やっぱり大型化じゃないかと思えます。小さな機械を持つとぐるぐる回る効率の悪い農業じゃなくして、そういう畦畔をなくしたり、大型農業化を目指されるような、こういう新規就農者が増えているわけですから、これをさらに伸ばしていくとなれば、やっぱりこういうところから手始めにやっつけていかれるんじゃないかと思っております。

ですから、ぜひ土地所有者の同意を得られるということは、農業に関するワンフロア化も、されて何年かなるわけですから、十分さつまの農業として、それが生かされるような状況になってきていると思えます。その辺のところをもう少し鋭意努力されるようなことを願うところであります。そういうことが、新規就農者や担い手が増えていく考え方じゃないかと思っております。

ちょっと、私はほかの情報で仕入れたんですけども、先ほど町長の答弁にありましたように、年間150万の助成というのは、これは県の助成だったですか、この事業を受けていろんなことをされているということも、うちのまちでもやっておりますけども、志布志市は市を挙げてそういう方を導入されていると、そして、市の農業をされている方に、例えば指導者として参加をしていただき、そこで営農を学んでいただき、新規就農に加わっていただくというような方法をとってらっしゃいます。

以前、さつま町のところでも、ある議員の方が公社方式のところを質問をされましたけれども、この件は、県でも薩摩川内市があり、伊佐市があり、JA北さつまの関係があって立ち消えになったんですけども。

やはり、新規就農者あるいは担い手農業者、それと人口増、若い農業者を育てるちなれば、町独自の政策といいますか、何かの策を町で持っていかなければ育っていかないんじゃないかと。今まで同様のやり方をしとったって、新規就農者あるいは担い手も増えてこないのではないかと思いますけれども、町長その辺のところの考え方は以前とかわりはないですか。新たな政策をもっていかれる考えはないのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの答弁で、新規就農者の新たな対策ということで、単独事業として、新規就農者の研修とか施設のあっせん等を行う里親制度を確立をしていきたいということで答弁もしたところであります。

○川口 憲男議員

ちょっと聞き漏らしたのかなと思っておりますけど。

里親制度を里親制度ちゅうのは道路か何かとあったんですけども、里親制度を今度取り入れていこうかなという考えがあるということをおっしゃいました。ぜひ、これは急いで対策を講じられて、何がいいのか。例えば、さつま町にもいろんな作物がありますから。例えば、今にぎわしてるマンゴーもあるし、あるいはイチゴが衰退するような中にもあるし、ゴボウもあるし、それと米との複合経営的なところもあるし、そこを担当課なり、あるいは農政全体で考えられて、この里親制度ちゅうのがすぐにでも立ち上げられるような方向性を持っていかれる考えなのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

本当に農家の皆さん方が高齢化をしていく中では、いかに多様な担い手を確保していくかというのが大きな課題であり、また喫緊の課題であるというふうに認識をいたしておりますので、何らかのやっぱり新たな施策を出していく必要があるかと思って、ただいま申し上げたようなことでございます。

この制度につきましては、新規就農者の研修をする場所、いわゆる先進農家というのが各作物ごとに町内にはいろいろございますので、そういった方々のところで実際の経営のいろんな勉強をしていただく。もちろん指導農業士とか、農業経営者クラブとかありますし、そういったところで皆さん方の登録をしていただいて、そこで就農希望が出た場合は受け入れていただいて、里親の農家になっていただきたいということでございます。

もちろん経費助成については、先ほどありました青年就農給付金がありますし、あるいは町の単独交付金あるいは受け入れの里親農家に対しても、受け入れるいろんな経費が必要でしょうから、そういったことについても協力金という形で出していけたらというふうに考えているところでございます。

都会のほうでも、移住定住の関係で、今そっちの活動も企業誘致でやっておりますけども、中には新しく農業もやってみたいという意向の方もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、移住セミナー、そういったところにも今、いろんなパンフレットをつくって職員を派遣をいたしておりますので、そういったことも通じながら、移住定住促進、そういうことでIターン、Uターンについても含めて体制の整備を図っていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、ぜひ前向きに動かれるような答弁でしたので、移住定住を含めて、この里親制度の研修制度を充実していただきたい。そして、担い手あるいは新規就農者を増やす努力をしていただければ、人口増にもつながるんじゃないかと考えております。

この農業に関しましては、町長はもう26年あるいはそれ以前からの自分の所信表明の中でも強くうたっておられます。26年ののを見ますと、農業後継者や集落営農組織等の担い手の育成と確保に努めると、そうしていきながら、農業改善の計画に基づき必要とされる機械導入を図るということをしていただいております。ぜひ、先ほど申し上げました地域創生の中で、他市町との同一化をしたものでは効果は薄いんだと。さつま町独自の色のあるものをしていかなければ、その効果は出てこないんだということもうたっておりますので、この里親制度の中に、よその町にはない、さつま町のこういう点がいいよというようなところを、関係課とそこを密に連携されて取り組む

ということでしたので、ぜひ早急な対策をお願いいたしたいと思います。

そういう中で、一言、ちょっとこれは私も一般質問には予定していなかったんですけど、町長、簡単でいいですので、3月の当初予算で営農指導員の計画を予算化されておりました。これがどういうふうの流れ的に進んでいるものなのか、私、非常に期待をいたしたところなんですけれども、今ちょっと関係課に聞きますと、非常に苦しんでるという答弁をいただいたんですが、町長、推進状況でよろしいですので、説明をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

3月の議会で、新たな報酬として、非常勤職員という形で本町の農業振興を図る、いわゆる園芸指導官みたいな方を配置をしたいということで、実は昨年今の時期から、県の所管課のところやら、振興局、それぞれ当たっておりましたんですけども、ちょうど該当者はいらっしまったんですけど、ちょっと体調が思わしくないというようなことと、あと、またそのほか数名当たりましたんですけども、ちょうどほかのところも重なってるというようなこと等もありまして、なかなか時期的に厳しいところが出てまいったところです。

振興局あるいはそのセンターのほうにも人事異動等においては営農指導に長けた方をぜひということで、その辺のところも御配慮はいただいておりますけども、町独自でもこれからも継続しているところにもまた当たっていきたいと思います。たまたま今の時期から、来年度の県職員の退職者も出てくるかと思っておりますので、そういった適切な人材がいらっしまったらお願いをしているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、川口議員の一般質問を終わります。

次は、8番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

お疲れさまでございます。9月議会一般質問の3番手として、通告に従いまして質問をさせていただきます。

全国和牛能力共進会出品参加についてということでございます。

全国和牛能力共進会が、2022年度に鹿児島県で開催されることに決定をいたしました。6年後ということでございますので、気の早い質問をするなど思っていらっしゃる方もあられるんじゃないかと思うんですが、心が変わると景色が変わるという言葉がございます。早くから気持ちを入れかえて、団結すれば、我がまちも活気が出てくるというふうに思いまして、あえて質問をさせていただきます。

我がまちさつま町は、今日まで、県のブランドである鹿児島黒牛の主産地として多くの子牛を県内外に供給して、鹿児島県はもとより全国の畜産の下支えをしてまいりました。御承知のとおり、名種雄牛、平茂勝号の名を知らない畜産人はいないほどであります。その後、数々のすばらしい種牛も誕生いたしまして、子牛生産農家にとっては現在高値で取引されまして、大変ありがたいことだと思っております。

しかし、御承知のとおり、高齢化と担い手不足から、年々生産者、生産牛が減少していくことは、さつま町としても、主幹産業である畜産にとって大変懸念される場所でもあります。

こういう状況の中で、鹿児島全共に向けて、恐らく県は今後、関係農業団体や登録協会と一緒に、詳細な計画など、その概要は今後公表されると思われませんが、全共の成功裏にもって行くには、各市町村のバックアップはきわめて重要なことでもあります。

そこで、我がまちさつま町として、産地維持と畜産振興を含めて、どのような形で全共に参加

したいのか、その意向と意欲について、町長の見解を伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改幸一議員のほうから全共についての意向と意欲についてということで御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

全国和牛能力共進会につきましては、全国和牛登録協会がその主催をいたしまして、5年に1度、全国持ち回りでこの開催をされております。全国の和牛が集い、その改良成果を競う肉用牛最大の祭典ということで、和牛のオリンピックと呼ばれる大会であります。

種雄牛としての風格と抜群の産肉能力を備えた平茂勝号、先ほど申されたとおりであります。平成4年第6回大分全共におきまして、農林水産大臣賞を受賞しまして、その子牛が平成9年の第7回の岩手全共にて兼備賞を受賞したことは御承知のとおりでございます。

また、第7回の岩手全共、第8回岐阜全共におきましても、種雄牛の部で有限会社馬場種畜牧場のところで、2大会連続農林水産大臣賞を受賞いたしまして、鹿児島県の全共日本一に大きく貢献をされたところでございます。

このような成果によりまして、薩摩中央家畜市場の子牛というのは、全国の農家や購買者から、今、注目をされて、子牛価格の向上、鹿児島黒牛の銘柄確立に目覚ましい功績を残してきております。そしてまた、地域経済の発展にも大きく貢献したところでございます。やはり平茂勝号に続く名牛の造成とか、優良雌牛の造成に向けて、町としましては、積極的に支援をしてみたいと思っております。

第11回の全共につきましては、来年の9月、宮城県の仙台市で開催されますけれども、いわゆる次の2022年につきましては、全共につきましては鹿児島県で開催するように計画になったところでございます。県での開催につきましては、昭和45年第2回の大会以来ということでもありますので、52年ぶりの開催ということになります。第12回鹿児島全共に向けた県の取り組みとしましては、現在開催地の選定に向けた公募について、県内各市町村へ通知の準備がされているところでございます。生産者の高齢化などによりまして、飼養戸数あるいは繁殖雌牛の減少が続きまして、生産基盤の弱体化が進んでいる今日であります。国内トップクラスの和牛の産地、特に優秀な種雄牛を産出している本町にとりましても、この鹿児島大会を機に生産農家や関係者の意欲を高めて、生産基盤の拡大の起爆剤にしていくということの考え方を持っておりますので、6年後の鹿児島全共では、何としまして日本一を目指して、県を挙げて進めて、全力を挙げて取り組む必要があると思っておりますので、生産者の皆さんを含めまして関係機関一体となって早目の対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 幸一議員

ただいま町長のほうから、6年先になりますけれども、鹿児島全共に向けての我がまちとしての強い熱い気持ちを答弁されましたけれども、ぜひそういう流れで関係者の努力をお願いするわけでございます。

そういう流れの中に、少し時間をいただきながら質問させていただきますけれども、実は私も昨年の3月議会で、畜産振興策について3点の質問もいたしております。前の議事録をずっと目を通してみますと、それなりに、全共と一緒にございまして、県の畜産共進会の総合優勝獲得の関係、それから増頭に向けての関係、それから我がまちの農家の意識高揚を含めるさつま牛の宣

伝、大型看板、この3点を昨年3月議会で質問しておりまして、町長の答弁、前向きにそれぞれこの産地を盛り上げていく、産地を移動させないという強い気持ちを答弁されておりまして、流的には大体同じなのかなというふうに感じているところでございます。

そういう流れの中にございますけれども、先ほどから、今、答弁がありました、現在、関係者の方は、来年の宮城全共に向けて鋭意努力をされていらっしゃるということで、関係者の皆さんに敬意を表するところでございます。まずは、6年後の全共に向かってのことも一般質問しているわけでございますけれども、やっぱり早い先手を打ちながらということが一番私は大事になってくるんじゃないかと思っております。まずはことしの9月20日の川薩共進会の結果や、また10月1日に行われます県共に向かっての生産者、関係者の努力に期待をするところでございます。

夕べのテレビを見ておりましたら、ニュースで、鹿児島県の牛の畜産の関係について報道がありました。見てらっしゃる方もあると思うんですけども、少し紹介しますが、見ていらっしゃる方に。

鹿児島県の実態が、10年前は畜産農家が1万6,000戸あったという報道でございます。今現在は、鹿児島県9,000戸になっているという、夕べのMBCのテレビ放送でございましたが、畜産農家が4割程度減少しているという報道の流れの中に、恐らくこういう4割減少というのは鹿児島全体のことでございますけれども、さつま町でも恐らくこういう流れが実際は続いているんじゃないかと思っております。細かい数字はもう質問はしませんけれども、ああいうテレビを見たときに、価格の面も出ておりました。10年前は月に1頭か2頭、100万する牛が出れば、もう普通であったと。現在は、曾於郡のほうなんかは、100万以上の牛がもう月に40頭から出ているというテレビ報道が夕べされておりました。

そういう流れの中に、生産者農家の喜びはもちろんなんですが、肥育農家の方々、牛を競りで買って枝肉を出される肥育農家は大変苦しいという面もまた出ておりましたけれども、そういう流れであることはもう事実なんですが、先ほどから言うておりますように、子牛の生産農家ごとにかく減っていくということの報道が出まして、これから先、やっぱり担い手農家の確保、先ほどから出ておりますけれども、畜産農家の後継者をつくると、こういう点からしますと、JA、行政の取り組みがとにかく大事になっていくんだということの報道を見ておりまして、まさしく私が今回の一般質問に対しての流れの中に、6年先ではございますけれども、全共に向けた一つの取り組みも必要になって、それなりの産地を続けていけば、後継者もきちっとできてくるのではないかなというふうなふう感じたもんですから、こういう紹介をするわけでございます。

そういう流れの中に、町長がこういう実態の中で、行政のトップとしてどのような認識を持っておられて、関係者にどのような指示をされていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

22年の本県での全共もございますけど、今ございましたとおり、当面、今月は郡の共進会あるいは10月1日は県共ということで行われるわけでありまして、こういったことにやっぱり一生懸命取り組んで、やっぱり上位を示すということが大事なことでございます。

そしてまた、第11回全共というのが宮城県でありますので、こういった開催に向けまして、今、県としましては、種牛が21頭、肉牛が8頭、合計29頭と、全国39都道府県の中では一番多い頭数の出品になるようでございます。

県の全共出品対策につきましては、県と経済連、それから和牛登録協会県支部が中心となりまして、出品対策室という、もう既に27年度に設置をしておりますので、今回こそ全共日本一の

奪還を目指して取り組みが進められているところでございます。

さつま町におきましても、前回の第10回長崎全共におきまして、種牛が1頭、肉牛が1頭、2名の農家に出品をしていただきました。県代表牛として優秀な成績をおさめられたところでございまして、改めて和牛の産地さつま町の名声を高めてもらったと思っているところでございます。

現在でも多くの県外購買者が訪れまして、子牛の取引価格というのは、もう全国トップクラスを続けておるわけでありまして。そういうことで、農家の所得にも反映をしてるというふうに考えております。8月の競り価格も、平均しますと89万9,221円だったですか。競りの市場が始まって以来の高値ということでございまして、もちろん100万超えの子牛も相当数出ております。

このようなことから、ぜひとも第11回全共にも、さつま町から連続して種牛、肉牛が多く出品できるように、現在、肉牛区の候補牛6頭が有限会社の徳重和牛人工授精所で肥育をされております。種雄牛の若雌区においては、対象子牛の導入保留を進めながら育成指導を実施をしております。成雌牛区の関係においては、候補牛の掘り起こしを進めながら飼養管理の指導に今取り組んでいるところでございます。第11回全共対策のさつま町の予算措置については、29年度当初予算に計上する考えで、今、予算作成に調製を進めておりますけれども、今月の23日、農協、役場、県の畜産担当者を交えて検討会が開催をすることになっておりますので、その中に具体的なことになりましたら町としましても、積極的な取り組みをしていく考えで担当課には指示をいたしております。

○新改 幸一議員

我がまちなりの、そういう向けての一つの流れをきっちりやっけていくという強い答弁でございましたが、7月の26日の農業新聞に、「鹿児島県全共へ結束」ということで出ておりました。和牛登録協会の県の支部長が永福喜作組合長でございまして、永福組合長が支部長ということで、準備委員会のほうも決定をしているようでございます。さつま町として、また北さつま農協の組合長が登録協会の支部長をしていらっしゃるこの流れのときに、ぜひ産地を守るための流れに鋭意努力をしていただくように要請をするところでございます。

その流れの中にあります鹿児島県は鹿児島県の強い一つの団結と、そういう方向性に向かって頑張るということはもちろんだと思っておりますけれども、私はそれぞれそういう、来年の宮城全共に向かっての流れ、それから6年後の鹿児島全共も流れなんですけれども、特に9月の2日の農業新聞に、和牛担い手活躍ということで、隣の宮崎県あたりはもうかなり強い支援を、また行動を起こしていらっしゃるというのが農業新聞に写真つきで載っておりますが、宮崎県の知事が、宮崎県立の高鍋農高に知事自らが牧場を訪ねて、高校生の育てる牛の激励をされております。牛をなでるところが写真に出ておりますけれども。

宮崎全共は、高校生の部ということで特区を設けて、高校生の出品する牛の全国品評会の特区を設けて今度されるということも新聞に載っているわけでございますが、私はそういう流れが出てきますと、鹿児島全共に向かっても、担い手を育成する意味からも、また高校生、そういう試験場を出る若き後継者が、全国レベルで高校時代に牛を競って勉強するという流れが続いてくるのではないのかなというふうなことを感じるわけでございます。そういう流れを感じたときに、我がまちなりの薩摩中央高校も農業高校でございまして。そういう流れの中に、やっぱり牛の愛情、牛に対する飼育の仕方、こういうことも今から先、力を入れて、行く行くは薩摩中央高校も全共に出品するんだということも流れとしては考えて支援もしていかななくちゃならない流れになるのではないのかなということも感じる一人でございまして。

そういったときに、皆さん方、御承知のとおり、この前の町の人権啓発フェスティバルで、薩摩中央高校の3年生、下田志歩さんが発表されました。私はこの作文を聞いたときに、この原稿をもらっているんですが、「農業できる人ってかっこいい」という題ですばらしい発表をされました。この中で、牛の世話をすることによって、命の大事さ、牛との出会いも作文の中でされました。薩摩中央高校にも、女生徒が牛に対する思い、それから命の大事さなんかをきっちりと勉強して、みんなの前で大きく発表できたというのは大変うれしくて、あの会場では割れんばかりの拍手が起こったところでございます。これは本当に薩摩中央高校の生徒さんの努力というのをさらにまた感じとったところでございます。農業ができる人ってすごくかっこいいなという、このことが、私は全共に向かっても一つの流れにも強い力になっていくんじゃないかというふうに思っております。

そういうことを踏まえながらですが、確かに29年度予算についての、そういう大きなイベントについての予算というのは莫大なお金も要ります。特に、大イベント開催ということで、今、国はオリンピック、4年後の。そしてまた、鹿児島県では、5年後に鹿児島国体の開催、その次の年には、今言っております鹿児島全共の開催、鹿児島県にとっては本当に大きなイベントでございます。このことの経済効果というのははかり知れないものがあるんじゃないかというふうにも思っております。そういう形の中で、我がまちの牛の出品はもちろんですけれども、こういう機会を大事にしながら、ぜひ、さつまの名声を上げていただくように要請をするところがございます。

そういう流れの中に、町長、一点だけお伺いしますが、鹿児島全共に向けて、6年先ですから、1年ごとの予算経費ちゅうのも大変必要だと思うんですが、6年後ですから、それなりにどういう予算が要るか、県からの要請なり支援策云々というのも具体的には出てくると思うんですが、全共に向かった6年後に向かった、52年ぶりにということでございますから、さつま町としても、やっぱり基金積み立てというのもそれに向かつてすべきじゃないかと思うんですけれども、そこあたりの町長の見解というのはどんなふうにしていらっしゃるものなんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

6年後の全共として、出品に対しましては、いろんな取り組みが必要かと思っておりますけれども、とにかく早目のいろんな対策というのが大事かと思えます。

ただ、会場そのものについても、新聞に鹿児島県で2022年に開催をするよということが報道されて、その朝すぐ、支部長の永福組合長のほうに電話をいたしまして、会場についてはどの程度の規模が必要かということでお聞きしましたら、やっぱり七、八億必要だということなんです。それで、やっぱり全国から相当お客さんを呼びますから、30万、40万と、そういう宿泊施設がないといかんというようなことで、最初はさつま町のこの辺でできんのかなと思って、いろいろそういう希望の方ももちろんいらっしゃいましたので、できたらそういう受け入れはできるものならということで申し入れをしようかと思ったんですけども、非常に規模がかなり大きいです。簡単にはいかないところもありますけども。

今、ちょうどまた受け入れについての、先ほど申し上げましたとおり、手挙げをすると、待っているというようなことであるようですから、いろいろまた。県内を見たとき、そういう適切な場所も1カ所ぐらいはあるようですから、そういうところから名乗りを挙げられるかなと思っております。

ただ我々としましては、出品対策、これについてはやっぱり全力を挙げて、いろんな関係機関一緒になって、生産農家はもちろんでありますけども、早目にそういった候補牛をつくって対策を講じていくと。やっぱり全国から立派な牛が来るわけですから、それに負けないとなると、そ

れなりに早目の対策というのが何より大事かと思っておりますので、そういった経費等については必要なものについては十分対処をしてみたいと思っております。

それと、先ほど高校生の関係のことを言われました。いわゆる担い手に関係するわけでありませうけれども、前回の第10回の長崎全共の場合も、和牛審査競技会の中に高校生の部というのがございまして、これはもう審査競技会ですけれども、県代表として薩摩中央高校の生徒が出ています。生物生産科の新改拓哉君という、時吉の出身ですけれども、この人が出場されてる。それから、第11回の宮城全共におきましては、初めて復興特別出品区ということで、高校の部というのが実施をされます。これに向かつては、県代表校に県内の和牛を飼養している農業高校ということで薩摩中央高校もノミネートされておりますので、県内7校ありますけれども。今も薩摩中央高校においては、畜産のこの関係で農業クラブ、県の家畜審査競技会で肉用牛の部で、5月27日、日置市で開催されました中で、県内の農業系の高校7校から35名出場いたしておりますので、その中で上位1位から3位は、ここの薩摩中央高校の生徒なんです。それだけ非常に優秀な活躍をしております。

それから、町の畜産の品評会を行いましたけれども、これについては、1頭はさつま町代表として9月20日の川薩畜産共進会へ出品をすることになっております。そしてまた、10月1日、県共の高校生出品区というのがありますので、これにエントリーができたならおいかなと思っております。それだけお知らせしておきたいと思えます。

○新改 幸一議員

会場の関係やら、るるまた説明を受けて、確かに、私も昔、大分全共を見にいったときのあの会場の広さというのは、まあ、びっくりしましたもんですから、まさかさつま町にそういう会場はないわけでございますから、鹿児島全共がさつま町にということにはちょっと無理なのかなとは思っておりました。言われるように、40万から50万という人が入ってくるわけでございますから、宿泊施設、そういうホテルの関係の確保はもちろんですけれども、そういう種の会場ちゅうのが、本当にこの鹿児島県内の中では大体絞っていけば、やっぱり市内の一部になっていくのかなというのは感じているところでございます。

また、今、町長のほうから説明がありました薩摩中央高校の生徒がそれなりにまた活躍してるということも力強いことでございますので、大変ありがたいわけでございます。そういう追い風に乗った一つの流れで、産地を盛り上げていただくように要請もしておきたいと思えます。

そういう中で、私が一つ思うのは、地方創生ということも言われますけれども、こういうのができればいいのかなと思うんですが、実際あの今、牛を買うならさつま町へということで、購買者に対する宿泊助成もやっております。このことも大変評価はされていらっしゃると思うんですけれども、今度は購買者の買うじゃなくして、牛を飼うなら町外からさつま町に入ってきていただくと。人口増にもなるということです。そういう対象者に向けてのさつま町のあり方ちゅうのも、今後の一つの人口増にもつながりますし、そしてまた、いい種雄牛のいるこの我がまちで、もう県外からでも町外からでも来て、とにかくさつま町で牛を飼っていただくような、地方創生に向けた事業ちゅうのは取り組めないものかということも考えるんですけれども、ここあたりの考え方ちゅうのはどんなもんなんでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの薩摩中央高校に関連をすることですけれども、やはり伝統的な農業高校です。今、普通高校も一緒になって、特色のある学校になっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、最近、生徒の皆さん方がいろんなところで活躍をしてくれております。そしてまた、できれば生徒を、町内はもちろんですけれども、できれば町外のほうからも、こういう畜産のまち、お

っしやるとおりさつま牛の産地でありますから、いわゆる研修の場としても非常に、徳重畜産なり福永畜産、そういう、周りには薩摩のほうも馬場さんとかありますし、あるいは隣接の萩原さんとかありますし、やっぱりいろんな勉強の実習の場もあるということでもありますので、できれば薩摩中央高校の中に畜産科はできないかということまで高校振興対策協議会の中でも話題にしながら上げて、場合によっちゃ、高校振興課のほうに、県の教育長のほうにも要望したらということまで考えておりましたんですけども、なかなか一挙にはいかんということで、部活の中で畜産の活動をする、そういうものを作っていったらということで、手始めにそういう取り組みもしていただいておりますので、やはりそういうアピールをすることによって、町外からもさつま町に来て畜産の勉強をしたいということがあれば、非常にメリットが高いかなと思っておりますので、そういった面から入り込めば、そういう面でもできるかなと思っておりますので、そういったことについては引き続き検討させていただきたいと思っております。

○新改 幸一議員

それぞれ次代に向かった流れを産地として頑張っていくという町長の強い姿勢でもございますので、ぜひ前向きに一つ努力していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、私、先ほど言いましたように、昨年の3月に畜産振興策についての質問の流れの中に3点を言いましたが、町長があおのときに答弁されました大型看板のことが、町長はあおのときに言われた、議事録にも出てくるんですが、とにかく前向きにやりますということを言われました。

そういうことで、私は大変看板については、産地をやっぱり宣伝もする、また生産農家の意欲の高揚にもなるということで、町長は大変前向きになっていただいたなと思っておったんですが、1年6カ月を過ぎましても何ら事が無いもんですから、実は、私はさかのぼっていきますと、このことについて、町長の看板についての「前向きに」という言葉があったもんですから、実際、畜産農家に大型看板のことを言ってるんですよ、できますよと。町長、はっきりと言われましたと。前向きに検討するというので、恐らく作いやっどなど。1年6カ月なっても何のこともないもんですから、その人が、「新改君、お前が言った看板も一向にさつま町はつくらんね」と言われました。そのことは、町も財政的なものもあるでしょうけれども、ぜひそこあたり、全共に向かつての流れもございまして、再度、前向きに看板の関係も検討していただくように要請いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

看板の関係でありますけれども、質問を、去年の3月だったですかね、いただきまして、そのあと、子牛の競りか何かがあるときに、市場のほうで組合長にもお会いしたもんですから、議会のほうでこういう御意見もいただきましたと、本来なら、やっぱり農協が主体となってつくるべきことだと、私もそういう答弁をしたと思っておりますが、あとはまた前向きに検討しますということでもたまたまお答えもしましたけれども、できれば一緒に農協と一体となってどうでしょうかということでお話しはしまして、そのあと、担当課のほうでいろいろ協議をさせていただき、やっぱり伊佐は伊佐牛といたり、あつちはまた川内は川内でそれぞれあるもんですから、農協さんとしてもなかなか統一した看板をつくることについて、まだ検討せんにやいかんなどということがあつたいなもんですから。

それで、さらに今、詰めをしているところは、表示を、例えばさつま牛ちしたときに、さつま町のことになってしまうということになって、その辺をどうするか、あるいは規格あるいは場所とか、場所もいろいろ提案もしていただきましたけれども、少なくともやっぱり504号とか267、主なそういうところに2カ所は最低必要だろうなということ考えておりますし、いろ

んなところで今協議もしておりますけど、なかなか先に行っておりませんので、場合によっては、もう農協さんが立場上ですね、統一した銘柄がさつま牛でもう難しいとなれば、町で考えんにやいかんなどということで、進めていきたいと思っております。

ただ、時期についてはおっしゃるとおり、この全協がありますので、全協のそういう時期を見合わせた前にやったほうがいいのかなと考えております。

○新改 幸一議員

私の質問は終わりますと言いましたけれども、町長が看板についてのまた今までの経過なり、説明をしていただきましたので、ある程度理解をします。

産地間競争に勝つためにぜひ、そういうさっきから言っておりますように、生産農家の意欲を高めるためにもぜひ、こういう宣伝的なことにもぜひ、予算も計上していただくようなほうの要請をしておきます。

先ほど、先言った「牛を飼うならさつま町で」ということも言いましたけれども、このことにつきましてもぜひ、人口が増えていくわけですから、県外町外からそういう方、若き後継者ができますと結婚しますと、子供もまた生まれてくるわけでございますから、牛も増えるし、人も増えるという流れになっていきますので、ぜひこのあたりの流れの検討も、先ほども言いましたように、国の審査なり厳しいかもしれませんが、地方創生という一つの事業を国が提唱をするのであれば、我がまちも、そういう面についての、中身の検討ちゅうのか、中身の、前向きにそういうところを考えていただければ、またまち全体が潤っていくんじゃないかと思っておりますので、そこあたりもぜひ、検討をいただくと要請をして、私の質問を終わらさせていただきます。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、新改幸一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時03分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、12番、新改秀作議員の発言を許します。

[新改 秀作議員登壇]

○新改 秀作議員

通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

子供の貧困対策について、厚生労働省が発表した2014年の国の子供の相対的貧困率は16.3%という調査結果でありました。2012年の調査では、全国平均は13.8%であったが、ここ数年で増えている状況にある。鹿児島県は2012年度は20.6%、2013年は21.3%となっており、いずれも全国平均も上回っている状態であります。

ことし7月の南日本新聞で県内の子供の貧困率は、全国3位という調査結果を目にしました。そこで、次に点について伺いたいと思います。

1点目、町内の子供の貧困について、実態の把握について伺います。

2点目、国の子供の貧困に対する大綱が発表されたが、それに対する町の対応について伺います。

3点目、貧困対策について、教育・福祉の面からの取り組みについて伺います。

2番目に、学校教育と土曜日の活用について。

1点目、平成27年度より始まって、1年を経過した土曜授業導入に当たって、当初の計画と、その実施内容の成果と課題について伺います。

2点目、教職員の労働時間と勤務実態についてであります。教職員の労働時間は非常に大きいと言われる学校現場の、この労働時間と勤務実態について伺います。

以上で1回目終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員のほうから、子供の貧困対策について、ということで2項目ですかね、出されましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

子供の貧困問題というのが今、社会的に大きく取り上げられてきておるところであります。子供の貧困については、いろんなこう捉え方があるかと思いますが、貧困は、定義的に生死の境にあるようなこの状態を指す絶対的貧困と、当該社会で普通とされる生活ができない相対的貧困があるとされ、日本の問題は主にこの後者であると言われております。子供の約6人に1人が今、この相対的貧困に陥っていると言われるところでございます。議員おっしゃったとおり、3年ごとに実施されます国民生活基礎調査をもとに国で算定をしておりますが、平均的な所得の半分未満で暮らす世帯の、18歳未満の子供の割合を定義をしております。

厚労省が、平成24年のこの貧困線というのが122万円、子供の貧困率は16.3%で過去最悪という発表をいたしております。都道府県ごとにはこの公表はされておられませんけれども、山形大学が独自調査をした結果におきましては、貧困率の高い順、鹿児島は20.6%、ワースト3位ということも出ておるようでございます。一人親家庭が増加傾向にございまして、就労が十分にできずに収入減となっていること等が要因であろうかと思われております。

全国的には母子世帯が約124万世帯、父子世帯が約22万世帯と言われております。本町における一人親家庭の状況を申し上げますと、平成、本年のこの7月現在におきましては、母子世帯が250世帯、父子世帯が66世帯となっております。この中で、児童扶養手当を受給をされている方は、平成27年度末で母子家庭が165家庭、うち子供が280名、父子家庭におきましては31家庭で、うち子供が31名、父母なしの家庭が1家庭で子供が1名の合計197家庭で、子供が312名となっております。

また、生活保護世帯が27年度末で156世帯、182名おられますけれども、児童生徒がいる世帯は4世帯となっております。一人親家庭等の医療費助成を受けておられる世帯につきましては、母子家庭が199世帯、父子世帯で37世帯、父母なし世帯が3世帯でございまして、合計では239世帯となっております。

次に、国の子供の貧困対策に対する大綱が発表された、これに対する町の対応策についてということでございます。

今、日本の現状についてはあらゆる側面で、一方の力が強くなり過ぎて、正常な拮抗力、いわゆるカウンターベリング・パワーというのがなくなっていると。社会が極めてこの偏った危険な方向に行く危険性にあふれると指摘をされる面もございます。

また、社会的には行き過ぎた格差と、富の集中に対する大きな揺り戻しの潮流が顕著になってきている。このためやっぱり格差是正とか、あるいは一方では、この世界的には自由貿易の見直しと、ということが提唱をされている面もございます。

経済的に厳しい状況におかれた一人親家庭や多子世帯が増加傾向にありまして、自立支援の充実が課題となってきましたことから、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同年8月に、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定をされたところでございます。

子どもの貧困対策推進法の取り組みの内容につきましては、自治体の窓口のワンストップ化の推進ということで、児童扶養手当の機能の充実、母子父子寡婦福祉資金の貸付金の利率の引き下げ、奨学金給付事業の充実、児童虐待防止対策の強化、こういったことなど、さまざまな施策が進められているところであります。

これらの施策を着実に進めるために、この本年6月に児童福祉法、それと母子保健法、児童虐待防止法が改正をされたところでございます。具体的には、本年8月から児童扶養手当の第2子、第3子の加算額が倍増されたことや、妊娠期から子育て期にわたるまでの、切れ目のない支援実施のための、子育て世代の包括支援センターの法定化によります全国展開となったところであります。

町といたしましても、子育て家庭の負担軽減のため、保育料の第1子1割軽減や、障害児保育、発達障害児支援のための保健師体制、また子供の医療費助成など、独自の施策を実施をしてきております。

「かごしま子ども未来プラン2015」に基づく、ライフステージに応じました一人一人に対する切れ目のないこの支援としまして、妊娠前から、育児・子育て期間の相談、受付の専門部署の設置に向けまして、協議を進めているところでございます。

それとあわせまして、この生活支援保護者の就労支援など、生活困窮者自立支援制度と連動しました支援体制を図っておるところであります。

また、北薩地域振興局、そして民生委員とか社会福祉協議会、こういった関係機関団体ともこの連携を含めながら、情報の収集等にも努めていくところでございます。

あと、教育の関係につきましては、のちほどありますが、貧困対策についてのこの福祉の面からの両面からということで、教育もですが、ということで福祉のほうからお答えをさせていただきます。

子どもの貧困対策推進法が26年の1月に施行されましたけれども、27年の4月からは生活困窮者自立支援法も施行されました。この生活困窮者自立支援制度につきましては、鹿児島県から町の社会福祉協議会に委託をされておりますけれども、平成27年度も30件の相談がありまして、うち母子家庭の相談が2件あったところでございます。

また、児童相談所への通報件数についても、平成27年度は16件ありまして、延べ50回の支援を行っております。町といたしましては、生活困窮者に限らず、発達相談や児童虐待など、さまざまなこの子育ての相談、通報を日ごろ受けておりまして、学校現場や教育委員会とは常に連絡を取り合いまして、合同で対応しながら情報を共有する体制を取っているところであります。

今後におきましても、さらに連携を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

貧困対策につきまして、教育面からの取り組みについてお答えいたします。

ただいま町長の答弁にもありましたけれども、子供の将来がその生まれ育った環境によって、左右されることのないよう、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした、子供の貧困対策に関する法律が制定され、これに基づき、大綱も策定されております。

これらを受け、本県におきましても本年3月に策定されました、かごしま子ども未来プラン2015において、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つを柱とする子供の貧困対策計画が位置づけられたところでございます。

この計画によりますと、教育支援につきましては、学力の保証、福祉関連機関との連携、就学支援などが盛り込まれているところでございまして、町教育委員会といたしましても、法の趣旨、大綱、県の計画等を踏まえ、子供たちが持つ能力を十分に発揮し、夢を諦めることがないよう、まずは全ての子供たちが基礎学力を身に着け、希望する進路が実現できるための、学習環境の整備や就学・進学への支援に取り組んでいるところでございます。

具体的には、学力の保証につきましては、少人数の習熟度別指導や、あるいは放課後補修指導、あるいは午前中申しあげました特別支援教育支援員の配置による、特別支援教育の充実等を進めておるところでございます。

福祉関連機関との連携では、教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、学校における教育相談の充実や、必要に応じた家庭訪問等の充実にも努めておりまして、また、町の福祉課等とも連携を図りながら、各支援対策の充実に取り組んでおります。

経済的支援対策としての就学支援につきましては、保護者に対し、就学に必要な学用品などの経費を支援する就学援助制度の実施を初め、国や県、町における奨学金制度の周知、対応事業などに取り組んでおります。

今後とも、今述べました3つの対策を中心に、関係部局との連携を図りながら、その充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土曜の授業につきましてですが、本町では、8月と3月を除く各月の第2土曜日に、町内の全小学校で実施しております。その内容は、大きくは2つに分類できるところで。

1つは、確かな学力の向上を図るために、全校体制で国語や算数・数学と、この力の差のつきやすい教科等を中心にして、補充問題などの実施や活用力を伸ばすための学習を実施しておりまして、意図的な学習や演習等にも力点を置いて取り組みを進めております。

もう1つは、かねてできない体験活動の充実を図るために、土曜日に実施することの利点を生かし、保護者・地域住民等との連携を深め、地域に開かれた特色ある教育活動を展開しております。

成果としましては、1つは行事を土曜日に移すことにより、金曜日までの教育活動に余裕が出て、教科活動が充実してきており、各学校では、徐々にではありますけれども、児童生徒の学習意欲の向上等の高まりを感じているところでございます。

2つは、週休日の土曜日に行事を実施したことにより、以前よりは、保護者等が参加しやすい環境をつくることができ、学校への理解が進み、地域に開かれた学校づくりに寄与していると考えております。

一方、課題としましては、スポーツ少年団活動や部活動との重なりがあり、調整が必要になる場合があることや、あるいは体験活動の充実のため、地域の人材、学校応援団等とのこの活用を、これまで以上に図っていく必要があります。

今後とも児童生徒の主体的な教科活動や、体験活動に寄与する取り組みとして、推進していきたいと考えております。

2点目のこの教職員の労働時間と勤務実態についてでございますが、条例によりますと教職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までを1週間として、38時間45分と規定されており、1日に換算しますと7時間45分となっております。これらの条例に基づいた勤務時間が適正になさ

れるよう、現在、町内の小中学校13校全てで、毎日、出校時刻と退校時刻を記録し、校長は全職員の勤務時間とともに、健康状況も確認しながら教育活動を展開しております。

町教委としましては、この記録をもとに学期に1回、実態を把握するようにしておりまして、ことし6月の1カ月間を調査しましたところ、一月当たりの平均時間外勤務時間が、13校中20時間台の学校が2校、30時間の台が6校、40時間台が5校という実態になります。

管理職と教職員では時間外勤務の内容が若干違いますが、教職員では、児童生徒の登校状態の見守り、翌日の授業の準備、学年会、校務分掌・事務等のこの打ち合わせ、行事の準備等に使用され、また管理職では、校門校舎等の解錠・施錠、資料の作成、職員指導等の時間に使われているものと捉えております。

なお、先ほど質問のありました土曜日の勤務につきましては、授業の行われない夏季の夏休み等に振りかえを行うように指導をしております。

今後とも、各学校において、行事の見直しや会議の精選、情報の共有による校務処理の簡素化・合理化を図るとともに、週1回は定時退校日等を設けるなどして、適正な勤務時間管理がなされるよう、指導してまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○新改 秀作議員

貧困対策について、町長のほうからも今、答弁をいただいたわけでございますけれども、子供の貧困の実態というのが非常に難しいのであるわけでございます、判断が難しいということでございますけれども、この前の四、五日前の新聞にも相対的貧困と、絶対的貧困というのがいろいろ出てきましたけれども、私もやっぱり町の場合も、相対的貧困が相当多いんじゃないかと思うところでございます。

県が20%とすれば、大体のこの数字、貧困率というのは上がってくるわけでございますけれども、深刻なのは、一人親世帯の子供の貧困率です。これが5割と5割以上と、2人に1人を超えている状態でございます。

これ以外には、既存の教育や福祉制度の受給状況から、推測するしか方法はありませんけれども、いろいろ児童扶養手当、三百何名と、12名ですか。それと就学支援、いろいろ出ているわけですが、過程ではございますけれども、町長としては何人ぐらいがこの相対的貧困の状態にあるものか、過程としていいですけども、お示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほど一人親家庭の状況ということで、それぞれ申し述べましたけれども、この中で本当にこの相対的貧困という方が、もうほとんどではないかと思っております。

○新改 秀作議員

相対的貧困が、もうほとんどじゃないかということでありますけれども、いろいろ就学援助や就学給付金、あくまでも申請した人が対象であったりするわけでございますけれども、私は実際にはもっと貧困率は高い可能性もあると、県のほうでもまた実態調査がありますので、そのうちにまたいろいろ出てくると思います。

次に、子供の貧困対策に関する大綱の基本的な対策の柱は、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援の4つからなっているわけでございます。子供の貧困対策は、子育て支援の重要な柱の1つであるという認識に立つ必要があると思います。子ども子育て支援の中に法律の理念を反映し、町としてやるべき貧困対策を明記すべきじゃないかと思うのでありますけれども、国・県の対策は、そして十分と言えるのか、国もいろいろ、ここ何年、珍しいのをちょっと新しいのを対策を出しているんですけど、県もまだ調査の段階であって、新しい事業は出てきてない

わけですが、今のやっぱり事業で国・県の対策は十分と言えるのか、そしてまた、町としてやっぱりやるべき貧困対策を、貧困対策にあわせていろいろ、そういうのを含めて、子育て支援のほうでうたっていると思いますけども、これを新しく対策として明記するべき必要がないものか見解を伺います。

○町長（日高 政勝君）

いろんなこの貧困対策についての国としての取り組み、あるいはこの県もですが、新しい法律もできまして、いろんな対応が出てくるかと思っておりますけども、今、その制度的にあるものは、町としましても、うまく活用しながら実施をしているところでございますので、そういった実態調査等もこれから行われる中で、より明らかになった段階で、必要な手だてというのは講じていく必要があるかと思っております。

中には、今、子供の居場所づくりということで、学童保育の終了後にこの生活習慣の習得とか、あるいは学習支援、場合によっては子供食堂ですかね、そういったところも民間のほうでも取り組みをされているようでございますので、町内でも、そういった民的な取り組みが行われるということになれば、大変ありがたいことでございます。

鹿児島県とされましても、かごしま子ども未来プランというのがありまして、今申し上げたような、そういう取り組みも考えられているようでございます。

今後もまた、動向も十分注視をしながら対応をしてまいりたいと思っております。

○新改 秀作議員

いろいろ先ほど言いましたけども、県のまた実態調査が進んでいる中で、またそういうのが対策を検討していただければと思っておりますのでございます。

27年の4月に新しく施行された生活困窮者自立支援法がいろいろ社会、これはあそこですかね、社協のほうに委託という感じでございますけども、それもいろいろあるようでございます。例えば、一人親世帯の支援の場合、就労支援、学習支援となった場合、担当課が福祉課と教育委員会と分かれるためでございますけども、いろいろそういう部署が分かれた場合に、相談される方もいろいろ教育と福祉という関係で、そういう相談の問題がうまくいかない、ということもあるわけでございます。

この教育と福祉の、この連携ですね、連携はうまくあるのか、あるいは、この社協の関係でも自立支援のほうでも、一番今、町で問題になっているとか、あるいはこの問題点が、何が一番問題点なのか、これはもう担当課長でも結構ですので、細かいことですので、ちょっとこの辺をお示し願いたいと思います。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

生活困窮者自立支援制度につきましては、昨年の4月からスタートしまして、先ほど説明があったとおり、鹿児島県が町の福祉協議会のほうに委託をしておりますが、鹿児島県全体的に福祉事務所の持たないまち・村につきましては、社会福祉協議会に委託されるという流れであるわけですが、先ほどもありましたように、昨年あったこの相談が30件ありましたが、ほとんどが一時借入ということで、年齢的に高い方が多かったところでございます。30代の方が5名、40代の方が3名、あと50代以上というような方でありまして、一時資金を借りられるというようなものでありまして、その中で、母子家庭につきましては2件あったということで、先ほどあったかと思っておりますが、この母子家庭の中身も、お母さんが病気で子供が自閉症であるということで、結果的に生活保護世帯になられた例でございました。

もう1件は、生活保護を受給している世帯でありながら、一時的な生活費が足りないという御相談でございました。基本的にはこの件につきましては、福祉課のほうで連携をして、社会福祉

協議会と協議をしておりますが、基本的には、就労支援のことが、今回の自立支援の本来の目的でありまして、昨年4月に誕生するときに、高校中退、不登校、ニート、引きこもり、こういったものが全国で100万人を数えるといったことが背景でございまして、この段階で、社会福祉協議会を窓口にしてありますけど、町との連携というのが一番の課題でございましたので、その内容に応じて、教育委員会とも協議をしながら、支援をしていくという体制で行っているところでございます。

○新改 秀作議員

いろいろと連携は行っているということでもありますけども、ちょっと町長に一点だけお伺いしますけども、いろいろ生活困窮者に限らず、いろいろ教育、福祉の両面からの助言あるいは支援というのが、必要であるわけでございますけども、今、社会福祉協議会に委託という感じでやっているわけでございますけども、いろいろと聞くところによりますと、一応、福祉の面は窓口で対応するような感じで、いろいろ相談のされる方、あるいはもう窓口でいちいち相談するのもあれだから、人を介していろいろ聞いてもらったりするような状況もあるようでございますので、月に一遍、いろいろこの家庭相談員による、いろいろ相談を設けるというような、いろいろこの生活困窮者を含めて、いろいろこの貧困世帯というのは、メンタルかデリケートかわかりませんが、いろんな部分があり、いろいろ窓口だけじゃしにくいという、ちょっと人もおったわけでございますけども、その辺も含めて、家庭相談員を月に一遍ぐらいとか、そういうのを設けてですね、相談に乗ってするような体制はできないものか、町長にちょっと伺います。

○町長（日高 政勝君）

いろんなこの生活困窮者に限らず、発達相談とか児童の虐待とかですね、いろんなこの子育ての相談・通報というのはありますので、先ほどありましたとおり社協、教育委員会、それと役場の福祉課、そういうところはですね、常にこの連携を取ってやっておるわけであります。

やはりそういった情報を共有しなければならないということでもありますので、さらにこういった体制については強化をするということで、先ほどもお答えしたところでありますが、家庭相談員というところまで、例えば、窓口としてですね、気安く相談しやすい、ということも一つのあれかと思っておりますけども、これからのこの、いろんなこの、あれが状況が変わっていくかと思っておりますので、そういった流れを十分こう把握をしながら、対応してまいりたいと思っております。

状況を見ながら、対応していく、そういう考えでございます。

○新改 秀作議員

この、いろいろ窓口もあったり、地域には民生委員の方もいらっしゃるわけですが、なかなかやっぱりこういうことは相談しにくいのかどうか、ちょっと難しいことも聞いておりますので、その辺はいろんな実態調査、いろいろまた出てきますので、その状況によってですね、いろいろ検討してみてください、ということでございます。

せっかくですので、教育長に一点だけちょっとお伺いしますが、これは個人的な見解でいいですので、その点をちょっと、貧困と学力の関係をお伺いしたいんですけども。

この学力の状況、子供たちのやっぱり小学校でいいますと、学力いろいろ学習定着度調査とか、いろいろCRTとか、いろいろあるわけですが、教育長としては、全国平均な学年もあるし、あるいは下回っている教科もあるし、いろいろあると思っておりますけども、相対に見て私は、平均より劣っていると思うわけでございます。

それは、この貧困と学力という関係をどのように分析されているものか、その辺を教育長の個人的な見解で結構でございますので、お伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

貧困とこの学力の相関につきましては、私ども科学的なデータというのとはっておりませんが、家庭での学習の状況とか、いわゆる宅習時間とか、そういうものが制限される場合等がございまして、基本的には、今のところそんなに大きな差異はないと思っておりますけれども、学習時間とか、しつけの問題とか、そこあたりのところを気にはしておりますけれども、全体的に、この貧困と学力の状況というのは、綿密に分析したことはございませんので、ございませんが、ともかく貧困であろうが何であろうが、ともかく全生徒が自分の夢が実現できるように、私どもは今いろいろ施策、事業等を進めているところでございます。

○新改 秀作議員

いろいろ雑誌とか新聞記事で、やっぱりそういうのを見たりすると、非常にこの貧困と、貧困の連鎖とか、いろいろそういうのをうたっている書物があったりするわけですけども、例えば、何の雑誌でしたかねちょっと見たんですけども、東京大学の合格者数が53%ぐらいでしたかね、年収950万以上の家庭が53%ぐらいあったとか、あるいはそういうのをお聞きしますとですね、このやっぱり連鎖となっているいろいろな問題が生じてくるのかなと思いたしたので、いい機会だったので、ちょっと教育長にお伺いしたんですけども、個人的な見解、それぐらいしかちょっと、あれかもしれないですけども、多分、やっぱり多分、体力テストでも私は、やっぱりそこ体力テストにしないちゅうことは、いろいろ食事の面とか、いろいろありますから、やっぱりそれに連鎖してくるのかなと思ったので、こういう質問をしたわけでございます。

学習支援ももちろんですけども、この貧困対策のことに対して、いろいろくい止めるためにも、やっぱり学習支援のほうをよろしく要請しておきます。

町長にお伺いします。

町としても、子育て支援には、いろいろ医療費の中学生までの無料を含め、保育料のことにいたしましても、他の町よりも先進的な取り組みをやっておりますけども、子供の貧困対策としての、まだ、いろいろ実態調査の結果ですけども、例えば家賃の助成とか、あるいは学習支援からの、あとから質問されます学童保育の対する助成とか、やっぱりいろいろの、町としての対策を検討する考えはないものか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

これからの、この子育ての問題というのは非常にこう大事になってくるかと思っております。これだけ少子化高齢化が進んでいきますと、今回のこの地方創生の総合戦略に対しましても、この子育ての環境整備という、いわゆる生まれるまでの環境もですが、生まれたあとからも、非常に生まれ育てやすい環境を整備していく、こういう子育てについては非常に大事な問題だとは思っておりますので、これについてはもう総合戦略の中でも、それぞれうたっておりますけども、具体的に、ならどうするかということについても、これから十分検討して、対策を講じていく必要があるかと思っております。

これからの、本当に重点施策とやっていかなければ、これからのこの、さつま町のすべき展望が明るくなるかどうかの、鍵がかかっているかと私は思っておりますので、これからの町政の大きな課題として、積極的な取り組みをしてみたいと思っております。

○新改 秀作議員

重点課題として、取り上げていただけるということで、いいことだと思います。

最後に、一人親家庭の家計は総じて苦しい状況にあります。母子家庭にしても、ほとんどは働いていますが、パート・アルバイトとあって、非正規雇用で十分な収入は得られていない状況であります。

税や社会保障制度による所得再配分は、機能するどころか、かえって貧困率を高めており、母子家庭をさらに苦しめている状態であります。県でも初めて、生活実態を把握するアンケート調査を実施するという方針であるので、県議会でも、子供の貧困対策について協議をするワーキングチームを立ち上げたと、南日本新聞の紙面に掲載されましたが、本町でも子供の貧困は社会から見えにくいものであります。関係機関の連携により、多様な支援を要請して、これに対する質問を終わります。

続きまして、土曜授業の関係でございますけども、土曜授業の開始から、ちょうど1年を経過するわけでございますけども、先ほどの答弁の内容、3月、8月を除いたということで、10回程度行われたということでもあります。

土曜授業の成果・効果を検証するためには、アンケートが一番だったかなと思うわけでございますけども、アンケートは時期的に難しかったのか、それと保護者の皆さんですね、どれぐらいの方が肯定的だったのか、あるいは保護者とのトラブル、子供たちに具体的な変化はなかったのか、回数が年10回経ったわけですが、これを日数を増やす必要はないのか、この3点についてお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

この土曜授業につきましては、新たに起こした事業でございます、おっしゃるとおり児童生徒とか、保護者とか、こういう方々の理解・協力というのが、もう欠かせないわけでございます、おっしゃるようにアンケート、そういうのも取る必要があろうかと思っておりますが、一応学校のほうで、学期ごとにその教育活動について、教職員自らが学校の自己評価、そういうことをしておりますし、また、児童生徒、保護者からも学校のほうでアンケートを取っております、私どものほうで大々的にはそういうことはしていませんが、そういうような報告をお聞きしますと、今のところ、大きなトラブルとかそういうことはない、というふうに聞いております。

3点ありましたけれども、まとめてお話を申し上げましたけれども、そのような形で町教委としては、このトラブルとかそういうのは聞いておりません。

今後も、学校の評議委員会とかいろんなところで、外部の方々の意見等も聞いておりますので、そういうところによりますと、一定の評価を得て、今定着しつつあるのではないかなというふうに考えております。

○新改 秀作議員

またいろいろ機会がございましたら、やっぱり子供、親、教職員、アンケート調査も一番それがわかりやすいと思いますので、2年後でもまたそれぞれ検討してもらえればと思っておりますのでございます。

この、先ほど、土曜授業の教職員の振かえ休なんですけども、この取得状況、取得率、何%ぐらい夏季休業、さっきは夏季の休業日等というような答えだったんですけども、何%ぐらいとられたものか、お伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

平日は授業を実施しておりますので、小学校の場合は、職員が平日にとりますと授業がとれなくなりますので、できるだけ長期の休業とかそういうところとってもらっているわけですが、私どもが昨年度の実施状況について確認をしましたところ、全て代替をとっておるということで、100%振かえをしてとっておるということでございます。

○新改 秀作議員

100%とっているということで一応、このことに関しては問題はないのかなと思うところでございます。

それから、私は父兄の方にちょっと聞いてみたんですけど、これは一応要請なんですけども、土曜日だったら、今の一方通行のところはないわけですよ。土曜日曜を除くんですよ。やっぱりそれをちょっと言われた方がいらっしやいました。それが1回、月一遍だったらいいんですけど、また二遍になってくればそういう問題も出てくるんじゃないか。それとゾーン30ですね。やっぱりそれも、大体みんな、みんなということはないですけども、わかりにくい、看板がちょっと見えにくいという意見も、学校の先生からはその時間帯に進入者がまだあるんだということもお聞きしました。その辺もまた安全協会なり学校と警察を交えて、なるべくなら警察官の方も忙しいですけども、立哨をされてすとか、いろいろそういう対策も検討されてはいかがですか。その辺を要請しておきます。

土曜授業のほうですが、せつかく計画をされて実行されたものでございますけども、いろいろ学校、地域、保護者の連携によって、よりよい授業になりますようにまた要請しておきます。

次に、先生方の労働時間のことについてでございますけども、今、いろいろと週に超過勤務がどれぐらいあってということがあったわけでございます。時間外が一番多いところで40時間台が5校と、40時間台となりますと計算しますとやっぱり相当超過しているようでございます。いろいろな雑誌の中でも、日本の学校は外国と比べても相当、労働時間が長いんだということを新聞でも拝見したわけでございますけども、この学校現場の前に、仕事をする前に、先生方がまた通勤時間も長いですよ。近くの学校ですけど、33名うち19名がよそから1時間かけて来る方が何名でしたかね、1人、2人、それから40分、始良、いろいろ19名いらっしやいますよね。またそういうことで、この先生方の心身の疲労度、健康状態とか考えた場合は、もうほとんど何というかね、レッドゾーンに入っているみたいな、これじゃ何も起こらんのが不思議なぐらいですね。それでまたいろいろそういう授業があったり、あしたの準備があったり、そういう中で、ようこれでこういう指導なんかをどのように捉えていらっしやるものか、ちょっとお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

二つほど。

一つは非常に遠距離の通勤が多い実態ということでございますが、これは社会の情勢から私ももしよっちゅう転勤の時期、4月には地元に住むようにというようなことで指導しているわけでございますが、やはりいろんな家庭の事情等がございまして、御指摘のとおり、相当多く、この地はちょうど県の真ん中にあるものですから、もう始良からも出水からも伊佐からも川内からもというような形で、通勤で1時間程度で来れるものですから非常に多くなってきておまして、そういう面からは健康の面が非常に心配なわけでございますけれども、労働安全法の関係で、これも学期1回は学校で職員を交えて健康管理について話をするようにということで、そしてその結果は、私どものほうに報告をするようにというようなことでしてございまして、私どもも常時そういうことについては調べるようなふうにしてやっているとございまして、いずれにしてもその遠距離の通勤につきまして、何とか近くにとすることはしておりますけれども、今のところ、決め手はないというようなことでございまして、ただ健康面につきましてはこれは問題は子供たちへの教育が大事でございますので、この点についてははっきりできるように管理職を通じていろいろ指導をしているところでございます。

○新改 秀作議員

いろいろ今、信頼される学校づくりとか、いろいろの中にこの先生方のいろいろ服務規律の厳正確保とか、いろいろあるようでございますので、ストレスでいろいろこれが原因で不祥事になったりですね、いろんな温床といいますか、やっぱりそういうのが原因になるとも思われますの

で、その辺を含め、この簡素化を図っていくということでございますので、簡素化を図って多忙解消に役立てて、余った時間少しでも子供たちと向き合う時間になってもらいたい。そして、また信頼される学校づくりの取り組みに期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、新改秀作議員の一般質問を終わります。

次は、9番、木下賢治議員の発言を許します。

〔木下 賢治議員登壇〕

○木下 賢治議員

昨年、私ども総務常任委員会は熊本県の大津町の子育て支援について、研修をさせてもらいました。本当に親切に対応していただきありがたかったんですが、大津町はことしの熊本震災で大きな被害を受けられ、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げているところでございます。震災直後、町長に大津町へも救援物資の提供を願い出るつもりでしたけれども、私が言うまでもなく、早々に町当局のほうで対処された報告を受けて安堵した経緯がございます。

大津町を選定した理由の一つに、盈進児童館建設の予算審議の議論があります。館舎が町道に接し、門から見通しが悪く、危険であるということが一番の議論でした。また、少ない平米数の割には6,600万でしたか、の予算はちょっと大き過ぎるんじゃないかというような理由で、ほかには適当な場所はないかとか、できれば小学校の一角にはできないかというようなことも質問したわけですが、担当課としてはとてもじゃないけど、そういう小学校にはできないという答弁でしたが、これも文科省と厚労省の障壁と同様のものじゃないかなというようなことを感じた次第であります。

保育と学校教育の連携を図られている大津町の例を検討されたわけですが、報告に対する答弁、町としての対応をお答えいただければと思います。

2番目に、大津町は熊本市のベッドタウン的な位置づけで、本町と環境的にはちょっと違うし、規模的な面でも差はあるわけですが、非常に子育て世代が多く、待機児童の解消などの子育てサポート事業の充実を、元担当されていた職員の方が退職されてから訴えられて、中心になってNPOの設立に至っている経緯がございました。本町では待機児童はさほどはないかと思っておりますけれども、報告に対する町の子育てサポートや、学童保育支援の状況についてを伺います。

それから、2問目についてですが、私はある席で、ある席といたしましてもお通夜の席だったんですが、隣まちの同級生から「さつま町は子育て支援が遅れちょっと」とこう言われました。子育てしやすいまちづくりを町長も目指していち早く医療費の無料化などに取り組んでいるのに、何を言いたいのかなと思ったんですが、彼は学童保育事業にも取り組む事業家で県の連絡協議会の副会長という立場で県内の各市町村の取り組み状況を調査したとのことでもございました。場所も場所だったものですから、余り議論は控えて、改めて自宅に勉強に行つて伺ったわけですが、県内の設置状況の一覧を見せていただいて、さつま町は28.6%で離島を除けば県内市町で下から2番目であることを見たときに、何も言えなくなってしまいました。

近年、国は少子化対策を打ち出し、年ごとに新規事業を追加し、あるいは改正し、今では13の補助事業があるそうで、これまではそれぞれ一つ一つの補助事業だったのですが、条例を定めて事業計画を提出すれば一括、交付税措置をとるというふうになっているようでございます。

また、それぞれの事業については、どれにウエートを置くかというのはそれぞれの市町村の判断でよいとのことのように思いますが、学童支援事業に対する現状と今後の取り組みに対する町長の考えを伺って、質問の要旨といたしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔木下 賢治議員降壇〕
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

木下賢治議員のほうから子育て支援、学童支援の関係につきまして御質問いただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、総務厚生常任委員会の行政視察の報告に対応することについてでございます。

熊本県の大津町のこの調査結果の報告をいただきました。大津町につきましては、子育て支援課を町長部局から教育委員会に配置転換をされたと同っているところでございます。本町につきましては、平成26年度から福祉課に保健師を2名、新たに配置をいたしまして、遊びの広場や発達支援連絡会の開催など、発達障害児の支援体制を図るとともに、子ども・子育て支援の新しい制度が施行されてから、学童保育施設の位置づけ、拡充、相談体制の新規事業などについても進めてきたところでございます。

この子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、国の将来の方向性としまして、子育てのワンストップ拠点としての子育て世代包括支援センターの全国展開が示されたことを受けまして、来年度に向けまして、本町での体制の整備を検討することに既に入っておるところでございます。熊本県の大津町の事例もありますが、人口規模が同等の全国の市町村の組織体制を参考にしながら、組織の再編も含めまして、妊娠前から妊娠、出産、育児、健診、保育、こういった流れを切れ目なく一体的に支援できる担当課の設置を目指しているところでございます。部局につきましても、類似する市町村、あるいは国・県の体制も参考にしていまいりたいと考えております。

また、学童保育施設につきましては、大津町は原則、学校の敷地に設置をしてあるようでございますが、鹿児島県においては学童施設の実態といたしまして、保育所に26%、小学校の余裕教室が12%、学校敷地内専用施設に11%、児童館という専用のところは3%、民有地の専用施設に12%、あるいは公有地の専用施設に11%、そのほかは25%ということで県内はさまざまな取り組みであるようでございます。運営主体や設置場所など、全国の取り組み事例も一定してはおりませんが、これも一つの課題かなと思っております。本町につきましても、教育委員会とも協議をいたしまして、学校の余裕教室が活用できるところについてはできるだけそういったところは優先してもらいたいというふうに考えておるところであります。使用できる余裕教室がない場合においては、学校のできるだけ近い近隣周辺などの活用も含めて検討をしていまいりたいと思うところでございます。

続きまして、NPO法人の設立によります子育てサポートや学童保育支援の状況についてであります。子育てサポートをする運営主体としましては、鹿児島県の状況としましては、公設公営というのは4%、公設民営が43%、民設民営が53%というところでございます。全国的には公設民営が44%、公設公営が38%、民設民営が18%のようでございます。委託の相手方も、全国の数字でございますが、社会福祉協議会が10%、地域の運営委員会が17%、保護者会が6%、社会福祉法人、あるいはNPO法人が29%ということでいろんな対応があるようでございます。

本町の子育てにつきましては、地域子育て支援拠点事業、あるいは本年度から実施しております利用者支援事業の関係ではクオラに委託をいたしているところです。その状況としましては、地域子育て支援拠点事業は「子育て支援センター」という名称で子育てサークルを月に14回、年間169回、延べ5,300人の参加がでございます。ほかに離乳食の教室とか、親子リズム体操、あるいは育児講演会等も年6回開催をいたしております。

また、町のシルバー人材センターの独自に学童保育従事者講習会というのを昨年からは実施をさ

れておりまして、12名の方が受講をされており、昨年の12月からはことしの2月まで盈進の新しく設置をしました学童保育に4名の方が従事をしていただいているところであります。

国の子育て支援事業も13事業ありまして、既に半数以上に着手をいたしております。今後の事業展開につきましても、さまざまな法人と連携ができるように努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、学童の支援事業の推進についてでございます。学童保育につきましては、平成9年度に児童福祉法に位置づけられたことが始まりでございます。本町における学童保育の取り組みにつきましては、平成10年度に求名の錦光保育園にコスモス少年クラブが開設されました。平成14年に盈進児童クラブ、平成16年に永野学童クラブと恵光学童クラブが開設されたところであります。平成27年4月に子ども・子育て支援法が新しく施行されまして、市町村が実施主体の事業に位置づけられたということもございまして、昨年の4月の保育連合会の総会におきまして、法整備の内容とか学童保育の現状等を説明をしてきた経緯がございます。同時にこの4月から、町の自立支援協議会の子供部会を毎月開催をいたしまして、学童保育の現状、課題等を協議しながら学童保育がない、あるいは少ない地域の鶴田地区、宮之城地区の小学校1年生から3年生の保護者の皆さん、それから新1年生となります保護者、656名を対象にアンケート調査も実施をいたしました。509名の方から回答いただきまして、これらの情報をもとにしながら地区の保護者の方、あるいは保育園の関係者等と話し合いを重ねてきているところでございます。学童保育開設の課題としましては、場所の問題、受け入れ先の問題、利用人数の関係というのがございます。補助事業の対象になるためにはやはり利用人員が10人以上ということになっておりますので、さらに協議を重ねる必要があるかと思っております。

佐志の学童保育が、本年5月からスタートできたところであります。学童保育の設置率も28.6%、先ほどありましたとおり、ちょっと低い状況でありましたが、これが現在55.6%に上昇しております。町といたしましては、学童保育の推進と位置づけを明確にするために学童館条例を制定をいたしました。平成27年度から国庫事業であります障害児受け入れ事業を活用いたしまして、特別支援学級生を盈進学童館でも受け入れてもらっているところでございます。本年度につきましては、放課後子供総合プラン運営委員会を設置をいたしまして、その中で学童保育関係者による実務者会を開催しながら情報交換できるように計画をいたしてございまして、第1回目を10月に開催する予定であります。今後におきましても、さまざまな補助事業がございますので、そういったことでうまく選択、活用ができるように研究をしながら学童保育の拡充に努めてまいりたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後2時20分とします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○木下 賢治議員

常任委員会の行政視察に対する答弁に対してですけれども、既に体制整備を検討されていると

ということでございますが、中身はよく聞きとれなかったんですけれども、妊娠前から保育までの連携というふうにあるようございまして、現在、私どもの庁舎の課でいえば、健康増進課と福祉課の流れかというふうに感じております。大津町では、質問しましたように、保育と中学校までの学校教育との連携ということで、教育委員会に属されている報告をしたわけですが、私は、教育は学校だけで終わるのではなくて、スポーツ少年団活動等の放課後の子育て、また家庭での子育て、いわゆる社会教育まで総称した連携というものの必要性をかねてから訴えているところでございますけれども、つまり、課でいえば福祉課、学校教育課、社会教育課の流れで教育委員会所管が良いのだというふうに私なりに一個人の考えですが、検討の一助になればというふうに考えております。町長として、先ほどの新改選議員のほうからの質問にも重なる部分もありますけれども、これらの検討の途中ではございますけれども、町長としての考えはいかがなものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

これから、非常にこの子育て環境というのは、先ほども前の議員にお答えしましたとおり、非常に重要な課題と受けとめておりますので、できたらこれも子供の子育て、健康づくり、こういったことについてはもう一元化していくというのが保護者にとってもわかりやすいし、そのほうがいいのかと思っております。ただ、教育部門についてはやはり学校教育という関係がありますので、もちろん社会教育分野的なものもありますが、やはりそういう部門まで一括となると、非常にこの文科省とかいろんな特別なものがありますので、なかなか難しいのかなと思っております。教育部門についてはですね。やはり、今やっております行政部門の中で、民生部門とかあるいは健康増進部門、福祉部門、こういったものはやっぱり同じところでまとめてやれるということはあるんですけども、今の段階ではそういう中で検討を今、進めてもらっているところであります。したがって、教育関係とは、社会教育を含めて、そこがまたいろんな連携というのは綿密にやっていかなければならないと思っておりますけど、組織的には町長部局としては、そういう中で進めていかざるを得ないのかなと思っております。

○木下 賢治議員

単なる私の一個人の考えでしたので、大して重みもないわけですが、検討の中で、こういう考えた一人もいるんだというところが参考になれば幸いです。

学童につきましては2問目のほうで深めてまいりたいと思いますので、今後も、ただいま検討されたという答弁があったわけですが、私ども議会としてのこういう研修に対する報告が続いていかれると思いますけれども、やはり議会と執行部との一緒になったまちづくりの意味でも報告に対する検証といいますか、そういうものを積極的に進めていただくことを要請して、2問目に入りたいと思います。

私としては、主題になるわけですが、学童支援の推進状況についてに移りたいと思います。

私は、今回の一般質問をするに当たり、数件ではありましたが、なかなか時間が合わなかったりして、多くの事業者と意見交換はできなかったわけですが、設置事業者あるいは未設置の事業所、事業者との意見調査もさせていただきました。確かに、担当課ももう既に行動を起こしていることを感じたわけでございます。未設置者には町のほうから何かそういう事業をしないかというような勧誘でもありましたかと聞きましたら、当然あったということの報告で、実際私たちもやりたいんだけど、一番のネックは保育士の確保が厳しいですよというような答弁もありました。その中で、私はちょっと今回のことで事業の勉強をさせてもらったものですから、今はもちろん経験年数が必要なんですけれども、4日間、講習を受けてそういう資格取得の補助事

業もありますよということを紹介した経緯もございます。

また、設置者の方の一人なんですけれども、今、介護士とか保育士の処遇を改定、処遇ちゅうか、処遇に対する国の支援が始まっているわけなんですけれども、昨年度も言われるには、今までと違って今はもう役場の方がそういう報酬改定の手続までしてもらって本当に助かるというような、喜んでおられたことを報告をしておきます。鶴田、宮之城地区のアンケート調査を実施されたということなんですけれども、その中身といいますか、要点を簡単にですけど、課長のほうからでも報告をいただければと思います。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

昨年のアンケート調査ということで、先ほど説明があったところですが、子ども・子育て支援法が昨年4月に施行されまして、学童保育の位置づけというのが非常に明確になってきたところでございますので、保護者にもこの学童保育につきまして、やはり周知もこれまで余りなされてなかったところがございますので、周知の意味も含めまして「学童保育を御存じですか」とか、あるいは「学童保育があれば利用しますか」とか、そういった単純な入口論の質問から始まったところがございますので、結果としましては、地区で申し上げますと、ほとんどの地区で佐志、山崎、白男川が9割以上、平川が9割近い回答があったところがございますので、私どもも質問の内容が少し単純過ぎたなというふうに反省しておりまして、昨年度、結果的にこの質問のアンケートを出した途端、積極的に動いていただいたのが佐志の保護者の方々でございますので、佐志のPTAの役員の方を中心に話し合いを重ねてきたところがございます。ほかの地区につきましても、全ての地区で拡充を図りたいという方針で進めておりますので、こうして話し合いを進めたんですが、結果的に簡単に話し合いが進まなかったところがございますので、今年度改めまして、昨年度も検討しました平川地区、山崎地区を再度もうちょっと中身を深く入り込んだ検討を10月から行っていきたいというふうに思っております。そしてまた、ほかの地区でもできないかをいろいろ模索をしていきたいということがございますので、去年の結果としましては、あくまでそういう状況でございました。

○木下 賢治議員

せっかくアンケートをされるんでありや、もうちょっと準備ちゅうかそういうものをして、ある程度、事業の意義とかそういうものの説明をされた上で、またあるいは国自体、県を含めてなんですけれども、今ではそういう支援が手厚くなっているわけですので、割と取り組みやすい状況等も説明した上でアンケートを、内容はある程度保護者にわかってもらった上でのアンケートの実施というものが必要じゃなかったのかなち、私は感じております。低学年、3年生以下とのことでもありますけれども、もう今では6年生以下というようなことで、そういう国も方向で示しておりますので、今後、平川ですか、山崎等のアンケート実施をされるということなんですけれども、もうちょっとそこ辺の事業の中身といいますか、それを具体的に列記して内容をわかってもらった上でのアンケートの実施というものを期待するわけですが、そこ辺、そういう考えが課長でいいですので、ありますか。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

一応、もう今回は昨年の周知を兼ねたアンケートから、中身に入った2回目でございますので、今議員がおっしゃられるとおり、もう少し具体的な内容で今回はアンケートをしたいということで今、検討に入っているところがございます。

○木下 賢治議員

もう1点ですけれども、先日の求名の再編の説明会でもあったわけですが、町長のほうから、10人以上が補助対象ということなんですけれども、これは私の勉強したところでは、昨年度からも

う10人以下も補助の対象になっているようですので、確認していただきたいというふうに思います。これは、答弁は要りません。

それと、設置率の向上についてですけれども、当然、ことしから佐志がスタートして、北部の5校が統合したことが55.6%でしたか、改善された数字が出てきたんじゃないかと思えますけれども、学校を少なくして設置率を上げるという方法もあるかもしれませんが、いかがなものかなというふうに私は考えます。実際いって、私がいただいたこの資料はもうほとんど離島を除けば、70%以上がもうほとんどであります。下位から2番目だったわけですが、55.6%というのはちょうどいちき串木野市と同じ数字でありまして、それでも下位から4番目です。もう離島を除く市町では100%以上が12の市町があります。それに、離島でも100%以上が2町あるわけですが、当然大きな学校はそういう事業所が2つあるいは3つあるところもあるかと思えますけれども、そういう意味で鹿児島市なんかは145%ですが、設置の数も115とか聞きました。もう鹿児島市自体はもう県の連協にも入らずに、市自体でやはりそういう組織を作って勉強会をやって、そういう財政的な力もあるかと思えますけれども、総体、県の連協には入っていないような話も聞いたわけですが、そういう意味でもう県内ほとんどの行政区がこの事業に着手して設置率もそのようなことですので、そのためにはやっぱり今の現状を回復するためには利用する児童をふやさんにやいかんし、また受け入れる事業者もふやさんないかんのがもう不可欠だと思うんですが、国自体も先ほどから言いますように、少子化対策に対しては全面に打ち出して手厚い支援策を示しておりますので、これを利用しない手はないと思いますし、ほかの市町村の子供たちがこれに恩恵を受けているのに、本町の子供の利用が少ないというのはいかかなものかと思ひまして、財政的にも大変でしょうけれども、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

そういう点について町長いかがですか。私の今、そういう数字的な報告を聞いて。

○町長（日高 政勝君）

今の、5地区ですね、始まったところでございますけれども、各地域それぞれまた改めて、先ほどから出ておられますとおり、アンケートについても対象の保護者の皆さん方が十分理解をされるような内容にとって、いろんな補助事業も拡充をしてくれておられますので、そういうようなものも取り入れながら学童保育の新たな設置に向けまして、さらに努力をしてまいりたいと思っております。要は、ほいで、そういった資格者の関係とか、もっともっとそういう支援体制というのが一番大事かと思っておりますし、その辺のところをまた充実が必要かなと思っております。

○木下 賢治議員

そういう、先ほども言いましたけれども、その13の補助事業の中に、そういう資格取得、あるいは処遇改善とかいろんなそういう支援事業が含まれておりますので、ぜひ担当課のほうで、町長のほうも積極的に取り組むということですので、調査をして町長のほうに申し入れていただきたいという思いもするわけですが。とにかく、先ほど言いましたように、預ける児童、あるいは受ける事業所の拡大ちゅものがどうしても必要ですので、そのためには先ほども言ったんですが、事業の内容ちゅか、この事業の必要性あるいは実際子供を預けるに当たってのそういう国県の支援状況、町も含めてなんですけれども、そこ辺をちゃんと理解させないとそういう賛同が得られない部分もあるかと思ひます。そういう意味で、説明に対する、アンケートを実施するときにはそういうふうにして、平川、山崎でやるということですが、町内全域に薩摩地区はもう全部あるわけですが、わかりやすく説明してから意向調査、あるいはそういう設置業者のあつせん活動に移っていただきたいというふうに考えます。

聞きますと、町内の事業所間での保護者の利用料の負担金も差があるようです。ここ辺も同じ町内にいて、その辺の差があるということはやっぱりおかしいと思いますし、隣の薩摩川内市は市単独の補助事業も出しているらしいです。規模に応じてなんですが、19人以下は70万円、20人から35人は60万、36人以上は40万というような市単独の補助事業も出しているらしいですが、そういうものを利用して保護者負担の負担費をせめて町内の事業所で統一するような必要性を感じるわけですが、これについていかがですかね。そういう町単の補助事業を出すか出さないかを含めて。

○町長（日高 政勝君）

設置の年度がそれぞれ違いますので、いろんな利用料金についても差が生じておるようであります。したがって、できたらもう同じ町内ですから、利用者にとっては同じ料金というのが理想であるかと思っております。そのためには、やっぱりこの不均衡是正をするためには何らかの助成というものも当然、やはり出てくるのかなと思っておりますので、この辺についてはまた十分研究をさせていただきたいと思っております。

○木下 賢治議員

十分検討して実際、担当課も行動を移しておりますので、質問をしようがなくなってくるわけですが、やっぱり国はもう今では40人以下の一つの事業所というものを示しているようでございます。余り大規模な、前は60人それ以上というところもあったようなんですけれども、40人以下を示しているようでありますので、そうであれば、隣の盈進児童クラブもやはり今ちょうど40人ぐらいなんですかね、やっぱり第二のそういう施設というか、そういうものの第二の盈進児童クラブもやっぱり検討しておく必要があるんじゃないかと思っておりますし、それに統合した3校の児童は担当課に聞きますと、今のところ利用していないような話を聞いております。果たして、保護者の考えでしょうけれども、できることなら自分の出身のところに今子供の声を戻す意味でも、地元でもそういう保育事業、学童事業というものができたらいいなといえば、これはもう私の個人的な考えですが、そういう閉校した校舎を利用してでもやっぱりそういうのを地域に戻す必要はないのかなというふうにも感じますし、当然そうすればスポーツ少年団との関連もあってなかなか時間的な部分も問題もあるかなというふうにも感じますが、また地元であれば長期休暇中はわざわざここまで来る必要もないわけですので、やっぱりそういう面の相対的に考えて、やはりそういう閉校した地域へのそういう開設というものが地域の元気策の一つにもなるんじゃないかというふうにも考えております。とりあえず、先ほど言いましたように、そういう説明活動というものをしないことには前に進まないわけですので、積極的に町長も取り組む考えを示していただいたので、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。先ほど言いましたけれども、補助事業とはいっても、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ですので、当然町も負担をせんにやらんし、けさからでしておりますように、やはり民生費の増大というものはやっぱり大きな負担になりますので、そう簡単に全ての事業に取り組むというのは難しい面もあるかもしれませんが、国と同様、私たちの町でも、町長も先ほど言われましたが、子供たちの育成、子育てというものは本当に最も大事な私たちがしなければならぬ仕事だと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただければありがたいと思います。前向きな答弁をいただきましたので、質問はもう終わらざるを得ないわけですが、ぜひ総称して、町長の今後のそういう子育て、学童に限らず、子育て、相対的な思いでも聞かされれば自分の一般質問の意義が感じられますので、今夜寝れるかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

学童支援、あるいは先ほどからもずっと御質問をいただいておりますし、とにかくこれからの

世の中を見たとき、子供が少ない社会が訪れてまいりますので、こういったいかにたくさん子供が生まれる環境もまた一方では大事ですよと思われてきたあとは、安心して子育てができるという環境整備というのはやはり行政の大きな力であるかと思っておりますので、これについては、いろんな福祉面とかありますので、健康面とかを重点的な政策としてこれからも、地方創生の中でも上げておりますけども、十分認識を持って対処してまいりたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

これで木下賢治議員の質問を終わります。

次は7番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告していましたが2点について質問いたします。

初めに、川内原発についてであります。

さきに実施されました鹿児島県知事選で原発政策に慎重な姿勢を掲げ当選された三反園知事は、九州電力に対し熊本で発生した地震が原発に及ぼした影響を検証するため、原発を一時停止し、精密に検査をするよう求めています。九電側は地震による影響はないとの立場から、引き続き営業運転を行っているところでありますが、定期点検も目前に控えていることから、三反園知事の要請がなくとも当然、原子炉を停止し、定期点検を実施しなければなりません。この定期点検は電気事業法で定められた検査であり、13カ月を超えない月ごとに行われていますが、これまで定期検査後は予定どおり再稼働していることから、今回も同様に終了後は速やかに再稼働の手続がなされるものと思われまます。再稼働について前知事は再稼働の同意を求めるのは県と立地自治体だけでよいとの立場であったことから、30キロ圏内の自治体の意向は蚊帳の外に置かれた状態にあります。伊藤前知事は総務省出身ということもあって、国策である原発に前向きな理解を示されていましたが、三反園新知事は一貫して慎重な姿勢を崩さず知事の座に着かれた経緯から見ても、原発に距離を置いた対応をせざるを得ないことから、再稼働の同意については一層慎重にならざるを得ないのではないかと思います。県と立地自治体は九州電力と安全協定を締結されていますが、この協定はあくまで紳士協定であることから、規制委員会の審査に合格すれば県や立地自治体の同意がなくても再稼働は可能とのことでもあります。しかしながら、これまでの再稼働と違うのは先ほども申し上げたように、三反園知事が慎重な姿勢を示されていることでもあります。地元知事の同意なくして再稼働することは社会通念上、住民の理解が得られるとは到底思えません。三反園新知事が誕生されたこの機会を機に、県と立地自治体の同意だけではなく30キロ圏内の自治体の同意も得るよう知事に申し入れをする考えはないか、町長の見解を伺います。

次に、インターネット通信網の高速大容量化についてであります。

近年、さまざまな分野においてIT化が進み、これまで考えられなかったようなサービスが現実に可能となり、情報のグローバル化は目を見張るものがあります。世界各地で起きたことが、瞬時に配信され、いながらにしてその出来事を目にすることができるようになりました。インターネットの普及は情報を受け入れるばかりでなく、自分から発信することで希望の商品を購入できるネットショッピングなど利便性は飛躍的に向上しているところであります。双方向のやりとりが瞬時にできるため、遠距離での情報伝達が容易になり、地方に居住しながら東京や大阪などの都市圏と情報を共有することが可能となったことから、本社機能を地方に移す企業も現れています。

本町でも町外からの移住者に対して住宅整備の補助金など施策がとられていますが、IT化に対応するための通信網の整備は遅れているところです。本町を含め、地方に移住を希望される方にとって、光ケーブルが整っていることが選択条件にあるとすれば、当然、その移住候補地として見てもらえません。

本町はADSLについては町内全域で利用可能となっていますが、光ケーブルについては、一部の地域しか利用できないのが実情です。整備には多額の経費が必要となることから簡単に取り組めるものではないと認識していますが、これからのIT社会において光ケーブルによる通信網の整備が必要となっていくことは時代の流れであります。既存利用者の利便性向上を図ることはもちろん、本町を移住先として全国に売り込むためにも、通信網の高速大容量化に取り組み、整備率100%を目指していく考えはないか伺います。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから2項目にわたりましたの御質問でございます。それぞれお答えをさせていただきます。

まず、原発対策についてであります。

熊本地震の発生によりまして、三反園新知事は九州電力に対し、川内原発の一時停止と点検を求めるなど、慎重な態度で臨んでいる。前知事は再稼働についての同意は県と立地自治体だけがいいとの姿勢であったが、今後は30キロ圏内の自治体の同意も求めるよう知事に申し入れる考えはないかという御質問でございます。

東日本大震災によります福島原発の事故以降、定期点検入り等の機会に全ての原発が停止をされました。あわせてこの原子力防災対策など関係の法律改正がなされたところでございます。この改正におきましては、世界で最も高い水準と言われる関連基準の見直しがなされ、UPZなど防災対策を進めるべきエリアも3倍以上に拡大されたところであります。再稼働に当たりましては、原子力規制委員会が定めました最高水準の基準をクリアしたということとしまして、九州電力の川内原子力発電所が震災後第1号として再稼働をされたところであります。議員御指摘のとおり、この際の関係自治体の同意につきましては、県と立地自治体のみで問題ない旨判断されたところであります。

一方、事故以降、防災計画の策定やUPZ圏内の関係自治体の連携を図るため、阿久根市、いちき串木野市を除きまして、周辺6市町で連絡会も組織をいたしまして、九州電力との間で原子力防災に関する安全協定の締結を行ってきたところであります。この内容につきましては、もう既に御承知のとおりであります。安全確保の問題、それから情報収集に向けた、こういった内容になっておりまして、現在の法体系の枠組みの範囲内で進めてきたところであります。重要な判断につきましては、立地自治体に責任を持って行ってもらうという視点からのものであります。

先月26日に、三反園新知事が九州電力の瓜生社長に提出されました要望によりますと、一つは運転を直ちに停止し再点検をするということと、二つは原発周辺の活断層を調査すること、三つは自治体の避難計画に対する支援を強化すること、四つは正確な情報を提供することなどが盛り込まれていたようでございます。これに対しまして、今月5日に瓜生九電社長から知事に要望事項に対する回答が提出されております。知事はこの内容については、遺憾の意を表明されまして、7日、即時停止と再点検、再検証の再要請をされました。あわせて追加の安全・安心対策として、避難道路なども確保支援についても求められております。九電とされましては、けさの新聞報道でもございますように、本日、即時運転停止の再要請に応じないということを知事側に伝

えるということでもありまして、今後の状況はどういうふうに展開していくのか見通しが見えない現段階におきまして、私どもの立場で申し上げるようなことがないところでございます。

それから、移住定住対策についてでございます。

その一つとしまして、回線の高速大容量化の関係で整備率を100%目指す考えはないかというところでございます。

今日のインターネットや携帯電話等を初めとする通信技術につきましては、ソフト面、ハード面ともに目覚ましい発展を遂げ、どこにいても一瞬で大量に情報を届けられるようになりまして大変便利になってきております。こうした市場技術の発展につきましては、一部企業の運営形態を変えるなど、国際的に、またあらゆる分野にわたって大きな影響を与えてきているところであります。こうした技術革新によりまして、過疎地にいながら業務を遂行したり、新たな事業が展開できたりと過疎地への人口誘導の一翼を担っている部分もでございます。おっしゃるとおり、地方創生のそういうことも当然考えられるところでございます。このようなことから、通信事業者でありますNTTに対しまして、光ケーブルなど高速通信網の整備については、早くから要望をいたしてきているところでございますが、整備に何しろ億単位の費用を要しまして、事業費の割には費用対効果の面が低いというようなことのために、NTTとされましても、利益分岐点でこの判断をせざるを得ないというようなことになっているようでございます。このようなことで、さらなる整備につきましては慎重な対応をとられていると聞いております。

町でも、合併を機会にいたしまして、国・県あるいは町職員の事務連携を図る必要がありましたことから、公共施設間につきましては光ケーブルの整備を進めてきた経緯がございます。もともと、民主党政権時代に情報の過疎化をなくしようといまして、全国でこの光ケーブルを整備しようという計画があったわけございまして、通信事業者を介してこの整備が進められてきたわけでありまして、幹線を中心に整備が進んだことになっております。各家庭個別まで特に過疎地域にありましての整備は進んでいないというのが実情であります。御案内のとおり、大変便利で集客や定住促進を図る有意なこのツールでございまして、成果も望めるところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、非常に莫大な事業費を要するというのもございます。国の補助金の制度もあるにしましても、自治体が独自にこの整備をするにはやはりこの負担が大き過ぎるということで、難点がございます。国や県に対しまして、このような実情については事業者も含めて整備の拡大に引き続き、要望をしまいたいと考えておるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

三反園知事がここ1週間ぐらいですか、県庁に九電の社長を呼ばれて申し出をされて、そしてまた福岡の本社のほうに直接出向いてまたされたところでございますが、実際、その熊本地震の影響というものはないということを認められないということを原子力規制委員会の委員長のほうも述べられているようでございますので、その地震による影響というのはそんなになかったかなと思っておりますが、知事とされましては、先ほど申し上げましたように、選挙を勝ち抜くための手段といったらおかしいですけども、そういう流れがございましたので申し出をせざるを得られなかったのかなという気がするところではございますが、再稼働されるときには本町あたりにもその連絡といいますか、そういうものが来るものなのかどうか、そこ辺についてお聞かせください。

○総務課長（崎野 裕二君）

先ほど、町長からの答弁の中でありましたけれども、私たちはいちき串木野市あるいは阿久根市を除く周辺の6市町で連絡会を持っておりまして、東北の地震の直後に九電さんと安全協定を

結ぶための連絡会をつくりました。協議を重ねながら、安全協定を結ばせていただきました。その安全協定を結びまして、現在では市町に細かな情報までその都度いただいているところでございます。電話、ファクス、いろんな方法使って連絡いただいているところであります。

○岩元 涼一議員

それには、そのいちき串木野と、どこですけ、除いて6市町、それには県のほうも入っているんですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

県は立ち会いという立場で、その協定の中には入っておりません。6市町の協定には6市町と九電さんの協定になります。

○岩元 涼一議員

前知事は県と立地自治体だけでよいという判断のもとで同意という形をとられているわけですが、先ほども申しあげましたように、この同意というのは法的には何の裏づけもないということでございます。原子力規制委員会の審査基準に合格すれば九電の判断で再稼働するというのが流れのようでございますが、しかし、地元の同意がないことにはちょっと運転を再開するのはどうかなという気が私もするわけです。我々議会のほうでも、2回ほどでしたか、原発のほうを見学、視察をさしていただきました。1回目、最初、行ったときからしますと、もう大変な金額、投資をされたいろんな施設の整備といいますか、改修といいますか、これも原子力規制委員会のほうの基準といいますか、それに基づいてのことであるというような説明でございましたけれども、相当考えられる限りの施策をされているのを見て、これだけあれば少々々の災害等には対応できるのかなという気がしたんですが、先ほどありましたその6市町ですか、そこ辺で原発のほうの現状とかそういうのも把握するために視察とか、そういうのをされた経緯があるものか伺います。

○総務課長（崎野 裕二君）

事故後の九電の整備にあわせましては、幾度となくその整備状況の調査に立ち会いをさせていただきました。工事中といいますか、準備中あるいはその準備が済んだあと、工事等が済んだあと、そういった段階ごとに声をかけていただきまして、現地で、あるいはその建物の中までも見せていただいたところであります。

○岩元 涼一議員

我々もそこを見せていただいでですね、相当対応されているということは実際、自分の目で見て感じたところでございます。これ当然、町長も同行されて見られているわけですか。

○町長（日高 政勝君）

私もこの原発の、福島原発、以前も数回、それからそのあとも見る機会がございまして、1回ほどは見ております。

○岩元 涼一議員

当然、町長も行っておられるとは思ったんですが、そこで視察すればやはり、どういう事故があるかわかりませんから何とも言えないんですが、考えられる限りのことをされているということであれば、ちょっと安全、安心かなという気は私は持ったところなんですが、どういう事故があるかわかりませんので、それについては私もそういう知見を持ち合わせておりませんし、ですからもう何とも言えないんですが。この同意については必要、法律的には必要ないわけですが、町長はどのように考えておられるか。なぜこうかといいまして、政府のほうは再稼働の手續については薩摩川内市の対応が基本となるという見解を示しているみたいです。というのが、これから行きますと、県と立地自治体だけでよいという判断かなと思うんですが、一方では

再稼働の地元同意の範囲については県知事の判断を尊重するというような談話も出ているようでありまして、どっちが正解かなという気はするんですが、この再稼働の地元同意の範囲については県知事の判断を尊重するというのがあるとしたら、当然、知事がかわられたこの機に、知事に周辺自治体の30キロ圏内の自治体の同意も求めるよう申し入れしてはどうかと考えるんですが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

そもそもこの地元の範囲そのものも定かで、明確になっていないし、その同意というのがどこまで求められるか、その辺も本当どこに同意を求めにやいかんというそこも明確になっていないわけでありまして、そういった法の根拠等がないわけでありまして、我々の立場としましても、非常にこの原子力の問題については、非常に利益を享受をしている事業所なり、町民も実際、電気がとまったら命にかかわる、そういうことも知っている方もいらっしゃるわけですし。あるいはその一方では、非常に不安もあると、そういう実態もやっぱり両面を考えると、産業活動の面とか医療の問題とか福祉の問題とか、そしてまた一方では安全安心の問題とか、いろんなことを考えなければならない町民の立場として、それを考える立場にありますので、なかなか自治体としてはいろんな判断に、変な状況に置かれるわけでありまして、やっぱりあくまでも今までもずっと一貫して申し上げておりますのは、安全対策をしっかりとやっていただきたいということもう九電さんとか関係のところにはいつも申し上げているところで、そのために6市町で安全協定も結んでいるわけですね。それはもう今までも同じで、これからもそういうことは強く申し出ていくことには変わりないと思います。したがって、今後取り扱いについてもこうして6市町で協定を結んで九電さんとやっているわけですから、今後の動きについてはそういう状況も一緒になって考えていく必要があるかと、私ども個人で、あるいは単独でどうちゅうことではないかと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

この原子力については、東日本大震災でもう実際証明されているといえますか、同意は県、立地自治体だけで、周辺部は、ということでございますが、しかし、もし事故が発生した場合に周辺部が被災したという事実が確かに東日本大震災であったわけですので、やはりこの同意とかそこ辺についても、自治体の責任とかそういうところも今後検証していく必要があるのではないかなと考えるところであります。といいますのも、言ったように、同意はしていないけれども被害だけは受けるというようなことがあっては、それこそ何と云ってもいいですかね、その被害だけもらうというような事例が東日本大震災でもあったわけですので、そういうところはまた検証されて、先ほどありましたように6市町で県が立ち会い人で協議会とかそういうものがあるとすればその中でも今後検証していくべき問題で、本町からでも課題として提起していくべきではないかなとそういうふうに私の考えですので、そのように申し上げておきたいと思っております。あとはもう国がまた判断したりすることですので、それ以上はもう私のほうからはちょっと言う範囲にないところであります。

それから、インターネットの光ケーブルについてでございますが、町内の整備率とかそういうものについては数字として出ていますか。

○総務課長（崎野 裕二君）

先ほど議員から出されましたADSLについてはおおむね100%済んでいるということで、国のほうもそういった意味では高速通信網は一旦済んでいるという見解のようであります。光ケーブルにつきましては、具体的な数字を持ち合わせていないところであります。

○岩元 涼一議員

国の助成制度などがあったということですが、それによって整備された近隣の自治体とかそういう例も把握されていませんか。

○総務課長（崎野 裕二君）

具体的な事業費などまでは知り得ておりませんが、一番大きなところで志布志市さんが47億円かけて整備が済んでいると、47億円。そのほかに与論、知名、和泊、西之表、肝付といったところが整備をされておりますが、離島のほうは整備率、整備率といいますか、補助率が高いので整備がしやすいという利点があるようであります。

○岩元 涼一議員

離島については、国の制度で整備率向上というか、100%に達している自治体もあるのではないかなという気がするんですが、別にもう、現在はもうそのADSLが済んだ時点でもう国は整備はもう終わったちゅうような考え方でいるということではないんですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

ADSL、当初計画をされていた高速通信網としては100%という見方をされているようあります。超高速となりますと、また話は別になりますけれども、先ほどありましたとおり、民主党政権時代に光ケーブルで全国をと、情報の過疎化をつくらないようにしようというような声を高らかに上げられて、整備計画はできたいですけれども、やっぱり事業費がどうしてもかさむというようなことでなかなか進んでいないのが実情のようであります。

○岩元 涼一議員

全国の自治体の中には100%をもう達成しているところというのが相当あるのではないかなと思うんですが、ADSL、ないよりはあったほうがっていいですか、それ以上の光になればそれこそ一種の贅品というかそういうふうに思われるのか知りませんが、先ほど町長のほうからもありましたように、いろんな社会がこういうふうになってくれば、当然、光の敷設というのも考えていかなければならないのではないかなと思うんですが、地方へ移住される方などは光がないところ、今ごろそんなのがあるんですかっていうような、そんな地域もあるんですかっていうような話も言われた例もあるやに聞いておりますが。電話とかそういうもの、一種のユニバーサルサービスということになっているようすけれども、国に対してやはり地方はまだこういう整備が遅れているんだと、だから国のほうでも考えていくべきではないかなというふうなふうに、県や国に要望していくのも一つの方策ではないかなと思うんですが、そこ辺についてはいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

確かにこの問題については、早くから要望もいたしてきておるところであります。事業も離島以外のところは、離島はその国庫補助が3分の2とかあるようすですけども、またあとは過疎債とか使えるようすです。この離島以外は3分の1、財政力によっても違いますけれども、財政力は0.3未満は半分とか、そんなんそれぞれ違うようすであります。何しろこの事業費が高いということと、あとやっぱこの採算性というか加入がやっぱ相当ないと、あとあとのやっぱあれが大変だということなかなか進まないというのがあるようすです。光ファイバーの設置は2,000ぐらい加入をせんといかんちゅうことですので、なかなかそういう加入の問題もひとつはあるかと思っております。今後やはり、こういう情報化の社会であります。言われておりますように、ISDNが徒歩と例えれば、ADSLはバイクか車、光はジェット機だと言われる具合に高速で大容量が使えますので、非常に利便性の高いものであるということは理解できますけども、何しろこの莫大な経費ということでもありますから、この辺についてはある程度、国土、どこに住んでいても同じようなそういうあれにさせていただくというのは、国が積極的に対応していくことが大事

かと思っておりますので、やはり国・県に対しましては強く、全国の町村会とかそういう組織もありますし、声を上げていく必要があるかと思っております。

○岩元 涼一議員

今、町長のほうからありますように、I SDNですか、あれが徒歩、ADSLが自転車、あとは光は、私は新幹線かと思ったらジェット機の時代になっているみたいですので、それぐらい格差があるということですよ。住んでいる地域によって受けられるサービスに格差があるということであれば、これはもう国に是正していくようにずっと要望していくのがありますし、また町を見ましても使えるところ使えないところが出てくるのであればそれを格差を解消していくのもまた行政の果たすべき役割であると思います。先ほど教育長のほうでしたっけ、生まれ育ったところで格差があってはならないということですので、生まれたところでそのような情報格差もないようにしていくべきではないかなと思います。けさほどの質問から公民館の助成、あるいは新規就農者に対する助成とか、いろいろ皆さん一般質問でぶつけておられますが、47億という話を聞きますと、私もちょっと額が大き過ぎるもんですから、あとを言えなくなるような気がしますが。しかし、やはりここでどっかで手を挙げてといいますか、そこしていかないともますます少子化が進んで地方に周辺部に人がいなくなる。町も人口が減っていくとなれば、やはり外部から人を寄せるとなれば、そういうインフラの整備というのが不可欠になってきますので、さっきの説明でいきますと、もう当然、佐志ニュータウンあたりもそういう光ケーブルとかそういうのはつながっていないというようなことでございます。佐志ニュータウンとかそういうところ、定住対策として販売していくとなればやはり、こういう光も使えますよというようなセールスポイントといいますか、そういうのを持ってやはり売り込みに、東京、大阪そういうところに行くべきではないかなと思います。先ほど言いましたように、さつま町では光がどこでも使えますよというようなセールスポイントを売り込むための一つの方法、手段として使えるように、佐志ニュータウンとかそういうところからでもつなげていくようなことで進めていかなければならないのではないかなと思うんですが、町長、いかがですか。

○町長（日高 政勝君）

必要性は十分理解はいたしております。いろんな課題もあると思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、定住とかそういう面からも大事なことだと思っておりますので、関係先のほうにはさらにまた引き続いて要望をしまいたいと思っております。

○岩元 涼一議員

引き続き、財政的な問題とかなってまいりますと、けさほど財調の話もありましたけれども、財調でも足りないぐらいの経費がかかるようでございますので、国にこれからもずっと要請を続けていっていただくように申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。9月12日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後3時19分

平成28年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

平成28年9月12日

平成28年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成28年9月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
税 務 課 長	丸田 忠 君	町民環境課長	三腰 善行 君
福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	農 政 課 長	上野 俊市 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽 有 郁夫 君
企業誘致対策室長	市 來 浩二 君	建 設 課 長	三 浦 広幸 君
水 道 課 長	岩元 義治 君	教育総務課長	角 茂 樹 君
社会教育課長	中窪 啓二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用，勤務条件等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について
- 第 3 議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 5 議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 6 議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	6 2	さつま町一般職非常勤職員等の任用，勤務条件等に関する条例の制定について
	6 4	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
	6 6	平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 10款 地方交付税 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 18款 繰入金（関係分） 19款 繰越金 21款 町債 人件費全部 歳出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 8款 土木費（関係分） 第2条地方債の補正
	6 7	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
文教経済 (第2委員会室)	6 3	さつま町文化施設建設基金条例の制定について
	6 5	さつま町企業立地促進条例の一部改正について
	6 6	平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入 18款 繰入金（関係分） 20款 諸収入 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（関係分） 10款 教育費 11款 災害復旧費
	6 8	平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
	6 9	平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成28年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」、日程第2「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」、日程第3「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第5「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第6「議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、9月7日提案がありました議案第62号から議案第69号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第1「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」及び日程第2「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」の議案2件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

この文化施設建設基金の関係であります。先般、町長のほうから、金額あるいは建設年度というのは、もう現在のところでは、全くのその計画というのが想定されないということの説明がありました。当然、非常に多額を要します施設でありますし、また、現在の現有施設については、非常に、夏、冬の冷暖房の設備も相当老朽化しておりますし、また、施設自体は、ある程度耐震性はあるということなんですが、特にこの観客席といいますかそういうものについても、以前もう大分替えてから期間も経っておりますけれども、近年見てみますと、こういう多額の費用を要する箱物というのが、当然、中学校もまた出てくるかと思っておりますけれども、そういうことを想定した場合に、この基金の積み立てという時期の問題ですね。そこら辺について、多分ここ5年とか10年とかそういうスパンで考えていいのかどうか、そこら辺、アバウトでも結構なんですが、どの程度の時期に建設されようとしているのか、そこら辺、もしそういう腹案がありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、非常にこの施設につきましては多額の金額を要すると考えておりますので、

この前、御説明の中で申し上げました、その、おおむねこの目標の年次というのが、2030年ですかね、14年あとになりますけど、そういうめどでないと、例えば、この前申し上げたのは、いわゆるこのさつま町が合併して15周年、10周年はもう去年終わって、20年と考えたとき、とてもこの期間的に積み立てが可能かなというのがあります。この施設については、起債も平成31年までは合併特例債がありますけれども、もうそれもなくなるということでもありますから、それまでにはとてもできないだろうと思っております。長いスパンではありますけれども、やはりこのそういう将来展望に立って、もう今のうちからこの資金づくりはやっぱりしたほうがいいんじゃないかということで、この時期に、このスタートしていこうかということでございます。

例えば、この起債にしましても、今申し上げましたとおり合併特例債もなくなるということになりますと、もう全くのこの一般単独債、過疎債も最近どんどんこれも枠が厳しくなって、なかなかつかないという状況があります。例えば、これに過疎債全部使ってしまうと、ほかの事業を圧迫してしまうということがありますし、そういうことを考えますと、もう一般単独債で考えたときに、仮にこの資金計画の幾らのところと、設計もしておりますので判りませんが、庁舎建設、それ以上の資金が必要かなと思って、事業費としてはですね、考えますと、半分、まあ10億程度この起債をして、それ以外は積み立てをした時、まあ今年度スタートは2億円ですけど、これから先がどしこ積み立てがなるとか、全く財政の運用次第ですし、これからのこの社会経済情勢がどういうふうになっていくのかというのがあります。

そういうことで、こういう長い期間にわたっておりますけども、あとについては、もういわゆるこの2030年ですかね、こういう時期に落成式を迎えられたらいいなという気持ちで、その前のやっぱりこの工事費というのは多額ですから、2年間はかかるだろうと思います。

そうすると2028年には、もう着工せんないかん。それと、その前の1年は、設計とかそういう段取りに入らにゃいかんですので、それまでにはやっぱりある程度の資金もやっぱり積み立てにゃいかんということにもなりますので、なかなかこの辺の見通しが難しいんですけど、ただ、目標はしっかりやっぱり持ってやっていかないと、無計画にはこの資金もできないだろうと思っておりますので、こんな今の段階での計画を、今、持っているわけでございます。

○宮之脇尚美議員

おっしゃるとおり、非常に多額を要する施設でございますから、ただいま町長のほうからありましたように、中々具体的な内容というのは詰めにくい部分はあるかと思えます。ただ、やはり喫緊に要するような学校施設あるいはその他の施設についても、特に公営住宅等もいろいろ計画されているようですが、もうちょっとそういう箱物は、当然必要かとは思いますが、どうしてもその不要不急のものについては、再度やっぱり精査をされて、やはりその住民が最も必要とするようなものを優先していただきたいというようなふうに思うところであります。

もちろん、これ、文化施設が必要でないということではないわけでありまして、特にこの文化協会初め文化関係の皆さん方からも、本当にもう以前からそういう改築等についての要望もあつたわけでありまして、町長の考え方についてはある程度理解いたしますが、ぜひそこら辺については、内部でやはりこの学校施設設備等についても、やはりこの児童数が少なくなる中で統廃合等も今後もまださらに計画をされておりますが、ぜひそういうものにもしわ寄せが行かないような形で、ぜひ全体的な箱物ということの推進のあり方について再度検討いただいて、ぜひ不要不急のものについては極力先延ばしをしていくということで、これはもう要請でございますが、やっていただきたいというようなふうに思っております。

以上です。

○町長（日高 政勝君）

ただいま御意見をいただきましたとおり、これからいろんなこの公共施設の整備というのは当然出てくるわけでありまして、当面このまた学校再編に伴いますこの学校施設の整備、そのほかの公営住宅の建設も着工に入っておりますので、そういったこと等については、もういわゆるこの町民の皆様方に密接な関係のものについては支障がないようにということで、いろんなこの財調の積み立てをしたり、あるいはこの大きな修繕等については、公共施設の修繕の基金もそれなりに積み立ててきておりますので、いざというときはそういうような対応ができるかと思えます。

それで、新たなこういった大きな箱物については、長期的な展望に立って、やっぱりこの資金づくりをしていかないと、今おっしゃったようないろんなところに影響がくるとやっぱりいかなんと思っておりますので、できれば早い機会にと思えますけれども、今申し上げたようないろんな事情がありますので、長期的な展望に立って、資金をしっかりとやっぱり確保していくということが大事かと思っておりますのでございます。

○新改 幸一議員

私もこの文化センターの関係について、ちょっと少し関連になるんですが、今この2億の積み立てをやっていくというのが一つの出発点ということの説明がございました。時期的にまだ先のことですから、具体的などという、今、町長の答弁も理解するんですが、そういう流れの中に、県内外からこの寄附金のお願いをするという、一つの例を挙げれば、ふるさと納税というのが、今、皆さん努力をされていらっしゃるんですが、そういう中から、一部はこうしてちゃんとこれに向けての積み立てをしていくんだという方法もあるでしょうし、そういう県内外からのこれに対する文化センターの建設に当たっての寄附金行為ちゅうのは全然考えていらっしゃるのか、そこだけちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

ふるさと納税は、新たなこの税金として考えられてきたわけでありまして、この建物をつくる、あるいはこの町の備品とかそういうものを整備するに当たって寄附を募るということについては、もう地方財政法上、これはもう禁止をされておりますので、そこはもう明確にできないと思っておりますので、やはり自前でいろんなこの財政計画をしっかりと、自主財源あるいは起債とか依存財源が、いろんな事業が新しく創出されたらですね、そういうものをやっぱり研究をしながら取り入れていくということが基本になるかと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

先般の全員協議会でも少し質問をさせていただきましたけれども、2030年を目途ということですが、2030年の果たしてさつま町の人口がどれぐらいになるのか、大分少なくなっているのではないかと予想されます。文化施設、箱物の話もありましたが、文化施設ちゅうのはやっぱり大事だと思います。いろんな体育施設、ほかのものにお金を相当使っておりますけれども、そのおかげでたくさんの方がさつま町にお見えになっておりますが、やはりそれと同じぐらいに文化の発展というのも大事ではないかと思えます。

15年あとに毎年幾らぐらい積み立てていかれるのか、定額を積み立てていかれるのか、あるいは余剰金によっては増減するのか判りませんが、2030年の建設というのは少し遠いような気がいたします。やはり文化というのは、今現在使えないということではありませんけれども、やはりいい環境でいい文化に触れるというのも大事な行政の仕事でもありますから、できれば半分ぐらいのところまで積み立てて、あとは、今、金利が非常に低い時代ですので、それに合わせた借金をしてでも積立額が毎年例えば1億円というような金額を考えておられるなら、それ

を返済金に充てて早目につくるといふようなことはお考えにならないのか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

できれば、こういう耐用年数がもう8年しますと来ますので、そのうちに、今後、大地震とかそんなことを考えますと、やはりこの早い時期が理想的だと思っております。いろんな考え方があるかと思えますけれども、いろんなこの公共、第2次の総合振興計画もつくって認めていただきましたけれども、やはりこのいろんな計画がまたありますし、そしてまた場合によっては、その突発的に臨時的にこの発生する行政需要というのも出てくるかと思えます。

先ほどあったとおり、この財調もそのようにまた対応をする必要がありますということで積み立てもやってきているわけでありまして、やはりこのこういった臨時的な計画に対しては、もうしっかりやっぱり財源を、もう通常のこの財政運営に支障はない範囲で、やっぱりこの計画的に積み立てて準備をしていくということが一番いいのかなと思っております。

ただ、それで、早い時期にこしたことはありませんけど、今のこの財政状況、そしてまたこの前も申し上げましたとおり、この庁舎をつくる時点においては、消費税もまだ上がらない、あるいはこの物価のほうも、東日本大震災がまだない時代でありまして、資材とかあるいはこの労務単価もそんなに上がってなくて、これが終わる時期にそういう時期が来て、非常にこう私はグッドタイミングの時期に庁舎ができたなと思っております。その後、今からつくられるところについては、もう消費税は上がる、あるいはこの物価はもう上がっている、物すごい当初の計画からしたら金がかかる時代になっておりますので、やっぱりそういうことを考えますと、まだやっぱり資金額的にもですね、非常にこの相当上がるんじゃないかなという思いもありますし、それなりにまた準備も期間が必要じゃないかなと思っております。

それで、今後の経済情勢が、本当にこのもう日本の国も1,000兆を越えるような借金をしておりますから、そして財政再建ということに具体的に入っていきますと、経済成長もそんなない中でやっていくちゅうことになる、相当なこの地方財政に対するこの国の財政が厳しくなると、地方財政も厳しくなるんじゃないかと思っておりますので、そのためにはやっぱり長い展望がいいのかなと。今の段階じゃですね。そのためのほうが、やっぱりこの町民生活にも余り無理強いをしないということになっていくんじゃないかと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第3「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」及び日程第4「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

議案第65号についてお伺いをいたしますけれども、なかなかこの企業誘致っていうのも進んでいきにくい、そういう環境の中でするので、こういうような条例を改正して、少しでも地元とその企業が来ていただくなり雇用していただくなりということの助成を充実しようというこ

とであろうと思うわけですが、これまでの本当に町長なりそれから担当課の方々が、東京、大阪なりいろんなところに伺っておられるだろうと思うんですが、そういうの細かい、どこにどのような活動をしているのかどうかというのがちょっと判りにくい点もあるんですが、その点などについて、今回、このような条例改正をして助成をするためには、このような条件を緩和するなり助成を多くするなりというようなことで取り組まれていくだろうというふうに思いますが、これまでに本当にこの取り組んでおられますけれども、町外からの企業誘致っていうのがなかなか進んでいない、また雇用もそういう面では増えていないんじゃないのかなど。増えてはいつているでしょうけれども、その目に見えた計画的な形が出てきていないんじゃないのか。

若い人たちが本当に地元において、これからのさつま町を支えていくためには、基幹産業ももちろんですけども、こういうような職場を確保する、そういうようなことも本当に大切なことだと思いますが、そういう点についてどのように今までその活動をされてきておるのか、それから今後どれぐらいを目標にどれぐらいの雇用を促進していきたいというふうに思っておられるのか、お伺いしたいと思うんです。

○町長（日高 政勝君）

企業誘致の活動につきましては、今、特にこの地方創生の時代に入っておりますけれども、何としてもこの若い人たちが働く場所の確保というのが非常に大事な課題でございますので、これまでもずっと人口減に歯どめをかける一つの大きな得策としては企業誘致は最も大事な活動であるということで、特にこの町内に立地をしている企業の本社ですね、こういうところを中心にならざっとお伺いして、今、立地をしているこの町内の企業をできるだけ拡張して、1人でもこの雇用していただきたいというのが一つはございます。やはりこの本社のほうが、こういう地方に立地をしている企業も併せてでありますけど、会社全体がもっともっと繁栄をして、できるだけこのさつま町に立地をしている縁がありますので、さつま町にもっと拡張をして、その機会があればお願いしたい。そして、また1人でもこの地元雇用をしていただきたい、そういう活動をしているのが一つはございます。

そしてもう1つは、そのほか、いろんな情報が、県のこの出先、東京、大阪ありますけども、そういうところの皆さん方と情報提供をしながらいろんな企業回りをしているということもございます。

そして、そのほかあの、鹿児島県が関西圏と首都圏のほうで毎年交互に関連の企業へ150社程度ずつ企業さんの皆さんたちと、この県挙げてPRをする機会があります。地元はこういう工業団地を持っておったりこんな優遇策がありますよとか、人も雇用の問題もこうありますと、そんなことの情報交換のする機会が、年に1回、今、申し上げましたとおり交互にありますので、そこにやっぱり出席をして、実際この自分たちのこの企業誘致のパンフレットとか優遇措置のこういったものを持って行って、直接企業さんに個別に当たって活動をしているというのが実態でございます。

そういう中でいろんな情報を仕入れながら、さらにまたいろんなところを回っているというようにございまして、ただ、御案内のとおり、これまで国内にこの立地をする企業さんもありますけども、なかなか国内の場合は六重苦ということをよく言われましたですね。法人税が高いとか、海外としたら物すごい、やっぱり法人税が40%を越えているとか、今それでようやくこの政府が29%、二十数%のところまで落としてきていますけども、やっぱり海外に行かないように、地元の国内に残っていただきたいと、そういう政策を今やってきておりますけども、それと同時に、この環境の問題とか、いろんなこの制約が日本の場合があると、六重苦と言われて

おりましたけど、それを取っ払って工夫することが今始まっておりますけども、そのために、やっぱりこの海外に行かざるを得ないと、海外がもう人件費が安い、労働力は豊富だということで、もういわゆる国際競争の時代になっておれば、いかにやっぱりコスト低減を図って国際競争に打ち勝っていくかと、これが企業の繁栄でしょうから、そのために、やっぱりそういう海外の、特にこの東アジアの国ですね、もう今どんどん中国から今まだ南方のほうに行くようなシフトになっておるようでありましてけども、何かそっちのほうが、もうあっちの海外に行ったほうが、国内で操業するよりもずっとコストが安いというのが一つはあるかと思っております。

そういうことで、国内も何とかそういう空洞化が起きないようにということで、国も挙げて今やっておりますけども、私どもも日ごろやっぱりそういう形で、日常やっぱりこの企業さんとは接触をしながら、いろんな情報をいただいて、できることはやっぱりやっていく、それでここに上げておりますのは、町内の立地をした企業さんもありますし、もともとの地場の企業もありますが、こういう方々は、やはりこの例えば大きな面積を買ったときに、雇用の問題がもう外れてしまう、いろんな条件が今までの条例あったもんでから、それをもう取っ払って、もっとこう皆さんがこう立地補助金を受けやすい環境に整備をしたほうがいいんじゃないかと、そういうことで、今回、改正をするものであります。

○米丸 文武議員

国際的ないろんな問題もありますし、今、町長のお話のとおりが、その今、日本の大きな企業といいますか地元企業も直面していることであるというふうに思うわけですが、このままこういう状況が進んでいくということは、本当にさつま町の将来というものが消滅していくんじゃないのかなというようなことも懸念されるわけですので、しっかりとやはりそのそういうような取り組みっていうものを、もっともっと県の、いろんな関東、関西のほうでも関連の説明会等があって、企業ともお会いになっているのであれば、そこにこう、表現は悪いですけども、食らいついていってでも来ていただく、どういう条件なら来ていただけるのかっていうようなことも聞いて、町独自のやっぱり優遇策とかっていうようなことも考えながらしていかないと、よその自治体と同じようなやり方をしておって、なかなか中央からこの鹿児島の方まで誘致をするっていうことも難しいんじゃないかというふうに思いますが、一方では、川内港あたりいろんな整備もされてきているようでございますし、今、取り組んでもおられるようでございますが、海外へ向けてその輸出をしたり何だりするようなそういうことにしても、今後はそのいろんな活用面では利便性も高まってくるのかなというようなことも考えられますので、ぜひこれを積極的にこの企業誘致なり地場産業の振興に取り組んでいただいて、雇用促進に努めていただければと思うんですが、今、担当課としては、年にどれぐらいのその活動をしてお伺いされているのかな、その点についてはいかがですか。担当課のほうでございまして。

○企業誘致対策室長（市来 浩二君）

今ありました質問につきましては、一応、関東、関西、中部、それと九州ということで、先ほど町長からもありましたように、さつま町に立地している本社のほうの訪問をしながら情報交換を行っているところであります。

○米丸 文武議員

さつま町に立地していただいている企業っていうのは、本当にやりやすいんですね。そうではないところに対する働きかけっていうのも必要じゃないのかなというふうに思うので、お聞きをしているんですね。ですから、やはりいろんなそういう今までの関連があれば、理解を得ながら充実していくことも大切ではございますが、新規のその取り扱いっていうのもやっぱりしていくべきなんじゃないのかなと。どういうその企業ならさつま町に合うのかなっていうような、そ

ういう研究をしながら、やはり積極的な取り組みが必要なんじゃないかというふうに思います。こういうような今の改正の中で、条件も少しでも改善されて、そういうような結果が出るように今後の取り組みをしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○町長（日高 政勝君）

一言つけ加えさせていただきますけど、その本町に関係のある企業にとどまらず、いろんなところをやはり情報を得ながら活動はやっているということで御理解いただきたいと思います。やはりこの国内は国内のやっぱりそれぞれ市町村間の競争というのがあります。どこもやっぱりこの企業誘致については政策の大きな課題に据えておりますので、やっぱりおっしゃるとおり似たようなことをやっておつては、とてもこの企業さんもそんなに目を向けてくれるということはありませんので、やはりこれまでも何回かこれも解消をしてきましたけども、やはりどこにもないような、一つはこの財政的な問題も当然必要になってまいりますけども、長い目で見ていけば、やはりこの立地をもししたら、非常にこの固定資産とか所得税とかいろんな面で、雇用の問題とか、いろんなこのメリットが出てきますので、非常に効果が出てくるかと思っておりますので、こういったことで、ほかにもないやっぱり手だてをやっぱり講じていくという、これが大事かと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第5「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第66号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

所管が違うので、ちょっと確認したいんですが、まず13ページ、2款1項庁舎管理費についてなんですが、これは財産管理課になっていきますけども、宮之城屋地区公民館前の臨時駐車場及び薩摩支所の駐車場関係に係る重機械借り上げとなっているんですが、ここの使用料及び賃借料が100万上がっているんですが、ここの詳細を教えてくださいたいのが一つ。それから、原材料のほうもできれば、これ多分、アスファルト関係とかだと思んですが、もしそれであれば何立米ぐらい使われるのか、ちょっと詳細を教えてください。

○財産管理課長（小永田 浩君）

駐車場の関係でございますが、使用料及び賃借料でございますけれども、重機借り上げ料でございます。一応、本庁の駐車場のほうが、入札とか、あるいは会議とか、そういうことでもう満杯になってしまいます。一般のお客様がもう止められない状況も出ておりますので、今、臨時駐車場としております屋地公民館の臨時駐車場を整備をするということでございます。

一応、重機借り上げ料で、バックホー、ダンプトラック、ローラー、コンクリートカッター等を使用しまして、今、段差があるところを削って、入りやすくするというところでございます。

原材料につきましては、鉄鋼スラグとあって、碎石よりは強いんですけれども、固まる鉄鋼ス

ラグを160立米、一応使うようにしております。

以上でございます。

○岸良 光廣議員

私が聞きたかったのは、使用料及び賃借料のところのこの明細なんですけども、できれば、もう今準備ができていないと思いますんで、あとで、書面上でも結構ですので、どの重機がどのぐらいかかっていますよと、で、特にこの場合は日割りでされるのか月決めでされるのか、そこもできれば、書面上で結構ですので教えてください。

それと、もう1点だけ。同じく財産管理課のほうでドライブレコーダーが計上されているんですが、これ、以前もリースのときも、私、話したと思うんですけども、これ消防関係でも、また所管なんですけど、消防関係でも出てきているんですよ、ドライブレコーダーが。で、ドライブレコーダーが、金額的にはわずかなんですけど、消防が出してきている1台当たりの単価と財産管理課が出してきている1台当たりの単価が違うんですよ。で、特に金額的には1,000円、2,000円のものなんですけど、実際、町長がいつも言われるように、限りある予算を的確に使うためには、やはり町としてこういうものを購入するのであれば、やはり横の連携をとってもらって、同じ機種で同じ単価で、実際これが財産管理課のほうは1万8,300円が20台となっているんですけど、今のドライブレコーダーで1万8,000円っちゃ、物すごく性能がいいんですよ。もう今、1万円とか1万2,000円とか、これで物すごく性能がいいのがあるんですけど、それ以上のものだと思うんですよ、1万8,000円で計上されている。ところが、消防のほうから1万9,000円が上がっているんですよ。だから、この辺の見積りの仕方、その辺についても、これは今後について、やはり全庁を挙げてされるべきだろうなというふうに考えますんで、一応そういうふうに指摘だけはしておきます。

○財産管理課長（小永田 浩君）

今、消防とうちのほうのドライブレコーダーを使っているんですけども、一応、消防と協議をして、つけるときは一緒につけてやりましょうということで、今、消防と協議をしているところでもあります。この設置までを一応見積もりをとってやっております。製品だけではなくて、できれば入札をして業者のほうに設置までしていただくということで、今、予算を上げているところでございます。

○岸良 光廣議員

そういうことであれば、なおさら、こういう予算計上をされるときに、消防と一緒にやるのであれば、同じ単価が出てこなきゃおかしいんですよ。だから、消防の単価と財産管理課の単価が違うちゅうのは、これはもう正直言うて基本的なミスだと思うんですよ。そういうふうなところは、今後はきちっとしていただきたいというふうに思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

○平八重光輝議員

2つほど、ちょっとお尋ねいたします。

1つは、12ページの情報システムの関係ですけども、先般、説明をしていただいた中で、12万5,000円の160台ということで2,000万、で、今回は3カ月間で123万ということでありましたが、先般の説明の中では、パソコンの性能ですけども、ただ呼び出しだけということであれば、もう一番スペックというか性能の低い、低いといっても最近のパソコンは非常に優秀な品物ですので、されてもどうかと思いますけど、どれぐらいの基本価格で、どれぐらいのものを12万5,000円ということで算出されているのか。その中に、リースの利用率

が1.9%の場合とありますが、これはどちらが負担するのか、役所のほうがするのか業者のほうがするのかですね、このリースのほう、利息についてはですね、リース利用率か。ちょっと質問の趣旨が、言い方がよくなかったですけれども、リース会社の利用率はありますけれども、そのリース会社というのはこちらが選べるのか、もう業者のほうで選んだところに指定されたところになるのかですね、そこら辺をお尋ねします。

もう1つは、ちょっと金額的には小さいんですが、考え方としてお尋ねいたします。

14ページの戸籍住民基本台帳関係で、パソコンを32万2,000円と備品購入で上げてありますが、ちょっと理由を見ますと、5年を経過したので変えたいということなんですが、どういう使い方をされているか、詳しくは私判りませんが、5年経って非常に性能が古くなって使えなくなるとか故障をしたのであれば、やむを得ませんけれども、5年使って大丈夫だったものは、6年使っても大丈夫のような気がいたしますので、5年で経ったらもう必ず変えるんだという基本的な考えでされているのか、使えるものはまだしばらくは使ったほうがいいですよというふうに考えておられないのか、お尋ねいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

情報システム関係の経費についてでございますけれども、パソコンの能力と申しますか、の話になりますが、能力につきましては、説明の中で、見るだけという言葉を使ったということですが、性能は、やっている仕事は、今やっている仕事をそのままやりますので、一定の性能がなければ、信用性がなければと思っております。スペックと申しますか、今、一般的に使っている程度のものは必要になるのかなというふうに考えているところであります。その単価的には12万5,000円という金額を上げておりますけれども、入札等で最終的には下がっていくということでございます。今、使っている程度のものは使いたいなというふうに考えているところでございます。

リース料等につきましては、これ含めてリースということで、町の負担ということになります。

○町民環境課長（三腰 善行君）

御質問にありました旅券事務関係に係りますIC旅券用交付窓口の端末機の交換の年度でございますが、当機につきましては、権限移譲を受けましてから5年間の使用に基づきまして、県のほうから権限移譲交付金として交付がなされるわけでございますが、県下、5年ごとにそれぞれの市町村が更新をしていくという形で、全額が調整交付金で調整されるということでございます。したがって、5年というのは、県下、更新の時期は一緒でございます。

以上です。

○新改 幸一議員

所管が違いますのを1点お聞きします。

物産観光施設関係のこの鉄道記念館管理費、計上してございますけれども、この関係につきましては、それぞれ長年この町民の方、町外の方、いろんな要望があるんですが、この整備の仕方は、この車の進入関係、この一方通行関係、そういうあたりからの従来のやつから変更もされながらこういう形になっていくのか、できれば、あとでいいんですが、ある程度のこういう完成図と申しますかそういう流れの図面があったら、あとでも、議員のほうに配付をいただけないでしょうか。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

この事業につきましては、地域振興事業を活用いたしまして駐車場の整備をするものでございます。従来、空港バスの問題等もございますので、そこも含めた形ではと考えているところではございますが、今のところ、委託、駐車場の整備、設計業務委託という形で発注をしましてから

のことになりますので、今現在はそういう詳細な図面はまだ持ち合わせておりませんので、それができ上がり次第、またお示ししたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第6「議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」から日程第8「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から9月14日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月30日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時14分

平成28年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

平成28年9月30日

平成28年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成28年9月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	平八重 光輝	議員	2番	木下 敬子	議員
3番	宮之脇 尚美	議員	4番	桑園 憲一	議員
5番	森山 大	議員	6番	東 哲雄	議員
7番	岩元 涼一	議員	8番	新改 幸一	議員
10番	川口 憲男	議員	11番	米丸 文武	議員
12番	新改 秀作	議員	13番	岸良 光廣	議員
14番	上久保 澄雄	議員	15番	柏木 幸平	議員
16番	舟倉 武則	議員			

欠席議員(1名)

9番 木下 賢治 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	四位 良和 君
農 政 課 長	上野 俊市 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽有 郁夫 君	企業誘致対策室長	市來 浩二 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	水 道 課 長	岩元 義治 君
代表監査委員	新屋敷 浩 君	監査委員事務局長	福田 澄孝 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 2 号 さつま町一般職非常勤職員等の任用，勤務条件等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 6 3 号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について
- 第 3 議案第 6 4 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 5 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 6 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 6 議案第 6 7 号 平成 2 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 6 8 号 平成 2 8 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 6 9 号 平成 2 8 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 7 2 号 平成 2 7 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 7 3 号 平成 2 7 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 1 1 議案第 7 4 号 平成 2 7 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 2 議案第 7 5 号 平成 2 7 年度さつま町第 2 上水道事業会計決算の認定について
- 第 1 3 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度さつま町第 2 上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 4 陳情第 3 号 鹿児島県知事に対し，九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情
- 第 1 5 陳情第 6 号 熊本地震を教訓とし，川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情
- 第 1 6 報告第 8 号 平成 2 7 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 7 報告第 9 号 平成 2 7 年度資金不足比率の報告について
- 第 1 8 所管事務調査報告の件
- 第 1 9 議員派遣の件
- 第 2 0 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

9番、木下賢治議員から、本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」、日程第2「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」、日程第3「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第5「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第6「議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」から日程第8「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件についてを議題とします。

これからそれぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」、「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分及び「議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」であります。

本条例は、地方自治法の規定に基づき、臨時職員、嘱託職員の任用の期間や勤務時間、報酬等を一元化して整理をするため、新たに制定しようとするものであります。

国は職員の任用について、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とし、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務の運営が原則でしたが、近年の高度化、拡大化する行政ニーズに柔

軟に対応するため、新たな任用形態を整備してきました。本町は規程に基づき、臨時職員、嘱託職員を任用しておりますが、地方自治法及び地方公務員法との整合性がとれていないことから、国と同様となる新たな制度を創設するとの説明であります。

質疑の中で、今後、臨時職員等の取り扱いはどのように変化するのかただしましたところ、本町は、給食調理員、保健師、道路整備員、学校用務員など、さまざまな職種で110名前後の臨時職員、嘱託職員を任用しているが、今回の条例施行後もほぼ同様の取り扱いとなる。主な変更点は、賃金を報酬と費用弁償として支出すること等が上げられるとのことであります。

次に、「議案第64号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、労働基準法を踏まえ、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直すものであります。

従来は計算では、国家公務員と同様、1年間を52週間で積算してきたものを、休日、祝日等を除いて積算する地方公務員法に準じた内容に改め、休日、祝日が、土曜日、日曜日と重なることによって毎年変動する分母部分を一定化させるために、「町長が定める時間を減じたもの」の事項を追加するとの説明であります。

次に、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費のふるさとさつま応援寄附金事務費には、ふるさとさつま応援寄附金の返礼品として、報償費800万円が計上されています。返礼品の返礼率について、当初予算では3割程度で計画していたものを、今回の補正で約5割程度まで引き上げようとするものであります。

質疑の中で、ふるさとさつま応援寄附金の寄附者の状況についてただしましたところ、昨年度から返礼品のカタログ化を進めてきたことや、4月からクレジット決済による寄附の受付を開始した結果、新規の寄附者が8割を占めるようになった。県内から約15%程度、関東からは約30%程度の寄附を受け付けている。寄附者の居住地は多い順に、関東、県内、福岡、大阪、中部となっており、税制面の優遇措置と返礼品を目的に寄附をされている方が多いものと考えている。8月末現在の寄附件数は209件、寄附額は672万6,034円となっており、11月から12月にかけて寄附件数はさらに多くなる見込みであるとの説明であります。

次に、2款2項、総務管理費の賦課徴収費には、税務課の滞納管理システムをコンビニ収納に対応させるための業務委託料として54万円が計上されています。来年4月から町税等をコンビニエンスストアでも納付することができるよう進めており、それに対応した納付書を現在の滞納管理システムでも対応できるように改修するための経費であります。

現在、鹿児島市、薩摩川内市、日置市、伊佐市などで既に導入しており、平成29年度から新たに7自治体が導入予定であります。コンビニ収納により、時間を気にせず納付ができることや、全国のコンビニを利用できることなど、住民にとって利便性やサービスの向上が期待されるとの説明であります。

質疑の中で、コンビニ収納を開始するに当たり、現在の口座振替による徴収割合はどのような状況か、また、昨年度で滞納整理指導官が廃止となったことによる影響はあるかただしましたところ、平成27年度の口座振替の割合は、平均で42.39%である。滞納整理業務については、税務課職員がこれまで培ってきた知識と経験で対応できているとのことであります。

この答弁を受けて、今後収納率が低下するようであれば、町の貴重な財源である町税を確保できないおそれもあることから、収納率向上に向けた体制を十分協議されるよう要請しました。

次に、3款2項、児童福祉費の放課後児童健全育成事業費には、佐志学童館の整備のための工

事費として200万円が計上されています。佐志学童館はことしの4月に受付を開始し、5月16日から学童保育の業務を行っている施設で、これまでに31名の児童が登録し、1日平均14名の児童が利用しております。今回の補正では、学童館の排水設備を整備し、生け垣の撤去やフェンス設置等の外構工事を行うとの説明であります。

質疑の中で、このような環境整備は4月の開園前に完了すべきものであったと考えるが、これまで対応しなかった理由についてただしましたところ、佐志学童館は、今年の3月31日までは、佐志小学校の教頭住宅として利用されていたことから、4月に教育委員会から移管されたものである。その後施設を整備し、5月から学童保育を開始したが、学童館として実際に子供たちが利用するようになってから、玄関付近に水はけの悪い部分があること、学童館周辺における車両の通行量が多いこと等が判明したため、外構、排水工事を行い、子供たちの事故防止に努めるとのことであります。

次に、「議案第67号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金を計上し、歳入では、国庫支出金等のほか、前年度繰越金8,770万円を財源充当するなど、予算総額を35億2,169万5,000円にしようとするものです。主には、高額介護給付費の負担金補助5,000万円、介護タクシーの空いた車を利用する移動支援事業への予算の組みかえ等であります。

今回の補正予算により、前年度繰越金の留保額は3,888万6,000円になるとの説明であります。このほか、福祉バス等の更新について、特に町長の見解を求めたところであります。

議案第66号のさつま町一般会計補正予算（第5号）の中で、歳出の3款1項、老人福祉費の老人福祉バス運行費には、老人福祉バス1号の速度計、サスペンション修繕に伴う車検料の不足分として、需用費30万円が計上されています。

鹿児島市内で開催される各種研修会に参加するため、議会は年に数回、町のバスを利用しているが、近年、エンジンやサスペンションの老朽化が著しいと感じられる。老人福祉バス1号は、購入後23年が経過し、走行距離は29万8,000キロメートル、財産管理課のちくりん号は、購入後21年が経過し、走行距離は36万キロメートルに及ぶ状況の中、町長はバスを更新する考えはないかただしましたところ、町の保有するバスは、老人福祉バス2台、ちくりん号、なかよし号の4台である。老人福祉バス2号は、購入後12年ほどであるが、ほかの3台は相当な年数が経過しており、年々修繕費が多額になってきている。運転手による整備、清掃によって、バスの外観や内装はきれいにしているが、経年劣化は避けて通れないため、町としてバスを計画的に買いかえる更新計画を作成する必要があると考える。その中でも、老人福祉バス1号とちくりん号の2台は早急に対応する必要があるが、今回の補正で30万円の修繕料を計上し、昨年度も56万円を修繕に費やしている老人福祉バス1号の更新を優先したい。バスの更新は納入までに期間を要することから、12月補正に計上した場合、年度内の納車が可能か協議しながら、前向きに検討したいとの答弁でありました。

この答弁を受けて、議会としても、バス更新の重要性については十分認識しているので、更新計画を速やかに実行されるよう町長に要請したところであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。
次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」、「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分、「議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第63号 さつま町文化施設建設基金条例の制定について」であります。

本条例は、現在町内にホールを有する施設が3施設ありますが、それぞれ建設から24年以上が経過し、経年劣化による施設の維持補修費が増加しており、文化施設の計画的な整備を進めるための財源を確保するもので、今回は特に維持補修費が多額になってきている宮之城文化センターの建設に向けた基金を新たに設置するものであります。

質疑の中で、宮之城文化センターの冷暖房機器の改善についてただしましたところ、冷房は支障ないが、暖房は効果が上がらず、以前から指摘を受けているところである。新しい文化センターの建設までには期間を要することから、再度財政サイドとも協議を行い、改修に向けて検討したいとのことであります。

また、鶴田地区、薩摩地区のホールを有する施設の修繕も計上されていることから、2施設の今後の方向性についてただしましたところ、鶴田中央公民館は昭和61年3月に開館し、約30年が経過している。また、薩摩農村環境改善センターは平成4年9月に開館し、24年が経過しているところである。本基金の積み立てにより、新しい文化センターが建設された場合、鶴田地区、薩摩地区にある2施設のホール活用は集約することになると思われるが、それまでは通常のホール活用ができるように修繕等を行っていききたいとのことであります。

この回答を受けて、新しい文化センターの建設に当たっては、場所の選定も含め、適地に3施設をまとめる方向で検討を進めるよう要請しました。

次は、「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、企業が用地を取得した日から操業開始までに3年以上を要することも予想されることから、助成措置の要件に「立地協定を締結した日から」を加えるとともに、取得面積による要件を追加することで、助成対象となる限度額を引き上げるものであります。

質疑の中で、立地協定を締結した事業者で、これまでに何名の雇用があったものかただしましたところ、合併後の立地協定では22事業者が協定を結んでおり、町内事業者の規模拡大は15社である。また、操業を開始した事業者の採用者数は全体で226人あり、そのうち122人が町内居住者であるとのことであります。

次は、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分であります。

まず、6款1項、農業費の関係であります。7目、畜産費の活動火山周辺地域防災営農対策事業、いわゆる降灰対策事業では、有限会社馬場種畜牧場の1法人が取り組む飼料作物収穫調製

用機械7台の導入経費に要する県の補助金960万2,000円が計上されています。主な内容としては、トラクターを含めたロータリー、フロントローダー、ラッピングマシン等といった貯蔵用の粗飼料等をつくるための作業用機械を導入するもので、補助率は65%であるとの説明であります。

質疑の中で、県の降灰対策事業は何回でも取り組めるものかたまたまのところ、前年度に県と協議を行い、計画承認を受けているが、以前事業に取り組まれた1組合で、5年を経過したころに2回目の申請を行ったところもある。優先順位としては、今までに1回も事業を実施していない組合等が優先されるが、予算の状況次第では2回目も事業採択を受けられるようである。この場合、耕作面積や家畜の飼養頭数を増やす条件等が加えられるなど、制約があるとのことであります。

次は、7款1項、商工費についてであります。3目、物産観光費の物産観光推進事業費及び4目、物産観光施設費の鉄道記念館管理費には、県の地域振興推進事業を活用した観光案内板設置業務委託料360万円がそれぞれ計上されています。主な内容としては、物産観光費では、かぐや姫グラウンドに町内の観光看板及び北薩広域公園案内板を、物産観光施設費では、宮之城鉄道記念館に観光案内板を設置するものであるとの説明であります。

質疑の中で、観光案内板は両方とも360万円の予算であることから、観光案内板の規格等についてたまたまのところ、地域振興推進事業の観光案内板については、横3メートル、縦2メートルを計画しており、構造計算も必要である。また、4メートルを超える高さになると、建築確認申請が必要となることから、4メートルを超えない範囲で計画しているとのことであります。

次は、8款5項、住宅費についてであります。3目、公営住宅整備事業費の社会資本整備総合交付金事業費には、五日町団地建設特定工事費として3,831万8,000円が計上されています。主な内容としては、五日町団地の浄化槽等の給排水設備工事を計画しているとの説明であります。

質疑の中で、施工場所についてたまたまのところ、昨年度解体した五日町団地の建てかえになることから、仮称で五日町団地としている。施工場所はシルバー人材センター東側の敷地になるとのことあります。

次は、10款5項、社会教育費についてであります。4目、公民館等管理運営費の一般需用費には、鶴田中央公民館大会議室等のエアコン取りかえ修繕等及び薩摩農村環境改善センターホール等の空調機器修繕として368万円が計上されています。

質疑の中で、取りかえ修繕を要するエアコンの型式と空調機器の修繕内容等についてたまたまのところ、鶴田中央公民館はいずれも天井埋め込み式で、大会議室は吹き出し口が2カ所、小会議室は吹き出し口が1カ所のエアコンである。また、薩摩農村環境改善センターについては、ロビーとホールの空調機器が落雷によって故障したため、基盤を取りかえるものであるとのことあります。

次に、9目、文化財保護費には、宗功寺墓地（島津家墓所）の国指定に向けた取り組みに伴う、土地の寄附による分筆測量業務委託料9万6,000円が計上されています。

質疑の中で、宗功寺墓地の管理面と分筆業務の内容についてたまたまのところ、宗功寺墓地の管理は、現在シルバー人材センターに委託している。また、今回の分筆測量については、島津家墓所の所有者である第18代当主島津忠之氏に、国の文化財指定に向けて協力依頼を行ったところ、島津家で直接管理している墓地の約24平方メートルは今後も所有するが、その他の土地1,238平方メートルについては町への寄附申し出があったことから、分筆測量を行い、町有

地として登記するものであるとのことであります。

次は、10款6項、保健体育費についてであります。3目、学校給食費の備品購入費68万7,000円の中には、宮之城給食センターで使用するスポットクーラー2台分が含まれていません。

質疑の中で、スポットクーラーは排気によるほこりも発生することから、衛生面を考慮し、エアコン設置は考えなかったものかただしましたところ、ことし7月の産業医による現場診断において、高温多湿の環境は職員の健康面に悪影響を及ぼすとの指導を受けた。食品を直接取り扱う調理場ではスポットクーラーの使用はできないが、今回は洗浄室での使用ということで、応急的な対応を行うものである。エアコンによる全面的な空調機器となると、数百万円から1,000万円程度の費用が必要になることから、消毒をする前の段階であれば使用してもよいとの指導を受けて、洗浄室だけの対策としてスポットクーラーを設置するとのことであります。

次は、「議案第68号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、主に水道施設に係る配水管の移設改良や取水ポンプの取りかえ工事等について追加補正するもので、改良事業費の570万円は、虎居地区の海老川地区配水管改良の延長280メートルを行うもので、公道への移設工事であるとの説明であります。

次は、「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の調整及び道路改良とあわせた配水管の改良、ろ過ポンプ取りかえ工事等について追加補正するもので、原水及び浄水設備費の200万円の増は、観音滝浄水場ろ過ポンプ取りかえ工事及び鶴田中央浄水場開閉台2台の取りかえ工事を行うもので、配水設備費の280万8,000円の増は、求名地区配水管布設工事等を行うものであるとの説明であります。

最後に、次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず初めに、今回整備を進める移住定住体験施設は、今後インターネットに掲載する上で、位置的にも環境的にも検討する必要があると考えられることから、移住定住の促進に向けたお試し住宅の選定についてただしましたところ、今回は初めて取り組むものであり、体験施設としての位置づけではなく、一時的に住む場所としての宿泊施設的な方向で捉えているところである。さつま町に魅力を感じていただく移住体験は、それぞれの目的に適した場所があると考えており、まずはさつま町の魅力をどのように発信していくか、移住定住を希望する方に、こういう施設を設けて、受け入れができるようにすることが一番の重点項目であると考えているとの答弁であります。

この答弁を受けて、8月に行政視察を行った各委員と執行部の間でお試し住宅としての捉え方に温度差があったが、移住定住希望者が体験をしたい要望事項については、全て行政の方で手配を整え、少なくとも施設利用者の20人に1人ぐらいは移住定住につながるように、行政としてのフォロー体制に万全が期されるよう要請しました。

次に、観光拠点としての鉄道記念館周辺の景観整備と虎居地区の空港バス停留所の設置要望への対応を今回の整備計画の中で検討する必要があると考えられることから、宮之城鉄道記念館の駐車場整備計画についてただしましたところ、現在は物産館も設置され、南国交通の窓口機能も有する施設となっているが、交通ターミナルとしての駐車場不足が以前から課題になっていたところである。本町の玄関口として、敷地内全てを駐車場というのはふさわしくないことから、ある程度の緑化も必要であり、今回の整備に当たっても景観には配慮したいと考えている。また、

空港バスの時間短縮については、特に空港へ向かう便への配慮が必要なことから、乗降場所を現在の鉄道記念館から北側の駐車場とし、そのまま空港に向かうようにすることで相当の時間短縮が図られると考え、指示をしているところである。なお、この時間短縮により、虎居地区への空港バス停留所の設置の可能性も含め、今後さらに設計の段階で詰めていきたいとの答弁でありました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」から「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案4件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第62号 さつま町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」から「議案第65号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」から「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案4件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第66号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」から「議案第69号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

△日程第9「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第10「議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第11「議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第12「議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」、日程第13「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第13「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第72号から議案第76号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

平成27年度の国の経済情勢は、経済再生に向けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢からなる経済政策によりまして、デフレ脱却、経済再生と財政健全化を目指し、緊急経済対策に基づく大型補正予算の編成や地方創生の取り組みを効果的かつ効率的に支援するための新型交付金制度が創設されるなど、景気の底割れ回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図ってきた結果、企業収益の増加や雇用、所得環境の改善が見られ、景気回復の動きが波及しつつあるところであります。

こうした中、地方財政計画におきましては、厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般において徹底した節減、合理化を進める中で、高齢化の進行や子ども・子育て、家族支援など、社会保障関係費の増加を反映した計上を行うとともに、緊急防災減災事業や地域の元気創造事業費が計上され、平成27年度補正予算においては、低所得高齢者への支援や地方創生関連施策が計上されるなど、地域活性化に向けた財源措置が行われたところでございます。

本町における平成27年度の当初予算におきましては、総合振興計画実施計画や各種個別計画並びに町長のマニフェストに基づきまして、新規事業に取り組む一方で、既存事業の廃止など、事業の選択と集中を念頭に置きながら、また国の補正予算への対応など、総合的に調整しながら予算措置を行ったところであります。全体では、前年度を上回る予算となったところであります。

決算規模につきましては、歳入では、地方消費税交付金が大きく伸びたものの、普通交付税や町税の減が大きく前年度を下回ったところであります。一方、歳出におきましては、庁舎建設等の事業、あるいは消防救急デジタル無線整備の改善ということもあったものの、一方では国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金、町道整備、多面的機能支払交付金、農地中間管理機構等への補助金等の増の影響が大きくて、前年度を上回ったところであります。

なお、普通交付税の段階的縮減期間に入りまして、加えて人口減少等によります交付税のさらなる減少が危惧されましたことから、多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民サービスを確保するため、今後におきましても選択と集中を基本とした計画的かつ効率的な財政運営を行わなければならないと強く感じているところであります。

また、熊本地震を初め、全国各地において集中豪雨や竜巻などの自然災害が多発し、町民の防災への意識が高まる中、本町におきましても過去に発生した地震災害や河川災害等の教訓をもとに、町民の安心・安全の確保のため、あらゆる災害等を想定した危機管理体制の構築にも取り組んでまいりたいと思っております。

今後におきましても、引き続き議会及び町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げるところでございます。

それでは、各会計の決算状況について申し上げます。

まず、一般会計でございます。歳入決算額では154億1,523万2,000円となり、前年度に比べまして2億1,496万6,000円、1.4%の減となっております。

また、財源内訳におきましては、町税や分担金、負担金、使用料及び手数料などの自主財源が49億1,543万4,000円ということで、全体に占める割合は31.9%となっております。

一方、地方交付税や国県支出金などの依存財源は104億9,979万8,000円ということで、68.1%となっております。前年度と比較しますと、自主財源比率で0.7ポイント増加いたしておりますが、全体に占める割合は、依然として国、県などの依存財源の占める割合が高い状況でございます。

一方、歳出の決算額におきましては、143億8,264万5,000円ということで、前年度に比較しまして9,446万4,000円、0.7%の増となっております。

増となった要因といたしましては、消防救急デジタル無線の整備、あるいは公債費などの減があった一方で、町道整備、高機能消防の指令センターの更新、多面的な機能支払の交付金、農地中間管理機構等の補助金等が増になった関係で伸びとなっております。

それから、性質別の経費の増減で主なものにつきましては、義務的経費のうち、退職手当負担金の一括精算に伴います人件費の増、扶助費におきましては、保育所運営費や社会保障制度の見直し等サービスの拡充によります増がっております。一方で公債費の減によりまして、1億1,021万1,000円の減であります。

投資的経費につきましては、消防救急デジタル無線整備などによります減はあったところがございますが、町道整備、それから高機能消防指令センターの更新、台風被害によります災害復旧事業などによりまして、1,325万9,000円の増でございました。

その他の経費のうち、物件費におきましては小学校の備品購入などの増、補助費等におきましては多面的機能の支払交付金、また農地中間管理機構等の増に加えまして、国民健康保険事業特別会計への法定外の繰出金があった関係によりまして、1億9,141万6,000円の増となったところであります。

歳入から歳出を差し引きました形式収支におきましては10億3,258万7,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源7,225万3,000円を控除した実質収支におきましては、9億6,033万4,000円の黒字となったところであります。

主な財政指標についてであります。経常収支比率が87.2%から87.9%ということで、0.7ポイント上昇いたしました。主な要因としましては、分母側において普通交付税及び町税の減があったということ、分子側におきまして人件費、公債費の減が上げられるところであります。

また、実質公債費比率は、公債費負担適正化計画に沿った順調な推移によりまして、平成27年度においても着実に改善をいたしまして、ここ3年間の平均値が、地方債許可基準となっております18%を大きく下回りまして7.6%と、前年度に比較しましても1.7ポイント改善をいたしたところであります。

今後におきましても、数年は改善傾向にあるというふうと考えておりますが、それ以降は平準化するという見通しを持っておりまして、上昇していくことも予想されております。これまで以上の計画的な取り組みを図っていく必要があると考えております。

さらに基金につきましては、財政調整基金が決算積立を含め3億5,701万1,000円、主な特定目的基金では、まちづくり振興基金2億5,103万6,000円、公共施設整備基金2億105万8,000円をそれぞれ積み立てたところをごさいます、基金総額においては7億2,812万9,000円の増となっております。

次に、特別会計につきましてでございます。

まず、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入決算額が42億9,886万1,000円、歳出決算額40億8,473万7,000円、差し引き2億1,412万4,000円の黒字となっております。平成27年度、保険税の引き上げを行うための改正を行う一方で、安定した国保財政運営を図るために、国民健康保険の基金2,812万6,000円を積み立てたところであります。歳出決算額におきましては、対前年度比較で5億6,948万円、16.2%の増となっております。

歳出決算額の保険給付費総額は24億7,558万3,000円で、歳出全体の60.6%を占めておりまして、当年度末の被保険者数5,835人で除した1人当たりの保険給付費は42万4,264円となっております。今後とも、引き続き生活習慣病の早期発見早期治療に努めまして、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施しまして、医療費の適正化に努めてまいりたいと思っております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額3億1,900万3,000円、歳出決算額3億1,609万1,000円、差し引き291万2,000円の黒字となっております。歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億431万2,000円を占めておりまして、歳出全体の96.3%でございます。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額を32億7,824万5,000円、歳出決算額31億4,191万7,000円、差し引き1億3,632万8,000円の黒字となっております。

歳出決算額は対前年度比較で2,755万1,000円、0.9%の減であります。また、歳出決算額の保険給付費の総額は29億8,206万2,000円で、前年度と比較しまして3,803万5,000円、1.3%の減となっております。今後におきましても、給付の適正化、統合事業の取り組みを進めまして、地域支援事業の充実を図りながら、高齢者の支援に努めてまいりたいと思っております。

最後に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額5,515万円、歳出決算額5,141万5,000円、差し引き373万5,000円の黒字となっております。なお、加入戸数は393戸ということで、前年度に比較しまして1戸の増となっておりますが、今後におきましても加入促進を図りながら、区域内の水質改善と生活環境の向上に努めてまいります。

なお、平成27年度におきます施策の具体的な内容、成果につきましては、別途決算書及び主要施策の成果説明書並びに総合振興計画実績調書を添付してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

次に、「議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業の運営につきましては、給水人口が年度末現在で9,238名ということで、前年度に比ばまして159人の減、年間総給水量は100万1,241立方メートル、1,307立方メートルの減ということになっております。

経理の状況におきましては、収益的な収支において、収入額が1億4,232万7,000円、支出額で1億2,980万1,000円で、差し引き1,252万6,000円の純利益となっております。

資本的収支におきましては、収入額が1,710万円に対しまして、支出額1億5,726万円で、不足する額は1億4,016万円ということで、これにつきましては損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんをいたしております。

主な施設整備としましては、松山配水池の新設のほか、引き続き水道設備の適切な運用管理や緊急時における危機管理対策等の強化を図るための中央監視システムの整備事業に取り組んだところでございます。

次に、「議案第74号 平成27年度上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

未処分利益剰余金9,661万1,923円につきましては、建設改良積立金への積み立て及び資本金への組み入れにより処分をしようとするものであります。

次に、「議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」であります。

平成27年度から簡易水道事業を統合いたしまして、第2上水道事業として設置をいたしたところでございます。運営状況につきましては、給水人口が1万1,682人ということで、前年度に比べて307人の減、年間総給水量は119万8,624立方メートルで、7,337立方メートルの減となっております。

経理の状況におきましては、収益的収支において収入額は2億7,294万円、支出額が2億5,858万9,000円で、差し引き1,435万1,000円の純利益となったところであります。資本的収支におきましては、収入額が1億1,672万7,000円、支出額が2億3,175万7,000円、不足をする額の1億1,503万円につきましては、損益勘定留保資金と減災積立金等で補てんをいたしております。

主な施設整備につきましては、中央監視システムの整備事業のほかに、取水ポンプの更新、配水管改良などを行いまして、安定供給に努めたところであります。

次に、「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

未処分利益剰余金9,326万9,999円につきましては、建設改良積立金への積み立て及び資本金への組み入れにより処分をしようとするものであります。水道事業につきましては、給水人口の減少などから、経営環境は年々厳しくなる傾向にございますが、水道事業の統合あるいは合理的な事業運営の経営の推進によりまして、安全・安心な水の供給に努めてまいりたいと思っております。

ただいま御説明いたしました議案のうち、議案第74号及び議案第76号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第73号及び議案第75号の各決算につきましては、同法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付しまして、同条第4項の規定により、監査委員の意見をつけ

て議会の認定をお願いしようとするものであります。

以上、平成27年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業につきましては、社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全経営にそれぞれ努めてきたところがございます。ここに改めて議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、あわせて御審議のほうよろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○柏木 幸平議員

ここで動議を提出します。

ただいま議題となっております議案5件につきましては、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

15番、柏木幸平議員から、ただいま議題となっている議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、岩元涼一議員、宮之脇尚美議員、東哲雄議員、新改幸一議員、米丸文武議員、森山大議員、木下敬子議員、上久保澄雄議員、以上の8人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△日程第14「陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重

要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町中津川3944番地、川内原発30キロ圏住民ネットワークさつま町、若松静美氏から平成28年2月24日に提出されたもので、これまで当委員会において継続審査となっていた案件であります。

陳情の趣旨は、鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求めるというものであります。

審査に当たりましては、町当局から総務課長ほか関係職員の出席を求め、九州電力による計画の変更、原子力規制委員会での審査状況、鹿児島県の対応などについて説明を受けたところであります。

審査の中では、九州電力は原子力規制委員会に対し、免震重要棟の新設計画を提出することで新規基準適合審査に合格したが、原発の再稼働直後にこれを撤回し、耐震構造へと計画を変更する行為は非常に不誠実であり、到底納得できるものではないとの意見が出されました。

一方、原子力規制委員会は、免震重要棟の新設撤回について議論した結果、耐震構造への設計変更を容認していること、知事が九州電力への免震重要棟の早期建設を要請するかどうかは、新たに就任された三反園知事が責任を持って判断すべきことであるとの意見も出されました。

本委員会では、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

[岩元 涼一議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。「陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立者なしです。よって、「陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情」は不採択とすることに決定しました。

△日程第15「陳情第6号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「陳情第6号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「陳情第6号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町中津川3944番地、川内原発30キロ圏住民ネットワークさつま町、若松静美氏から平成28年6月1日に提出されたもので、これまで当委員会において継続審査となっていた案件であります。

陳情の趣旨は、熊本地震を教訓として、九州電力に対し、川内原発の定期検査の前倒しを求めること、鹿児島県知事に対し、川内原発の避難計画の見直しと免震重要棟に関する説明会、公開討論会の開催を求めること、原子力規制委員会に対し、川内原発の運行停止指示と原子力災害対策指針の見直しを求めること、さつま町議会に原子力特別委員会を設置すること等であります。

審査に当たりましては、町当局から総務課長ほか関係職員の出席を求め、熊本地震の影響と川内原発の稼働状況、原子力規制委員会の見解、鹿児島県の対応などについて説明を受けたところであります。

審査の中では、本陳情の趣旨のとおり、熊本地震の被害状況を検証し、川内原発で重大事故が発生した場合でも対応できる避難経路や屋内退避のあり方を関係機関と協議し、抜本的に見直すことが必要である、さつま町は川内原発から30キロ圏内に位置し、町独自の原子力災害避難計画を策定しているが、町外の避難場所の確認、移動する手段、道路渋滞など町民の不安は解消されておらず、災害避難計画の見直しを鹿児島県と協議すべきではないかといった意見が出されました。

一方、さつま町議会では、本委員会において原発問題を所管していることから、新たに特別委員会を設置する必要はない、原子力規制委員会は、熊本地震による川内原発への影響は、原子炉を自動停止させる設定値に比べて小さいもので、停止させる必要はないとの見解であり、川内原発の敷地内には活断層の存在は認められていないと発表している、新たに就任された三反園知事は、川内原発の避難計画は見直す必要があるとの見解を示しており、九州電力に対して川内原発の即時停止を要請されている。九州電力は停止要請には応じなかったが、定期検査の際に特別点検を実施すること、要支援者用の福祉車両を追加配備するなどの回答があったことから、今後も三反園知事と鹿児島県の動向を見守るべきであるとの意見も出されました。

本委員会では、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。「陳情第6号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立者なしです。よって、「陳情第6号 熊本地震を教訓とし、川内原発の定期検査入りの前倒しと避難計画の見直しを求める陳情」は、不採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第16「報告第8号 平成27年度健全化判断比率の報告について」、日程第17「報告第9号 平成27年度資金不足比率の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「報告第8号 平成27年度健全化判断比率の報告について」及び日程第17「報告第9号 平成27年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第8号 平成27年度健全化判断比率の報告について」と「報告第9号 平成27年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「報告第8号 平成27年度健全化判断比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

続きまして、「報告第9号 平成27年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げ

げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告第8号及び報告第9号を終わります。

△日程第18「所管事務調査報告の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第18「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

総務厚生常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成28年8月2日から4日にかけて、埼玉県北本市と宮城県石巻市において調査を実施しました。

まず、埼玉県北本市では、デマンドバス事業について調査したところであります。

北本市は埼玉県の中央部に位置し、標高30メートルを最高点として、人口約6万8,000人、面積19.82平方キロメートルの比較的温暖な気候に、緑豊かな住宅都市であります。また、東京から約45キロメートルの位置にあり、JR高崎線で都心へ約50分という好条件に恵まれた地域であります。

財政規模は、平成28年度当初予算で一般会計が195億6,000万円、6特別会計を含む総額は346億6,300万円で、特に一般会計歳入総額の46.1%、90億2,300万円が市税の収入で、財政力指数は0.788となっております。

北本市のデマンドバスであります。平成15年に前市長のマニフェストで「コミュニティバスの導入」が掲げられていたものを、平成18年9月定例会において、議会から、「乗り合いバスに固定せず、その他の方法についても柔軟に検討すること」と付帯決議がなされたことから、平成21年に設置した地域公共交通活性化協議会にて北本市地域公共交通総合連携計画を策定し、行政区域が狭いことや、コスト面でもコミュニティバスの経費と比較してデマンドバスが安価になるとの結論を得たとのことであります。

運行に関しては、すべての業務を市内2社のタクシー会社に委託して運営しており、東京大学と民間事業者の共同で開発した経路生成型乗り合いシステムを導入し、配車システムの簡略化、行先の運行経路の完全自動生成など、配車時の負担軽減が図られております。現在登録者は8,000人ほどですが、高齢化に伴い、年々増加の傾向にあるとのことであります。

利用条件としては、北本市内の在住者で、利用者が自身で乗り降りできる人に限られ、車椅子や運転手の補助が必要な方は利用できません。利用料金は、中学生以上の大人が1回当たり300円で、小学生が大人の半額、未就学児は無料であります。平成27年度中の利用者は延べ2万5,773人で、運賃収入は536万6,000円、実績に基づく委託料は2,847万5,000円となっており、当初コミュニティバスで試算した3,900万円と比較しても、効率

的で経費も安くなっているとのことであります。

なお、デマンドバス導入に伴うタクシー事業者への影響については、タクシー利用者が少ない時間帯である午前8時30分から午後5時30分までの運行時間であることから、ほとんど影響はないとのことであります。また、利用者制限についても、市民からの苦情や批判等もないとのことで、おおむね好評を得ているとのことであります。

しかし、現在の車両数では、当日予約がほとんどとれないことや、運行経路の詳細な分析と利用者のニーズに応じた運行を行うため、今年度から2年間の契約期間内に事業を見直し、制度の充実を図りたいとのことであります。

次に、東日本大震災で大きな被害をこうむった宮城県石巻市では、東日本大震災の被害状況と今後の復興について調査いたしました。

石巻市は宮城県の南東に位置し、仙台平野から牡鹿半島を含む面積が554.58平方キロメートルで、市の中心部を北上川が貫流し、古くから肥沃な土地を利用した稲作を中心に農業が営まれ、黒潮と親潮が交わる金華山沖では豊富な漁獲量があるため、漁業も盛んであります。平成17年に隣接する6町と合併し、人口が16万7,000人になりましたが、災害等の影響で、平成27年の国勢調査では14万7,000人に減少し、現在でも年間1,500人程度減少していることから、復興事業を早く進めて、人口減少に歯どめをかけたいとのことであります。

財政規模は、平成28年度当初予算で、一般会計2,215億5,000万円、11特別会計と1病院事業会計を含む総額は、3,098億2,942万6,000円と大きな予算規模であります。一般会計の災害復興関連分のみで1,551億6,380万円にも及び、予算総額の約50%を占めております。

災害発生時の状況であります。平成23年3月11日午後2時46分、牡鹿半島の東南東130キロメートル付近を震源地とするマグニチュード9.0の海溝型地震の発生により、石巻市では震度6強を観測し、その後高さ8.6メートルの津波により、市内の73平方キロメートル、市面積の13.2%が浸水しております。この一連の災害による被害状況は、人的被害で死者3,181人、行方不明者419人、建物被害が、全壊2万39棟、半壊・一部損壊が3万6,663棟となっており、石巻市の全住家の76.6%が被害を受けております。

被害発生後の避難者の状況であります。3月17日のピーク時では、259カ所に5万758人の避難があったとのことであります。市街地にある市庁舎も1.2メートルほど浸水しておりますが、津波が引いたあと、市内の至るところに遺体が残されていたとのことであります。

研修の説明に立ち会われた議会の事務局長は、当時防災担当部門の次長をされており、多くの職員が車ごと津波に巻き込まれ犠牲になったことから、災害発生直後の職員招集は、災害の内容に応じて状況を見きわめ、慎重に行う必要があると悲痛な思いを語られました。また、津波の避難訓練は毎年実施していましたが、高齢者の多い地区もあり、本来高台へ誘導すべきものを近くの体育館等で済ませていた結果、地震直後も訓練で使用していた体育館へ避難され、津波の犠牲になられた高齢者も多かったとのことであります。

仮設住宅であります。応急仮設住宅を133カ所で7,122戸を建設し、入居者がピーク時で1万6,788人、民間賃貸住宅の借上げは2,617戸で、ピーク時の入居者が1万5,482人となっております。また、仮設商店街を3カ所、仮設病院・診療所を5カ所設置されております。

災害復興の進捗状況であります。海岸線に沿って延長17キロメートル、高さ2.4メートルから8.4メートルの防潮堤を建設し、非可住地域を設けて、この内側に盛土による道路等を建設し、二重の防御が図られるよう工事が進められております。津波が遡上してきた北上川両岸

の河川堤防も、防潮堤から連続する形で工事が着手されており、両岸で約19キロメートルになるとのことです。

このほか、被害の大きかった地域は、区画整理や市街地再開発事業、海岸線にあった住宅の高台への集団移転、復興公営住宅の建設、新たな住宅団地の造成、緊急時に避難できる津波避難タワーの建設、市民病院や診療所の移転、新築、港湾や漁港の整備など大規模な事業が多岐にわたっており、ソフト面でも独自の支援策が幅広い分野で準備されています。石巻市に係る国や県、市を含めた総事業費は、1兆2,000億円程度が見込まれています。

改めて5年前の東日本大震災の被害の大きさを痛感したところではありますが、全国の自治体から派遣されていた職員の数も少なくなっており、臨時職員の雇用の延長や退職者の再雇用で対応しているとのことでした。

最後に、今回の調査を通じての所見を申し上げます。

まず、埼玉県北本市のデマンドバスですが、行政区域が狭く、コミュニティバスよりもデマンドバスのほうが効率的で、運行経費も安価になるのではないかと感じたところでもあります。乗車中の利用者を送り届けても、次の乗車場まで10分から15分程度で行けるため、相乗りはほとんどなく、運行開始直後に高齢者の利用割合は60%を超えていたが、最近は幼稚園や保育園、塾の送迎などの利用者も増えているとのことでもあります。

本町の場合、行政区域が広く、集落も町内全域にわたって点在しているため、デマンドバスが適当かどうかは議論の必要があると思われそうですが、交通弱者の公共交通の確保と行政サービスの公平性という観点から、現在のコミュニティバスの利用状況や運行経路、利用者のニーズ等の詳細な検証を行い、より効率的で利用しやすい運用が図られるよう、執行部のさらなる努力を要請いたします。

なお、北本市の現王園孝昭市長ですが、これまで3期12年間、北本市の市議会議員を務め、平成27年4月に市長に就任されています。市長は本町の白男川地区出身ということもあり、研修期間中大変丁寧な対応をしていただきました。

次に、宮城県石巻市の災害と復興の関係ですが、車窓から現地を視察しましたところ、防潮堤はほぼ完成しているように見受けられましたが、防潮堤から内側は広大な更地となっており、バスの運転手の話では、以前は風光明媚な場所で、住家や水産加工施設、工場などがあったが、津波により建物のほとんどが全壊もしくは消失したとのことでした。東日本大震災では、それぞれの機関で多くの反省点があるとのこと、随時見直しがされておりますが、犠牲者を少しでも少なくするよう、今後も自治体や防災機関などの緊密な連携が必要不可欠であると感じたところでもあります。

本町においても、避難訓練を各公民会に要請され、毎年実施しておりますが、行政や消防署、消防団などが連携し、住民を巻き込んだ訓練のあり方について検討する必要があると思われそうです。防災対策はハード事業も必要ですが、何よりも町民一人一人の意識の高揚が命を守ることにつながるため、このことについても再度行政で検証され、災害の種類に応じた的確で緊張感のある避難訓練を実施されるよう要請いたします。

以上、調査の概要を申し上げますが、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも生かされるよう重ねて要請し、調査の報告といたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これからただいまの総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成28年8月2日から4日にかけて、本委員会の継続調査事項のうち、移住定住の促進に向けた取り組みについて、兵庫県朝来市及び鳥取県岩美町において調査を実施いたしました。

まず、朝来市は兵庫県のほぼ中央部に位置し、平成17年4月1日に朝来郡4町、生野町、和田山町、山東町及び朝来町の合併により誕生した行政区域面積約403平方キロメートル、平成28年7月末人口3万1,584人の市で、京阪神からは鉄道、高速道路等を利用しておよそ1時間半から2時間で、また姫路からはJR播但線や播但連絡道路等を利用しておよそ1時間で直結する距離にあり、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝の地にあります。

また、豊かな自然と数多くの遺産があり、茶すり山古墳を初めとする多くの古代遺産や国史跡の竹田城跡、史跡の生野銀山など、中世から近世にかけての遺産や由緒ある神社、仏閣、各地に伝わる伝統芸能などの歴史文化遺産、四季折々の自然に包まれたキャンプ場、公園、温泉などが市内に数多くあり、これらの多くの遺産を有効に利用しつつ、広域交流拠点のまちとして「人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市」を目指されています。

朝来市は、人口の自然減が極めて顕著に表れている現況から、U I Jターンの促進と定住化に対する各種の取り組みを行ってきた結果、「田舎暮らしの本」を出版する株式会社宝島社の2016年版住みたい田舎ベストランキングにおいて、全国で1位に選ばれています。この「田舎暮らしの本」の出版は2012年からスタートしたもので、定住促進に積極的な市町村に10ジャンル、全106項目のアンケートを実施し、田舎暮らしの魅力を数値化してランキング形式で紹介しているものです。

朝来市は近隣に姫路、神戸、大阪、京都といった大都市圏を抱えており、条件的にも取り組みやすい環境にありますが、朝来市の関連する各種の事業展開には、市の将来を見据えた厳しい状況等を住民に十分周知され、理解を求めた上で取り組んだことが各施策の推進を実効性あるものとしています。

また、市の創生総合戦略に、ひと、しごと、まちの3つの基本目標を置き、移住定住施策の総合的な推進が図られ、空き家活用による定住促進施策の空き家バンク、暮らし体験住宅の整備、多世代同居支援、住まい支援、子育て支援、起業支援、若者遠距離通勤支援及び婚活支援など、多くの支援体制が設けられています。

なお、この窓口として、市長公室に市長直轄のあさご暮らし応援課の設置がなされ、職員6名により移住定住者への対応をワンストップで行っていることで実績も上がっておりますが、まずは行政区ごとの人口ビジョンを示しながら、今後の地区の存続に危機感を持っていただくための説明を行っていることが重要であり、いかに多くの支援制度を設けても、それらをよりよき方向へと進めていくためには、居住されている住民との相互理解を図る取り組みこそが最も重要であると思われました。

また、国の制度をうまく利用し、地域おこし協力隊員が9名もいることから、買い物支援や有害鳥獣の駆除支援など、幅広い活動がなされています。このことは、現在まで地域おこし協力隊員がいない本町にあっては、地方創生事業の活用がこれまでの進め方でいいのか、協力隊員が応募しやすくなるように、本町が進めたい施策と若者が取り組んでみたい内容をうまく組み合わせ

ることが重要であり、今一度募集内容を再検討して、国の制度を有効に活用すべきであると感じました。

次に、岩美町は鳥取県の最東北端に位置し、昭和29年に9町村で合併し、行政区域面積約122平方キロメートル、平成28年7月末人口1万1,949人の町で、町の中央を蒲生川が、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている扇ノ山麓から15キロメートルにわたって貫流し、日本海に注いでいます。川の周辺に農地、集落などが形成されていますが、全体的には山林が多く、北に面して地勢が傾斜しています。

また、日本海側に面する東西およそ15キロメートルのリアス式海岸を総称して浦富海岸と呼んでおり、山陰海岸国立公園に指定され、世界ジオパークネットワークに加盟した山陰海岸ジオパークの一部として、海と山と温泉の豊かな自然に恵まれた町で、岩美町にあっても2016年版住みたい田舎ベストランキングにおいて、朝来市と同率で、町では初の全国1位に選ばれています。

岩美町は、地方創生の総合戦略として、まず町の実情、町民の声を踏まえた総合戦略を策定され、チャレンジする若者が集うまちを目指し、若者の転出防止や移住定住を促進するために、「自然・資源を活かした元気なまちづくり」、「子どもを産み育てる希望が叶い、安心して暮らせるまちづくり」、「住み続けたい、帰ってきたい、住んでみたいまちづくり」の3つのまちづくりを柱として、これらの基本目標に沿った施策を展開されています。

住まいについては、空き家を住居として改修する費用の助成、固定資産税の減免制度導入、新築住宅費用の助成及び新婚世帯の賃貸住宅家賃の助成を、仕事については、町内で新たに起業する場合に、一定条件のもと、創業・開業に係る費用を助成、さらには商工会等との連携により、就職活動の支援体制を、暮らしについては、町立の総合病院の運営、高齢者への町内医療機関、公共施設等までのタクシー代の助成を、また、各種情報の提供としては、町内全域にケーブルテレビ網が整備されており、加入に必要な工事費は町が負担されています。また、子育てに対しては、働きやすい環境づくりとして、出産・産後に必要な経費の助成を初め、保育料の軽減や自然環境を生かした特色ある学校づくりと、30人以下の少人数学級編成により、生活習慣、基礎学力の定着、学力向上に努められています。

岩美町が特に脚光を浴びるようになったのは、町の主要な観光地等をロケの参考地として制作されたアニメ映画「ハイ★スピード！」の公開を記念しての東京における移住・交流フェアに370人が来場、そのうち100人の定住希望があるなど、多くの若者が訪れるようになったことで、観光客の増加につながり、体験型住宅の活用を初めとする移住定住に対する支援施策の充実とまちの持つ魅力を最大限引き出したことが大きな要因となっているようです。

また、地域おこし協力隊員も新たに4名採用されていますが、うち2名はアニメがきっかけで移住されており、期間が満了した協力隊員3名は現在も岩美町に住み続けて、独自の田舎暮らしの情報を発信しているとのことでもあります。

なお、支援施策の若者新婚世帯の家賃サポートについては、助成の条件として、夫婦のいずれかが40歳以下であることや自治会への加入を義務としていること等から、申請者が減少傾向にあるといった課題も出ているようですが、それ以上に地場の資源や環境を生かした取り組み、IT企業との連携、居住者による魅力の発信と移住へのサポート、斬新な企画による事業の実施など、移住者が移住者と呼ぶといった取り組みの効果が大きいと思われました。

最後に、今回の調査を通して感じたことは、朝来市においては、天空の城として国史跡の竹田城跡が有名ですが、観光立市を目指して、10年前に2万人であった観光客が現在は60万人に上がっていることから、本町ももう少し視点を広げ、新たな観光施策の実施に踏み込

む必要があると思われま。また、地域おこし協力隊の活用には、地域の理解と協力が重要であることから、地域の理解を得るため、職員を含めた人材の育成が急務であると考えま。

岩美町においては、移住定住希望者に対し、町長、議長らによる町内の案内など、身近なトップセールスの実施を初め、町民の受け入れ態勢も協力的で、ターゲットを若者に絞ったまちの魅力の発信、住宅の確保に努められており、外部への情報発信に当たっては、ターゲットを絞った施策の展開も必要であると考えま。また、移住定住に限らず、地場産業育成の面において、一人でも多くの高校生が地元に残るように、地元の企業が高校新卒者等を正規雇用した場合の人材育成に要する経費の一部を助成する制度を設けていることは、若者の流出を防止する有効な施策であると評価したところでありま。

なお、今回の調査には、移住定住を所管している企業誘致対策室の担当職員も同行し、短い時間ではありましたが、視察先の取り組み内容について意見交換を行っております。視察した2自治体の活動内容を参考にし、本町の施策に活用できるものは取り入れ、また、基本的なスタンスも考えるときではないかと思われるので、先進地の業務内容を共有する上から、今後の調査の実施に当たっても担当職員の参加を要望し、調査の概要を申し上げ、報告といたしま。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これからただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めま。

これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第19「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第19「議員派遣の件」を議題としま。

お諮りしま。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思いま。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めま。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しま。

△日程第20「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第20「閉会中の継続審査・調査について」を議題としま。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りしま。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めま。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とす

ることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって議会を閉じ、平成28年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 米 丸 文 武

さつま町議会議員 新 改 秀 作

